

772
54

772

54

作戰要務令第二部詳解

卷四第

東京

成

武

堂

412



戰要務令第二部詳解

卷四第

東京
成武堂





海軍要務令第一二將精輯

第四卷

東京海軍省



緒言

本書は作戦要務令綱領及第二部の詳解である。茲に本書を公にするに至りし理由は他ではない。新令各條共に其の意義頗る深遠であつて、尠くも初學者は單に本文を通讀するのみにては、到底其の眞義の存する所を正解し難く、之を應用する上に於ても亦遺憾の點必ずや多きを虞れた爲である。而して本令が最も精細的確に、皇軍の各幹部に理解せらるることは、延いて皇軍の戰鬥力を強大ならしめ、其の精銳に一段の光彩を添ふる所以であると確信するのである。

茲に於て編者は、當局の了解を得、且貴重なる資料と御支援を與へられたるに感激し、乏しきを以て編纂に著手した次第であつて、其の内容には最新の資料を取り入れ一段の工風を凝らして編纂したものである。

併しながら諸種の事情に依り自ら言はんと欲するを言ひ得ざるを遺憾とするものであるが、讀者一度本書を繙かば、此等の消息が自ら釋然たる

772

54

ものがあらう。然り而して他に於て此の種研究書を需められんとするも、之を許さざるの状況に在る。即ち茲に於て本書の重大使命が存するのである。

若し夫れ本書に據りて、聊かたりとも讀者の戦術及指揮技能の向上に資し得ることが出来たならば、編者の至幸とする所である。

昭和十四年四月

編者 田中 謙

作戦要務令第二部詳解 第四卷

目次

第三篇 防 禦(續き)	一
第一章 防禦陣地及陣地占領(續き)	一
第二章 防防戦闘	九七
第四篇 追撃及退却	一七
第一章 追 撃	一八〇
第二章 退 却	二五〇

作戦要務令第二部詳解 第四卷 目次 終

就き記述せられたのである。

獨逸軍隊指揮第四百六十七に次の如く述べてある。

戦車は之を攻撃的に使用すべし。戦車は軍隊指揮官の手裡に在る決勝を齎す豫備にして、反撃及敵戦車の制壓の爲特に適當なり。戦車の準備配置は通常敵砲兵の有効射界外の遠く後方に於て行ふものとす。戦場の直接觀察は希望するところなり。其使用の能否に關し偵察するを要す。

戦車は一般軍隊指揮官の命令に依り使用せらるるものにして、軍隊指揮官は其の攻撃時機、攻撃目標及他兵種との協力を規定す云々と。

而して本條に於ては戦車は通常之を逆襲に使用することとなして居る。之が爲當初師團長の直轄として控置し、使用方面が決定したなれば成るべく速かに該方面の第一線部隊に配屬するを通常とするのである。

戦車は未だ之を使用せざる間は、豫想する使用方面、地形、敵砲火の關係等を考慮して其の位置を定め、意圖を明示して豫め爾後の進出及諸兵種の協同等に關する諸準備を周到ならしむる必要があるのである。

逆襲の爲戦車を使用するに方つては目標を示し神速短切なる攻撃を行はしむる

のである。

以上の諸件は前記獨逸軍隊指揮第四百六十七と其の精神を同うして居る様に考へらるるのである。

次に述べんとすることは優勢なる敵戦車と對戦すべき狀況に於て、例へば今次のノモンハン事件の場合に如何に處置するを適當とするかにあるが、此の場合に於ては友軍對戦車火力との協調を特に緊密ならしめ、敵戦車が或は其の支援火力と分離し、或は兵力と分散せる等不利なる状態を捉へ、之に乗ずことを得ば有利の戦闘を交ふることが出来るのである。防禦の戦車用法の一場合として、狀況に依り敵の攻撃準備間戦車を以て之を急襲擾亂せしむることもある。

本條に關聯する條項として左に赤軍野外教令第二百三十三を參考までに掲げて置く。

各兵團ノ固有並配屬戰車ハ共ニ打擊部隊ノ編成ニ入ルモノトス

各戰車大隊ハ機動ニ便ナル地帯ヲ熟知シ地雷地域及偽裝セル對戰車壕ノ所在ヲ探究且標示シ

對戰車砲及中隊ノ位置ヲ承知セザルベカラズ

若シ時間ノ餘裕アラバ戰車ノ逆襲發起位置ニ遮蔽シテ各戰車ヲ配置シ得ル如ク特別ノ戰車壕

ヲ準備スルヲ要ス

第七十一 砲兵ハ所望ノ如ク火力ヲ運用シ得ルヲ主トシ成ルベク之ヲ縦深ニ配置シ其ノ任務ニ應ジ敵ヲ遠距離ニ支ヘ又ハ最後ノ時期ニ至ル迄其ノ位置ヲ變ズルコトナク歩兵ニ協同シ得併セテ敵砲火ノ損害ヲ避ケ緊要ノ時機ニ於テ十分ナル威力ヲ發揚スルニ遺憾ナカラシムルヲ要ス敵ノ近接運動及攻撃準備ヲ妨害スル目的ヲ以テ當初主陣地帯ノ前方ニ一部ノ砲兵ヲ配置スルコトアリ

狀況ニ依リ砲兵ヲ歩兵ノ抵抗地帯内ニ配置セザルベカラザルトキハ特ニ抵抗地帯直前及内部ノ戦闘竝ニ逆襲ニ方リ動作ノ自由ヲ失ハザル如ク注意スルヲ要ス
 観測所ノ位置ハ歩兵ノ抵抗地帯ノ後方ニシテ所望ノ地域ヲ観測シ得ル地點ニ選ブヲ得ベ最モ可ナリト雖モ若シ適當ノ位置ヲ發見シ得ザルトキハ之ヲ歩兵ノ抵抗地帯内ニ置キ或ハ之ガ爲特ニ抵抗地帯ノ一部ヲ前方ニ出スノ止ムヲ得ザルコトアリ其ノ他夜間又ハ濃霧、塵煙等ノ爲観測困難ナル場合ニ於テモ任務ノ達成ニ支障ナカラシメンガ爲要スレバ観測所ヲ主陣地帯前方ノ要點ニ配置シ所要ノ歩兵ヲ以テ之ガ掩護ニ任ゼシムルコトアリ

本條は砲兵の配置に關し記述せられたのである。防禦に於ける砲兵は所望の如く火力を運用し得るを主とする如くせられてあることは本令に於ても綱要のときと同様である。又防禦に於て砲兵の縦深配置を有利とすることは次の理由に基くものである。

防禦に於ける砲兵も亦成るべく同一配置に於て諸般の任務を遂行し得ることが最も望ましいのである。而して攻撃に於ては一定の主動的計畫の下に攻撃の部署を定め、戦闘を指導し得るから、砲兵の配置も自主的に之に適應する如く決定することが出来るけれども、防禦に在つては、敵は必ずしも我が豫想の如く行動するのではないから、砲兵の配置も受動的となるのは己むを得ないところであつて、最初でなないから、砲兵の配置に應じ、戦闘經過に適應する如く遺憾なく戦闘を實施することは餘程困難であるといはなければならぬのである。地形が蔭蔽錯綜して居る狀況に於ては特に然りとするのである。又防禦に於ては砲兵の戦闘準備に比較的大なる餘裕を有するから、各種の敵情に對應し得る如く砲兵の配置を定むることは大した困難でなく、否易々たるものである。と主張するものもあるけれども、陣地上及陣地前の地形に依つては常に必ずしも然うとは言へないのである。故に防禦に於ては左右前後に廣く地域を使用して砲兵を横廣縦深に配置し叙上の目的に副ふ様に勉めなければならぬのである。而して縦深に配置するときには次の如き利益を享受することが出来る。

1. 敵を遠距離に支へんとする任務を擔當せしむべき砲兵は、射程之を許さざるに於ては成るべく前方に配置して、其の任務遂行に遺憾なからしむることが出来るのである。

2. 敵を遠距離に支へる目的には之を使用しないけれども、敵が某程度に近接した時期より最後の時期に至るまで敵歩兵を射撃せしめんとする砲兵は、我が歩兵を超過して行ふ射撃に支障なからしめんが爲、彈道性能を顧慮し適宜後退せる位置に配置することに依り其の目的を達し得るのである。

3. 横廣縦深に配置するときは、自然に敵砲火を分散せしめて其の損害を減少し得るの利益があるから、彈藥補充の繼續する限り、戰鬥力を保持する可能性が大なのである。従つて決戰の時機に於て大に砲火の威力を逞うするを要するに方り、活動し得べき威力を保持し得る所以である。

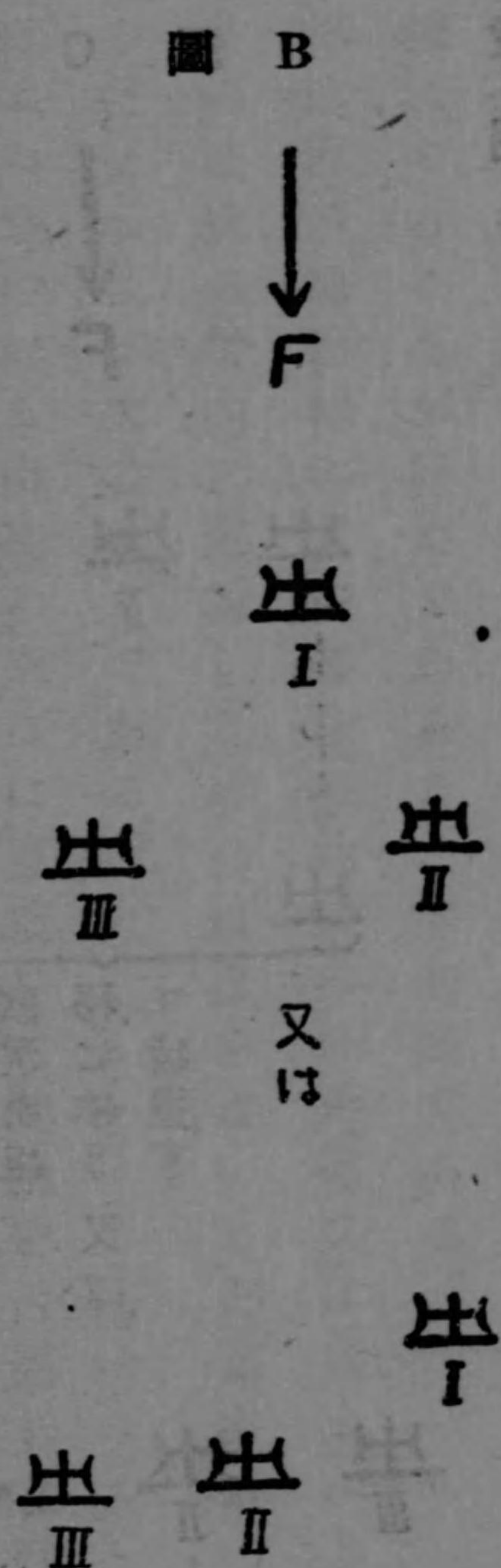
本文には縦深の配置とあるに拘らず、編者が横廣縦深といふのは縦深には横廣を伴はなければならぬのである。例へば防禦の師團に固有の師團砲兵しかない様な場合に於ても、尙且縦深なる字句に拘泥して無條件に例へば三大隊を前後に重疊すべきであると曲解するが如きものがあつたとしたならば、本條の精神に合しないのである。

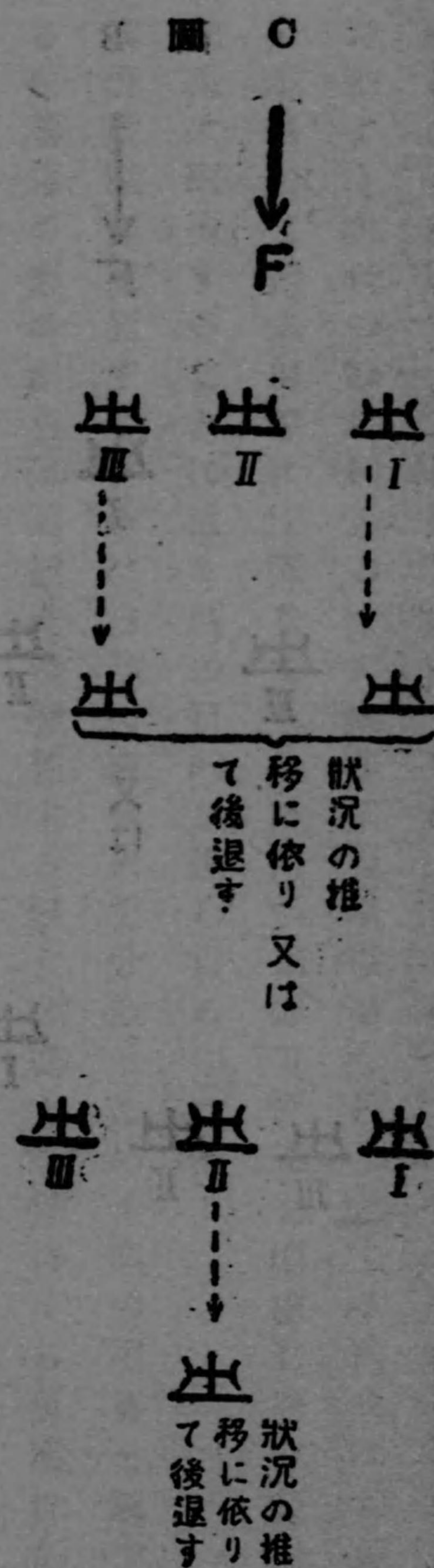
即ち斯る場合に於ては狀況に依り左圖の如き配置中の何れかに出づべきであつて三大隊を前後に二線若くは三線に配置しなければならぬと解するが如きは

決して本條の精神ではないのである。



狀況の推移に依り後退す





説明

- (1) 右の三圖の中何れを採用すべきは砲兵の任務及陣地内に於ける地形特に観測所の状況に依つて異なるのである。
- (2) 陣地を後退せしむることは望ましいことでないものであるけれども、少数の砲兵力を以て時期に應じ最も有利に戦闘せしめんとする爲には已むを得ないのである。
- (3) 右圖は各場合中の一、二の例を示したのであつて、各場合には尙違り繰りの方法はあるのである。例へばC圖に於て全大隊を悉く後退するか、又は全大隊を最初から後退せる位置に在らしむるが如き是である。

次に遊動砲兵に就て説明しやうと思ふ。敵の近接運動即ち開進の配置に就く爲に近接運動を爲しつゝある敵竝に攻撃準備間(開進配置に就き始めてから攻撃準備位置に就き攻撃を開始するまでの間)敵の動作を妨害する爲には、主陣地帯上の最前方の砲兵を以てするも尙且射程又は観測所の關係上或は地形上有効に射撃

することが出来ない場合があるのである。即ち山砲兵師團の如き場合に於ては射程が小であるから、敵の近接運動間射撃することの困難なることは屢であり、又長射程の砲を有する場合に於ても、主陣地帯上に遠望に適する観測所を缺き、且天候の關係上飛行機の協力をも期待することの出来ない爲に、遠く前方を射撃することの出来ない場合もあり、又陣地前の地形上、主陣地帯上の砲兵を以て上述の如き時期に於ける敵を射撃することの出来ない場合もあるのである。斯る場合に於ては遊動砲兵として本陣地帯の前方に一部の砲兵を配置して、此の期間敵を有効に射撃せしむるを有利とすることがあるのである。併しながら此の遊動砲兵は地形上遮蔽して後進するに適し、而かも其の後退の時機を失して不覺を取らない様にすることが肝要であることは勿論である。

1. 日本内地の如き山地の出口に直接して陣地を占領しなければならぬ場合に於て、主陣地帯の縦深が小であつて、歩砲同線に主陣地帯を選定しなければなら

ない状況に在つては、少くも砲兵の一部は、歩兵の抵抗地帯内に之を配置しなければならぬことがあるのである。村落若くは森林の縁端を占領して防禦しなければならぬ場合にも亦同様のことがある。

2. 陣地前の地形に依つては、砲兵の一部を歩兵の抵抗地帯内に配置するのでなければ、前地の大なる死角を消滅することが出来ない場合があるのである。斯る状況に於ては、歩砲同線の不利を忍んでも、尙且思ひ切つて其の一部の陣地を歩兵の抵抗地帯内に選定すべきである。

3. 對戰車砲は成るべく近距離に於て、機を失せず敵戰車を捉へて有効に射撃するを要するのである。従つて之が陣地を歩兵の抵抗地帯内に選定しなければならぬことが多いのである。

右の如く歩兵の抵抗地帯内に布陣せる砲兵は、抵抗地帯内の戦闘に方つては敵歩兵火を被り、又は其の突撃の爲脅威を受け動作の自由を失ひ易いのである。又我が逆襲を支援せんとするに方つては、友軍超過射撃の困難の爲戦闘動作の自由を拘束せられ易いのである。故に豫め其の附近の歩兵と協定を緊密にし、且射撃に關する準備を適切周到ならしめて、斯る動作の自由を失はない様にすることが肝

要である。

觀測所の位置は放列位置の配置の如く縦深に配置する必要はないのである。併しながら敵火に對して危害を被らない地點たることは誠に望ましいのである。此の見地よりすれば觀測所の位置は敵の歩砲火の目標とならない様に、歩兵の抵抗地帯の後方であつて、而かも所望の地域を十分觀測し得る地點を選ぶことが出来たならば最も可とするのであるけれども、主陣地帯内の地形に依つては必ずしも常に此の要求に適合し難いのである。故に若し歩兵の抵抗地帯の後方に適當の位置がなかつたならば、已むなく之を抵抗地帯内に置き、或は觀測所を更に前方に選定しなければならぬ關係上、之を掩蔽する爲抵抗地帯の一部を前方に出すの已むを得ないことすら惹起するのである。然り而して夜間又は濃霧、塵煙等の爲觀測困難となる場合に於ては、主陣地帯内に晝間に於ける良好なる觀測所が存在する場合に於ても、之に依つて射撃を行ふことが出来ないから、已むなく主陣地帯の前方適宜の地點に小兵力の歩兵の掩護の下に之を推進するを可とすることがある。

本條關聯條項として赤軍野外教令第二百三十二を左に掲げ參考に供しやうと思

第二百三十二 歩兵支援砲兵群ト歩兵トノ協同ハ防禦ニ於テモ攻撃ニ於ケルト同様ナリ
 師團ノ防禦地域八軒以上ナル場合ニ於テ地形ノ著シク斷絶セル時及正面一層狹少ナル時ニ於
 テハ歩兵支援砲兵群ハ通常狙撃隊ニ配屬セラレ
 防禦ニ於テハ砲兵ハ縱深ニ互リ數線配屬ヲ探ルモノトス
 歩兵支援文ハ遠距離砲兵ノ陣地選定ニ當リテハ努メテ自然的並人工的對戰車障礙物地雷並發
 見困難ナル障礙ヲ以テ之ヲ掩護スルコトニ努メザルベカラズ
 遮蔽セル各砲兵中隊ノ陣地ハ適時敵戰車ヲ發見スル爲各近接路ニ對シ夫々監視兵ヲ配屬ス
 各砲兵陣地ハ戰車ヲ射撃スル爲八百米ノ直射射界ヲ有セザルベカラズ若シ放列位置ニシテ此
 要求ヲ充シ得ザルトキハ砲兵中隊ハ敵戰車ノ襲撃ニ當リ直接照準ニ依ル射撃ヲ施行スル爲適
 陣(胸牆)上ニ進出スルカ或ハ前車ヲ附シテ特ニ豫定セル對戰車陣地ニ位置ヲ變換ス
 陣地帯内部ニ突入セル戰車ニ對スル射撃ニ當リテハ友軍歩兵ニ損害ヲ與ヘザル如ク注意スベ
 シ
 陣地帯第一線ニ對スル敵戰車ノ襲撃ヲ擊退スル爲ニハ歩兵支援砲兵遠距離砲兵及戰車ノ襲撃
 ヲ受ケザル隣接地區ノ砲兵モ亦此戰闘ニ參加スルヲ要ス
 戰車我阻止射撃地帯ヲ通過シテ直接我近距離戰闘火器ト觸接スルニ至ラバ砲兵主力ハ直ニ其
 火力ヲ敵歩兵並戰車陣地ニ轉移ス
 歩兵支援砲兵群ノ各中隊ハ自衛ノ爲對戰車陣地ニ移ルヲ必要トスルニ至ル時同マデ頑トシテ
 敵活動兵力トノ戰闘ヲ繼續ス自己ノ地域ニ於ケル敵戰車ヲ擊滅セバ各中隊ハ再び本陣地ニ復

(一六七)

師シ本末ノ任務ニ服スルモノトス
 阻止射撃開始ノ爲ノ連絡ハ發光信號ヲ以テ規定セラルベク各放列ニ在リテハ之ヲ監視スル爲
 特別ノ監視者ヲ配屬セザルベカラズ
 師團長又ハ聯隊長ハ敵戰車ノ主攻方面ニ使用スベキ對戰車砲ノ移動準備ヲ其ノ手裡ニ掌握シ
 アルコト極メテ重要ナリ
 第七十二 高射部隊ハ師團ノ態勢地形敵飛行機ノ行動戰況等ヲ考慮シ上空ニ對シ掩護若クハ
 秘匿ヲ最モ必要トスル部隊場所時期等ヲ定メ之ニ應ジテ其ノ配屬ヲ決定スルモノトス
 本條は師團に高射部隊を配屬せられた場合に於て之が配置に關する原則を記述
 せられたのであつて綱要第六十七と大體差異がないのである。以下之が配置
 を決定するに方り顧慮すべき事項に就て先づ説明を加へることにしやう。
 1. 師團の態勢。
 茲にいふ師團の態勢とは師團の陣地の正面幅及縱深は勿論其の陣地線が直線
 状であるか或は敵方に凸出する弧状であるか若くは我が方に彎曲せる凹状で
 あるか或は守勢鈎形的に屈折せる線状を爲すか或は梯隊式に陣地の各部分が
 配置せらるるか等と意味するのであつて此等態勢の異なるに従つて高射部隊
 を配置すべき位置に差異を生ずるのは當然である。

2. 地形。

例へば師團の全陣地を敵の飛行機に對して暴露し易いか、或は某部は暴露し易く他の某部は遮蔽して居るか等を意味するのであつて、之に依つて高射部隊の配置に差異を生ずることも亦了解せられるであらう。

3. 敵飛行機の行動。

敵の飛行機が我を爆撃せんとせば、何れに目標を取つて飛來し何れに爆撃を加へんとするや、或は偵察機を以て我が陣地を偵察せんとし、若くは戦闘機を以て攻撃せんとするに方つては、敵飛行機は如何に行動すべきや等を判断し、之に適應するが如く高射部隊の配置を定むべきである。

4. 戦況。

戦況に依つて我が豫備隊の位置が異なるのは當然であつて、此の豫備隊の行動を庇護することは、我が企圖を秘匿し損害を減少する爲緊要なることである。又逆襲の時機は戦況に依つては豫め計畫せる通りに行はるることもあらうし、又は之れと異なる場合もあるのである。故に戦況に依り此等の行動を庇護することも亦大に望ましいのである。又防禦の初期に於ては、陣地重要部及砲兵

の配置を敵に搜索せられない様にするのが肝要である。故に戦況に依り高射部隊を如何に配置すべきやに關係を有することも亦了解せられるのであらう。

以上の諸件を彼此考慮して對空掩護若くは秘匿を最も必要とする部隊、場所、時期等を決定して之が配置を定むべきである。而して之が配置の一般的原則を述べれば次の如くである。

防禦に於て高射部隊は地上軍隊中重要なものを對空掩護し得る如く配置せらるべきであつて、此の重要な部隊とは時期に依つて異なるのであるけれども、將來の戦況を豫想して成るべく屢、其の配置を變更することなく掩護の任務を達成し得る如く配置を定むべきである。又我が飛行機をして成るべく積極的に活動し得しむる如く之に餘裕を與ふることも亦肝要であつて、高射砲の數が多い場合には二線に展開せむるを可とするのである。而して第一線高射砲は戦線に近く配置すべきであつて、友軍飛行機と協力して左記任務に服すべきである。

1. 敵砲兵協力機の遠距離支持。

2. 敵爆撃機、戦闘機、寫真偵察機、指揮連絡機等の行動妨害。

3. 友軍機の掩護。

第一線高射砲を最前線より幾何の距離に離隔せしむべきやは、固より状況に依つて異なるのであるけれども、第一線の掩護を確實ならしむる爲成るべく戦線に近接せしむべきである。併しながら一方敵火の爲其の射撃を妨害せらるることなき様に顧慮を拂はなければならぬから、通常戦線の後方二—三杆に配置するのを適當とするのである。二線に配置した場合に於て第二線高射砲の任務は左の如くである。

1. 第一線高射砲の射撃を免れて進入する敵機に對する射撃。

2. 友軍氣球の掩護。

3. 後方部隊及重要地點の防空。

而して第二線高射砲の線を第一線高射砲より幾何の距離に在らしむべきやは、其の任務に依つて差異があるけれども、概して四乃至八杆を標準とするを適當とする様である。

高射砲をして十分に其の任務を達成せしめんとせば、各隊間の距離は約四杆を超えしめない様にするを要するのである。併しながら四杆なる密度は最小限であ

るから重要正面に於てのみ之が距離を取らしめ、否らざる正面は其の距離を更に擴大すべきである。但し非重要正面と雖も各高射砲の擔任正面八杆を超えるときは、第一線對空警戒が不十分なる虞があるのである。

本條關聯條項として獨逸軍指揮第四百七十を左に掲げ參考に供しやうと思ふ。

第四百七十 防空部隊へ敵ノ近接同時ニ敵ノ空中搜索ヲ妨害スベキモノトス之ガ爲一部ヲ遠

ク前進セシメ要スレバ主戰陣地帯ノ前地ニ推進ス

然レドモ敵砲兵ノ開進開始ト共ニ砲兵ノ掩護及彈藥補充ノ警戒ノ爲防空部隊ヲ集結スベシ

攻撃直前及攻撃間砲兵ノ掩護ノ外豫備隊ノ掩護要トナルモノトス敵ガ何レニ攻撃ノ重點指

向シアラバヲ認ムレバ之ニ對シ防空部隊ノ效力ヲ集中スルヲ要ス低空攻撃ヲ豫期スル方面ニ

高射砲中隊若ハ高射機關銃中隊ヲ推進スベシ

第四百七十三 工兵ハ陣地要部ノ設備、障礙ノ施設、陣地内及後方ノ交通設備、陣地前交通網ノ破壊若

クハ阻絶、築城材料ノ整備等ノ中主トシテ技術的能力ヲ必要トスル作業ヲ擔任スルモノトス

本條は防禦に於ける師團工兵の任務を具體的に示されたのである。蓋し防禦に於ては工兵作業の價値は特に重要であるからである。前にも屢述述べた通りであるが、其の用法の根本に就ては第二十七の説明に於て殆んど意を盡して居るのである。即ち本條に於ては工兵は陣地要部の設備、障礙物の施設、陣地内及後方の交通設備、陣地前交通網の破壊若くは阻絶、築城材料の整備等の中主として、技術的能

(一七九)

力を必要とする作業を擔任するものである。

本條關聯條項として獨逸軍隊指揮第四百六十六を左に掲げ參考に供しやうと思

第四百六十六 工兵ハ前地ニ於テハ阻絶ノ設置ニ使用セララルモノトス主戰團地帯ニ於テハ

障礙物連絡爲工事其ノ他ノ構築ニ使用ス歩兵ニシテ困難ナル任務ヲ解決スルヲ要スルトキハ

工兵ヲ歩兵隊ニ配屬スルヲ適當トスルコトアリ

軍隊指揮官ハ一般ニ主戰團地帯ニ於ケル防禦ノ開始ト共ニ工兵ヲ豫備隊トシ以テ工兵ノ技術

的援助ヲ必要トスル方面ニ使用シ得シムルモノトス

第四百七十四 師團長ハ成ルベク速カニ通信隊長ニ通信施設ノ要綱ヲ示シ以テ前方ニ派遣セラレ

アル部隊等トノ連絡ヲ保持シ情報收集ニ便ナラシムルト共ニ主陣地帯ノ通信施設ニ著手セシム

ルコト緊要ナリ

各關係指揮官相互ノ間及之ト監視、觀測機關トノ間ニ連絡ノ施設ヲ完備シ且戰團激烈ナル時期ニ

在リテモ連絡ノ杜絶セザル如ク之ヲ防禦スルコト特ニ緊要ナリ

(新)
(一七五)

本條は防禦に於ける通信の重要性に關し記述せられたのであつて、第一項は新たに設けられたものである。

即ち第一項に於て、師團長は成るべく速かに通信隊長に通信施設の要綱を示して前方に派遣せられある部隊等との連絡を保持して情報収集に便ならしむると其

に、主陣地帯の通信施設に着手せしむること緊要であると述べて居る。

又第二項は綱要第四百七十五であるが、防禦に在つては有利なる目標を發見し又は瞬時的の好機を見て威力ある射撃を實施し、或は有效なる逆襲を執行すること肝要である。即ち逆襲に方つては歩、砲兵の火力を以てする支援の他、尙比隣部隊の逆襲に對し之に協力すること肝要である。此等の活動を敢てし且連繫協同を緊密ならしめんが爲には、各關係指揮官相互の間及之と監視、觀測機關との間に於ける連絡の施設並に之が實施を緊要とするのである。本項は實に此の精神に鑑み記述せられたのであつて、其の内容に格別深遠なる意味があるといふ譯ではないけれども、實際に臨みては之が施設及實施に頗る遺憾の點が多いのに注意すべきである。設備の爲時間少き防禦に方り、戰團激烈を極むる時機に於て特に然りとするのである。

本條の參考條項として獨逸軍隊指揮第四百六十五を左に紹介する。

第四百六十五 命令及情報ノ確實ナル傳達ノ爲ニハ縱長ニ區分セル密ナル通信網ヲ條件トス

各種通信機關ノ重複利用ニ依リ勉メテ完全ニ構成スルヲ要ス

横方向ノ連絡ハ大ナル價值ヲ有スルモノナリ又無線電信連絡ハ勉メテ戰團中ニ始メテ之ヲ利

用スベキモノトス

師團通信隊ハ軍隊指揮官ニ直屬スル地區ト有線連絡ヲ行フ外先ヅ砲兵指揮官ト其ノ部下部隊トノ連絡ヲ構成シ且砲兵協力ノ飛行機、觀測隊及氣球小隊トノ協同ヲ可能ナラシムルヲ要ス時
 間之ヲ許セバ漸次歩兵、砲兵、氣球、防空部隊、飛行隊等ノ爲ノ特別通信網ヲ設ケザルベカラズ
 通信機關ノ大部ハ之ヲ主戰團地帯ニ使用スベシ又前進陣地及戰團前哨ヲ連絡スルヲ要ス此ノ
 際無線通信機關ハ特ニ適當ナリ副通信ヲ準備シ且偵察スルヲ要ス主戰團地帯ト後方トノ連絡
 ヲ維持シ絶エズ之ヲ補修スルヲ要ス有線網ハ時間及人員ニ應ジ之ヲ埋設スルモノトス
 通信搜索ヲ爲スコト緊要ナリ我が通信ハ之ヲ制限且掩蔽セザルベカラズ
 軍隊指揮官ハ發火信號ノ意味及變更ニ關シ規定ス
 第七十五 豫備隊ノ位置ハ我が企圖、兵力、敵情、地形等ヲ考慮シ豫期スル戰況ニ應ジテ防禦ハ目
 的ヲ達成スルニ便ナル如ク之ヲ定メ適宜疎開シ所要ノ工事ヲ施スモノトス

(一六九)

本條は綱要第六十九に補修を加へられたものであるが、其の内容は大に異つて居るのである。即ち本條には攻勢防禦の場合に於ける豫備隊に就ては、一言も觸れて居らぬことを讀者としては豫め承知し置く必要がある。又本條に於ては用語を統一し且簡單ならしむる爲總豫備隊及地區豫備隊の語を廢止せられて居るは注意すべき點である。

豫備隊の位置選定の爲考慮すべき事項として、我が企圖、兵力、敵情、地形等を擧げられて居るが、以下若干之に關し説明を加へやうと思ふ。

1. 我が企圖及兵力。

我が企圖とは例へば普通の防禦であるか、廣正面防禦であるかに依つても異なるものである。即ち普通の防禦であれば防禦計畫に基き豫備戰の使用計畫を立案して豫め逆襲方面を決定し、其の方面に豫備隊を位置せしむべきである。併しながら廣正面に防禦に在つては遂には豫備隊の軍隊區分を爲すことなく第二線に控置する部隊として所要の兵力を控置するに至ることかあるが、其の位置は各方面に逆襲するに便なる地點に選ぶべきである。豫備隊の兵力の大小は第一線と離隔せしむる程度に差異を生ずるのである。即ち大なれば大なる程第一線より離隔せしむるを要するのである。即ち距離を大ならしむるにあらざれば等しく動作の自由を失ひ、其の使用に不都合を來すのである。

2. 敵情。

戰鬪の初期敵情が未だ全然不明である時期に於ては、諸般の狀況に應ずる使用に適する如く其の位置に融通弾力性を有せしむることが肝要であるけれども敵情明となつて戰況逐次推移して、豫備隊を使用すべき方面を狀況に適應する

設は、敵の歩戰部隊を分離せしむる爲の障礙物であるのである。
本條關聯事項として赤軍野外教令第二百三十六の一節を左に紹介し參考に供し
やうと思ふ。

第二百三十六 防禦ニ於ケル技術的作業左ノ如シ

イ、ロ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ(省略)

ハ、對戰車地區、對戰車障礙物、地雷地域等ノ構築(中略)

戰車ニ對スル技術的準備ハ各種障礙物ノ構築ヲ以テ主體トス即チ

イ、陣地前方及守備地區内ニ於ケル泥濘

ロ、戰車ノ近接ヲ困難ナラシムル爲斜面ノ傾斜ノ増加

ハ、對車據ノ洞開(爲シ得ル限り上面ヲ偽裝ス)

ニ、地雷地帯ノ構成其ノ他

此等ノ障礙物ハ數個的障礙物ヲ以テ補綴セララルヲ要ス

(新)
一八二

第七十七 師團長ハ敵ノ瓦斯使用ヲ豫察スベキ狀況ニ於テハ氣象地形等ヲ考慮シ適當防禦資材ヲ分配シ豫備資材及消毒部隊ヲ適當ノ地點ニ配置シテ應機迅速ニ使用シ得ル如ク準備シ要ス
レ、消毒部隊ヲ最初ヨリ必要ナル方面ノ部隊ニ配屬スルモノトス又狀況ニ依リ各部隊ノ氣象及
瓦斯勤務ヲ統制スルコトアリ
各級指揮官ハ瓦斯防禦資材ノ分配及防護施設ヲ適切ニシテ豫メ消毒部隊ヲ屬セラレタルトキ
ハ豫備資材ト共ニ必要ノ時機迄之ヲ控置スルヲ通常トス狀況ニ依リ瓦斯勤務員ヲ集結シテ使用
シ或ハ臨機消毒部隊ヲ編成シテ使用スルコトアリ
陣地ノ一部甚シク汚毒セラレ止ムヲ得ズ配備ノ小變更ヲ要スル場合ニ於テ全般ノ防禦機能ニ
缺陷ナカラシメンガ爲ニハ豫メ計畫シ置クヲ可トス

本條は新に設けられたものであるが、綱要第八十一にも瓦斯防護の施設に就て
記述せられてあつたのである。

元來瓦斯攻撃は靜止状態に在る防者に對して行ふのが最も容易であるから、防者
として敵の瓦斯使用に對し特に注意を拂ふべきは當然である。上述の如きを以
て師團長としては敵の瓦斯使用を豫想すべき狀況に於ては氣象、地形等を考慮し
て適宜防護資材を分配し、豫備資材及消毒部隊を適當の地點に配置して、臨機迅速
に使用し得る如く準備し、要すれば消毒部隊を最初より必要なる方面の部隊に配
屬するを要するのである。又狀況に依り各部隊の氣象及瓦斯勤務を統制するこ
とがある。

又各級指揮官は瓦斯防護資材の分配及防護施設を適切ならしめ、若し豫め消毒部
隊を配屬せられたるときは、豫備資材と共に必要の時機迄之を控置するを通常と
する。併しながら狀況に依りては瓦斯勤務員を集結して使用し、或は臨機消毒部
隊を編成して使用することもある。

防禦陣地の編成及設備部隊の配置に方つては敵の瓦斯攻撃を受くる場合を既に考慮内に入れあるのであるが、陣地の一部甚だしく汚毒せられて止むを得ず配備の小變更を要する場合が生ずることも亦少なくないと思ふ。斯くの如き場合に於て全般の防禦機能に缺陷なからしめんが爲には、豫め之に對處すべき適應策を計畫し置くを可とするのである。赤軍野外教令第二百六十に防禦に於ける對化學防禦に就き、次の如く述べて居るが參考とするに足るものと思ふ。

第二百六十 防禦ニ於ケル對化學防禦ハ單ニ凡有一般的手段ノミナラズ敵ノ繼續的瓦斯攻撃ニ對抗スル爲特種ノ手段ヲ豫定セザルベカラズ、即チ

イ、瓦斯掩蔽部ノ構築
 ロ、長時間毒物ノ攻撃ヲ受ケタル部隊ノ交代
 ハ、毒化地域ヨリ部隊ヲ撤退セシムル場合ニ應ズル豫備陣地ノ構築
 ニ、化學攻撃ノ根源ニ對スル戰闘

第七十八 師團長防禦計畫ヲ策定セバ之ニ基キ防禦ニ關スル命令ヲ下シ各部隊ヲシテ陣地ヲ占領セシム而シテ此ノ命令ニ示スベキ主要ナル事項通常左ノ如シ

地區占領部隊ノ爲ニハ其ノ兵力、編組、抵抗地帯ノ前線、戰闘地域、警戒部隊ニ關スル事項要スレバ、他兵種トハ協同、側防ノ關係等

砲兵ノ爲ニハ各時期ニ於テ所望ノ方面若クハ場所ニ配置スベキ火力及其ノ目的、陣地ト爲スベキ地域、使用シ得ベキ彈藥ノ概數、效力、射準、備射擊ノ時機、歩兵トノ協同ニ關スル事項要スレバ

(一七〇)

戰闘初期ニ於ケル任務等

工兵ノ爲ニハ實施スベキ作業ノ種類、程度、完成時期等
 其ノ他防禦計畫ニ從ヒ豫備隊、戰車、騎兵、高射部隊、消毒部隊、飛行機、通信部隊等ニ關シ必要ノ事項ヲ示スモノトス

本條は綱要第七十を若干修正増補せられたものである。防禦に關する命令に於て示すべき要項に就て述べれば次の如くである。

1. 地區占領部隊の爲。

地區占領部隊の爲示すべき事項は、即ち其の兵力、編組、抵抗地帯の前線、戰闘地域、警戒部隊に關する事項、要すれば他兵種との協同、側防の關係等である。

右の中兵力、編組、戰闘地域、警戒部隊、他兵種との協同等に關しては、大體既に述べてあるから之を省略し、茲には抵抗地帯の前線に關する事項と、要すれば側防の關係を命ずることに就て述べやうと思ふ。

第六十三に記述しある如く、本令の趣旨としては師團長が防禦に決心するのであつて、綱要第五十七に記述しあるが如き軍司令官の陣地占領に關する命令に依り、師團が防禦するが如きことは今次の改正に依つて稀となつたのであるから、防禦の最高指揮官は通常師團長であると見るべきである。併しながら

師團長は陣地占領に關する命令に於て、地區占領部隊に對しては陣地概略の位置を示すが如き處置を取ることなく、抵抗地帯の前縁たるべき地線を嚴密に示すことが肝要である。第六十四の說明に於て獨逸軍隊指揮第四百四十五を參考條項として掲げてあるがそれには次の如く述べて居るのである。

軍隊指揮官は通常地圖に依り一般の線(主戰鬪線)に依り主戰鬪地帯を定む。此の線は最前方防禦工事の位置の準據たるものなり。軍隊指揮官は該線を以て併せて防禦に關する連繫を確定す。下級指揮官は現地に就き主戰鬪線を確定するを要す。蓋し現地に於てのみ最前線防禦工事の位置、主戰鬪地帯に於ける其の他の施設及其の守備を決定し得べきを以てなり云々

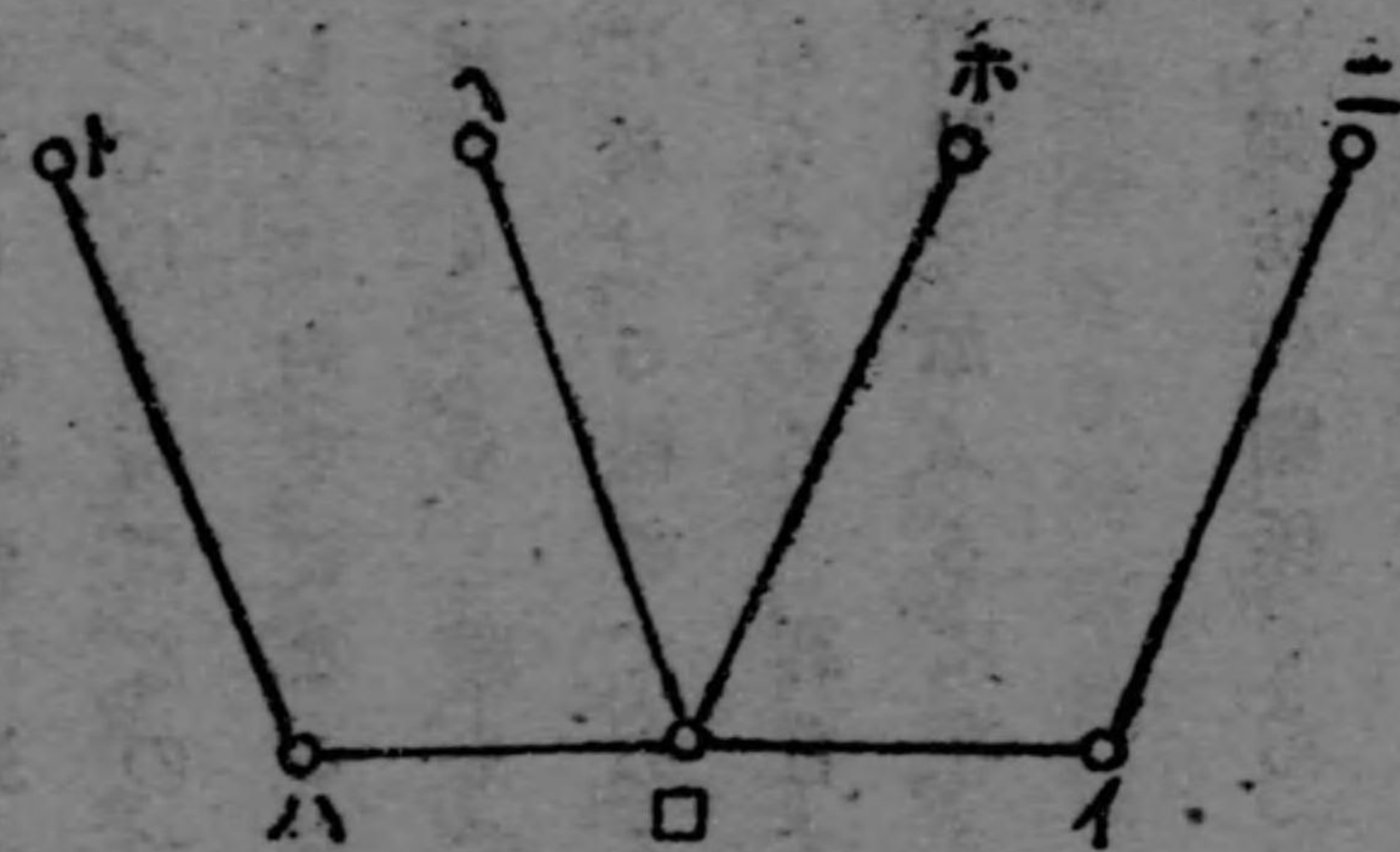
右の趣旨と雖も蓋し其の精神に於ては敢て本令と變りなきものと思ふが、其の形式に於ては大に異なりたるものがあると思ふ。

要するに此の前縁たるべき地線を嚴密に示すことに依つて、火網の前端は自然に砲兵指揮官等も知得ることが出來て、歩砲協同動作の基礎を成形する所以であるばかりでなく、地區占領部隊相互の連繫を緊密ならしむる所以であるからである。若し夫れ此の前縁たるべき地線を某程度嚴密に示すのでなければ、

各地區占領部隊は各其の占領地域に於て、地形上都合の良い様に抵抗地帯を編成し、爲に比隣兩地區の境界部に於ては彼此連繫上遺憾の點を生ずることとなるのである。是大正十二年の歩兵操典草案に於て、抵抗地帯の前縁を示すことに改められ綱要に於ても之を踏襲し、今次の改正に於ても依然として其の儘となつて居る所以なのであらう。加之此の前縁の線を某程度嚴密に示すことに關しては尙重要な意義があるのであると思はる。即ち防禦に於ては此の前縁より一步と雖も敵を侵入せしめないのを本義とすることは、綱要と同様本令に於ける精神であることは第二百一、第二百二に於て更に説明する通りであるからである。詳言すれば本令の防禦は此の前縁よりも前方に於て敵に殲滅的打撃を加ふるに在るのであるから、此の前縁なる地線は大に有意義なのである。

次に側防の關係である。之も亦大正十二年の歩兵操典草案以來の沿革から述べる必要があるのである。該歩兵操典草案第四百二に於て各地區占領部隊に前地を分割するの趣旨は、火網編成を適切周密ならしむるに在つたのである。従つて比隣兩地區占領部隊に對する前地の附與法は、戰鬪綱要草案以來の戰鬪

地域の劃定法の如く、一線を以てするにあらずして、通常上圖の如く倒梯形を以て示し各前地の境界部に於て前地を重複せしむることとせられたのである。



説明

- (1) 「イ、ロ」を陣地の前線とする地區占領部隊の前地は「ニ、イ、ロ、ハ」であり、「ロ、ハ」を陣地の前線とする地區占領部隊の前地は「ホ、ロ、ハ、ト」である。
- (2) 従つて此の兩部隊の前地の境界部に於ては「ホ、ロ、ハ」なる重複せる地域を生じたのである。

然るに戰闘綱要草案に於ては、叙上の如き前地の區分法を改めて、一線の戰闘地境を以て雷に前地ばかりでなく、警戒搜索及陣地占領地域の擔任をも明にすることとせられたのである。従つて戰闘綱要草案に於ては火網編成上不都合を

來す虞ありとして、當時の歩兵操典草案に於て比隣兩地區占領部隊に對して、要すれば側防の關係を律する如く規定せられてあつたものを、戰闘綱要草案に於て「要すれば」を削除し、側防の關係は常に之を示す如くせられたのである。然るに綱要に於ては戰闘地域の劃定法は戰闘綱要草案と同一ならしめて、而かも側防關係は要する場合に於てのみ師團長に於て示す如くせられたのである。是畢竟するに比隣兩地區占領部隊の側防關係は、此等部隊の相互の協同に待つて本則とすべきものであつて、師團長の之を示すのは、特に之を必要とする場合に於てのみすべき趣旨に基きたるものと信ずるのである。而して本令に於ても此の趣旨には何等變りはないのである。然らば師團長の之を示すを要する場合とは如何なる場合かといふに、例へば左の如くであると思ふのである。

- イ、地形上特に有力なる側防火を、隣接地區に及ぼさしむるを要する場合。
- ロ、某地區に特別に有利なる地物があつて、之を側防の爲兵力を配置せしむるときは、師團の防禦實施に利益するところ大なる見込ある場合。

2. 砲兵の爲。

砲兵に關しては綱要と同一である。以下砲兵に關する命令事項に就て若干述

べやう。

イ、各時期に於て所望の方面若くは場所に配置すべき火力及其の目的に就て。各時期とは、敵の近接時期、敵の未だ開進せざる間に行ふ運動時期、攻撃準備時期、敵の攻撃前進時期、敵の我が火網に近接したる時期、敵の我が火網内に進入したる時期、我が逆襲時期、敵の最後の突撃準備時期等を謂ふのである。上述の如き各時期に於て例へば某地區占領部隊方面に幾何の火力を配置するか、或は何れの場所に幾何の火力を配置するとかを指示するのである。而して其の目的とは敵の攻撃準備妨害とか、前進阻止とか、逆襲に協力等を意味するのである。

ロ、陣地をなすべき地域。

之に關しては第七十一に於て詳述したから省略する。

ハ、使用し得べき彈藥の概數

防禦に於ては彈藥は特に重要である。故に之が徒費濫用を戒むると共に必要なる時機に於て緊要なる場所又は目標に對しては、思切つて必要の彈藥を使用する如く戰闘を指導するを要するのである。而して受身的に在る關係

上、一般に自然に彈藥を浪費する弊に陥り易いのは已むを得ないところである。故に使用し得べき彈藥の概數を示すことは、防禦に於ては特に有意義なのである。

ニ、效力射準備射撃の時機。

防禦に於ては敵の現出前に效力射準備射撃を行つて置いて、敵の現出後適時隨所に有效なる效力射を実施し得る如くすることが肝要なのである。併しながら過早に之を行ふときは該準備射撃に依つて得た諸元が、效力射實施の時期に於て概に不正確となるの虞があるのである。又敵の現出直前に於て行ふことは當時に於ては、我が警戒部隊等を嚴に配置して置かねばならず、且斥候等を各地に派遣して搜索せしむるを要する關係上、友軍に危害を及ぼす虞があるのである。故に此の兩者の關係を考慮して敵の現出時に成るべく近い時期に於て、我が友軍に危害を及ぼさない様な處置を講じて之を行ふを可とするのである。而して斯る時機を勝手に砲兵指揮官に於て選ぶことは出來ないから、師團長の命令に於て的確に指示すべきである。

ホ、歩兵との協同に關する事項要すれば戰闘初期に於ける任務に就て。

防禦に於ける歩砲兵の協同の爲には、先づ陣地占領に方り、歩砲兵の火力を主陣地帯の前方に最も有効に協調發揮せしむる如く配置することの緊要なるは既述の如くである。而して戦況に應じ適宜運用すべき火力を成るべく大ならしむること肝要なると共に、必要の時期至らば歩兵直接協同の火力を十分ならしむべきである(第百八十三第二項)。而して第一線部隊逆襲を行ふに方つては砲兵は機を失せず之に協力すべく、特に戦闘指導の方針等を豫め各部隊に知らしめ、次て砲兵をして協同すべき歩兵部隊と所要の協定を遂げ且確實なる連絡を保持せしむるを要するのである。此等の基礎たるべき事項を師團長は明確に命令すべきである。

戦闘綱要草案に於ては防禦に在つては、戦闘の初期の任務は之を示す如く規定せられなかつたのである。是防禦に於ては攻撃の如く自主的計畫の下に砲兵に任務を課することが出来ず、特に戦闘開始は敵情に依つて自然に定まるのであるから、例へば敵が拂曉攻撃を爲す場合と晝間攻撃を爲す場合とに依つて、戦闘初期の任務は異なるべきが故に、防禦の命令に於ては其の任務を示さず、單に火力配置のみを命じて置いて、其の射撃開始の時機を師團長が握

つて居るのを至當と認められた爲であらう。併しながら敵情に依つては晝間攻撃を受くべきや、拂曉攻撃を受くべきや等は判断し得ること少くないばかりでなく、戦闘初期の任務を適當に命じて置くことは、戦機を捉へて有利に射撃を開始せしむる爲必要なことがあるのである。例へば敵は晝間攻撃を爲すことが明かであつて、其の開進の配置を取らんとするに方り、著しく我が砲火に暴露しなければならぬ様な状況に於ては、敵の近接時及開進の配置に就く時期を捉へて適時射撃すべきを命ずる如き是である。綱要に於ても戦闘初期の任務を常に命ずる様には規定して居らない、又今次の改正に於ても亦同様であつて要すれば命ずることになつて居るのである。

3. 工兵の爲。

工兵は防禦に於ては據點の編成、交通路の施設、歩砲兵の作業の援助、其の他歩砲兵の實施し得ざる作業の實施等業務頗る多端なるを常とするのである。故に實施すべき作業及其の程度並に完成時機等を命じ、以て工兵指揮官の統一指揮の下に作業を實施せしめ得る場合が多いのである。

4. 砲備隊、戰車、騎兵、高射部隊、消毒部隊、飛行機、通信部隊等の爲。



右は何れも防禦計畫に従ひ必要の事項を示すものであるが之が詳説は省略することとする。

本條關聯條項として赤軍野外教令第二百三十七及第二百三十八を左に掲げ参考に供しやうと思ふ。

第二百三十七 狙撃軍團長ハ陣地占領ニ當リテハ陣地占領ヲ完了スベキ時期陣地帯前線ノ一般の經始各師團ノ占領スベキ地帯軍團砲兵ノ内ヨリ遠距離砲兵トシテ師團ニ配屬セラルベキ部隊技術的並化學的障礙地帯ノ設置並其ノ位置後方地帯構築ノ時期及其ノ方法ヲ指示ス

第二百三十八 師團長ハ陣地占領ニ當リ左記諸件ヲ指示ス

イ、陣地帯前線ノ經始ヲ稍、詳細ニ指示ス

ロ、各聯隊守備地域及歩兵支援砲兵群ヲ示ス

ハ、打撃部隊ヲ部署ス

ニ、對戰車地區ヲ構成ス

ホ、戰團警戒部隊ノ位置並陣地前線ノ經始ヲ欺騙スル爲ノ有力ナル警戒部隊ヲ配置スベキ位置ヲ指示ス

ヘ、戰車ニ對スル移動彈幕射撃ノ準備地帯、打撃部隊ノ逆襲時ニ於ケル砲兵ノ任務及逆襲支援ノ爲ノ陣地帯内部ニ於ケル砲兵觀測所ノ配置ヲ示ス

ト、師團地帯ノ技術的作業ニ關スル指示ヲ與フ

尙本條參考條項として獨逸軍隊指揮第四百六十九を左に紹介する。

第四百六十九 飛行隊ハ防禦ヲ支援スルコトヲ得

驅逐隊ハ敵ノ空中搜索ヲ妨害ス其ノ兵力十分ナル際ハ近接中ノ地上ノ敵ヲ攻撃シ得ルモノトス爆撃機ハ特ニ敵ノ飛行場及下車點ヲ攻撃ス

驅逐及爆撃機ノ主ナル活動ハ主戰團地帯ニ對スル攻撃開始ノ直前ニ在リ此ノ際敵機ヲ撲滅スル爲勉メテ強大ナル驅逐飛行機ヲ使用スベシ之ガ爲攻撃セラレザル地區ニハ飛行隊ノ活動ヲ缺クノ已ムヲ得ザルモノトス此ノ時期ニ於テハ敵ノ準備配置、豫備隊、射撃中ノ砲兵及聚留氣球ニ對シテモ亦飛行隊ヲ使用スルコトアリ

(一七三)

第七十九 前地ニ於ケル要點ノ過早ニ敵手ニ歸スルヲ妨グ或ハ敵ヲシテ其ノ展開方向ヲ誤ラシメ或ハ敵ノ近接ヲ困難ナラシムル等ノ目的ヲ以テ陣地前方ニ一時前進陣地ヲ占領スルコトアリ其ノ兵力編組ハ目的、地形等ニ依リ差異アルモ必要ノ最小限ニ止メ指揮官ノ選定ニハ慎重ナル考慮ヲ拂ヒ特ニ明確ナル任務ヲ附與スルヲ要ス

前進陣地ノ撤退ニ關シテハ之ガ占領ヲ命ジタル指揮官ハ豫メ其ノ時機、收容ノ方法等ヲ規定シ且關係部隊ニ之ヲ明示シ以テ敵ノ追躡シテ本陣地ニ近接スルヲ妨グ且豫期セザル戰團ノ惹起ヲ避ケ得ル如ク準備スルコト緊要ナリ

本條は前進陣地配置に關する原則を記述せられたのであつて、綱要第七十三と同一であると思ふ。

前進陣地に關する原則は今更耳新しいものではないのであるけれども、歐洲大戰前までは我が國軍に於ては之が占領を嫌つたのである。然るに歐洲大戰の結果

種々の目的の爲之が占領に大なる害がないばかりでなく、屢、有効に利用せらるるものであることが一般の趨勢となつた爲、今や各國軍の戰闘原則書に之が採用を認めらるるに至つたのである。以下本條に關して説明を加へることとする。

先づ前進陣地は如何なる目的の爲占領せらるるかに就て、一例を示せば次の如くである。

其の一前地に於ける要點の過早に敵手に歸することを妨げんとする場合。



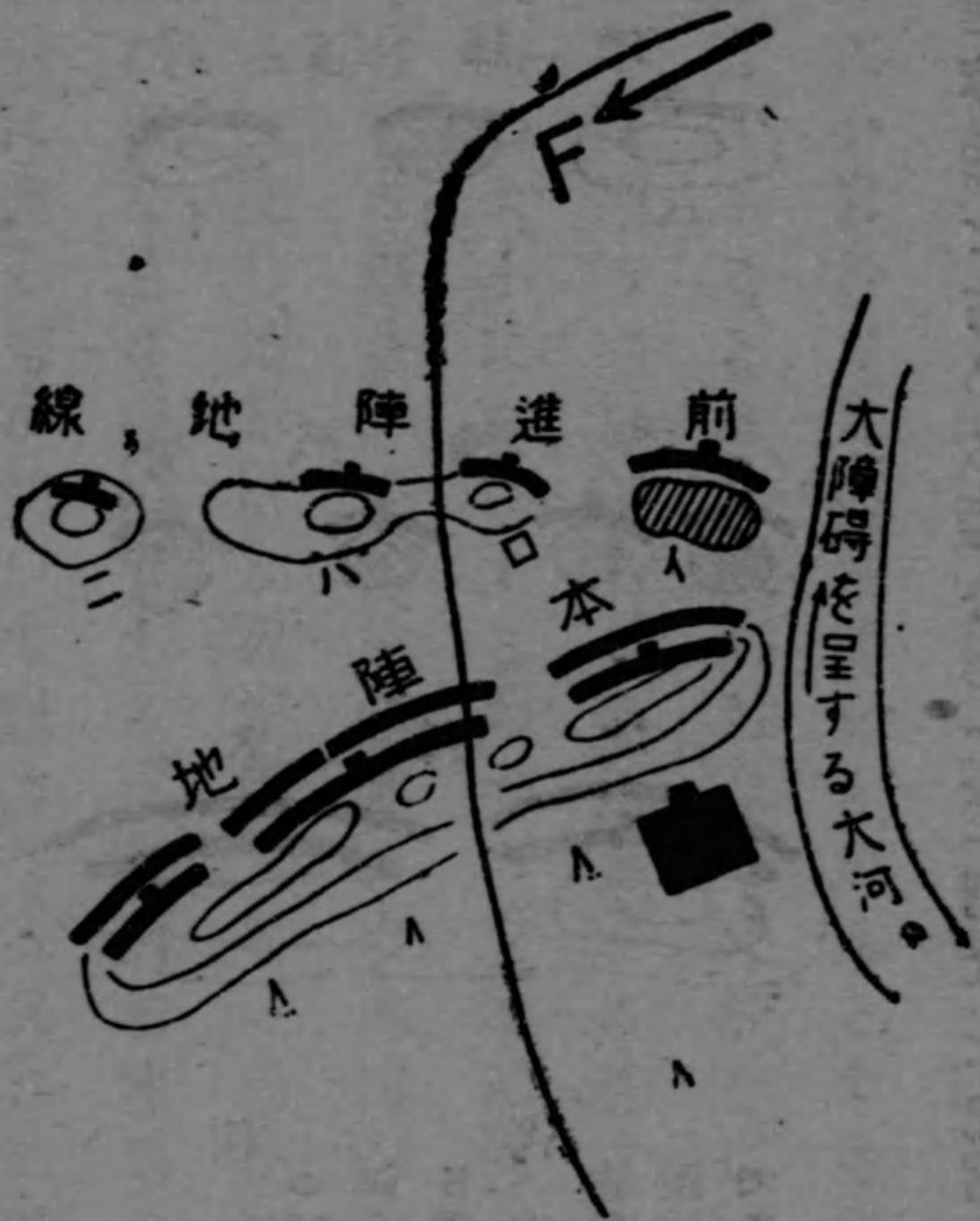
説明

- (1) 上圖に於てイ、ロ、ハニ高地を過早に敵手に渡すときは、敵は之を砲兵の觀測所に利用し長射程砲を以て、後部隊の隘路進出に乗じ射撃を加へんとする虞があるのである。
- (2) イ、ロ、ハ、ニ高地を前進部隊を以て占領し、過早に之を敵手に委せないとせば、此の掩護の下に我が後部隊は隘路進出を安全に終了することが出来るのである。
- (3) 此の例は見方に依つては敵をして我が陣地に近接せしめざる例とも考へられるのであるけれども、元來前進陣地占領の結果は何れも敵の攻撃を遅延せしむる効果があるのである。

から、何れの場合と雖も敵をして我が陣地に近接せしめざる例に重複することゝなるのは已むを得ないところである。

(4) 此の際イ、ロ、ハ、ニ高地線を本陣地としない譯は、地形上本陣地とするに適しない爲である。

其の二、敵をして其の展開方向を誤らしむる場合。



説明

- (1) 敵をしてイ、ロ、ハ、ニに於ける前進陣地を本陣地であるかの如く誤認せしめ之に對して戰闘展開を爲さしむるのである。従つて此の前進陣地線としても十分なる價値を有するものでなければならぬのである。蓋し一見本陣地として價値なき陣地を前進陣地として占領し、以て敵をして本陣地であるかの如く誤認せしめやうとしても、到底其の目的を達することが出来なからである。
- (2) 本陣地其のものの地形は成るべく敵眼に遮蔽して居つて、特に敵の空中搜索に對して隱匿し得ることが肝要である。否らざれば本陣地は忽ち敵に發見せられて、前進陣地に依つて敵の展開方向を誤らすことは不可能なのである。
- (3) 本例は右の如くして其の目的を達したる後、前進部隊を後退せしめたる爲、敵は本陣地攻撃の目的を以て左旋回を爲さんとするに方り、主力を以て敵の旋回軸に向ひ逆襲に轉じて、敵を全然背後連絡線外に擊破し

以て、之に殲滅的打撃を加へんことを企圖する場合を想定したのである。

其の三、敵の我が陣地に近接する動作を困難ならしむる目的を有する場合。



説明

- (1) 我は全般の状況上敵の翌日に於ける拂曉攻撃を免るゝを要するのである。然るに敵の前進行程の關係上其の行動を遅滞せしむる如くするのでなければ、敵は本日晝間我が本陣地前に到達して翌日拂曉攻撃の爲の準備を整ふことが出来るのは確實である。
- (2) 右の如き状況であるからイ、ロ、ハ、の要線を前進部隊を以て占領し、所要の抵抗を爲さしめて敵の我が陣地に近接する動作を困難ならしめ、以て敵の翌日に於ける拂曉攻撃を免れんとするのである。

前進陣地を占める場合の二、三例は上記の如くであるが、さて其の何れの場合たるかを問はず、前進部隊派遣には次の不利を伴ふのを通常とするのである。

1、前進部隊の戦闘が深入をし勝ちであつて、従つて敵から各個撃破を被るの弊に陥り易いのである。

2、前進部隊の後退に方り、敵は近く該部隊に跟随し來り、我が砲火を免れて一舉某

地線まで本陣地に近迫せんことを企圖し得ることがあるのである。

3、動もすれば前進陣地に戦闘に参加し、又は援助せんが爲主力の出撃となつて、思はざる時機と地點に於て不利の戦闘を開くに至ることがあるのである。

而して右述の害は前進部隊の兵力が強大であればある程益増大するのである。故に其の兵力編組は其の目的(例へば敵の前進を遅滞せしめんとする目的を有する場合に於て、其の遅滞せしめんとする時間の大小は、該部隊の兵力の大小に關係を有することは當然であつて、又敵をして我が偽陣地を本陣地と誤認せしめ、以て敵の展開方向を誤らしめんとする様な場合に於ては、其の規模の大小が該部隊の兵力の大小に影響するのである)地形(例へば敵の前進を遅滞せしめんとする目的を有する場合に於て、前進陣地の地形が堅固であればある程、益、其の兵力を節約し得るに反し、地形は左程堅固でない場合に於ては、自然相當大なる兵力を使用しなければならぬ)のである。又前進陣地の後方の地形が戰場離脱に容易であれば目的に應じ思ひ切つて強力なる兵力を用ふることが出来るけれども、否らざる場合に於て強大なる兵力を用ふることは甚だ危険である(等に依つて差異がある)と上記の如くであるけれども、叙上の害に鑑み該兵力は之を必要の最小限に止め

ることが肝要である。

然り而して前進部隊は一般に持久戦を爲すのであるから、單に此の見地よりすれば砲兵及機關銃等の兵力を目的に應ずる如く、之を某程度に強大ならしめ、歩兵の兵力を節約するのを可とする様であるけれども、一律に斯くの如く斷定することは適當でないのである。蓋し砲兵の如き寧ろ其の行動が地形に制限せらるるものは退却動作が困難であるから、此の方面より考察せば砲兵の兵力は節約するを必要とするばかりでなく、夜に入るも尙前進陣地を占めて其の任務を達成せしめんとするが如き場合に於ては、所要の歩兵を必要とするのである。又前進陣地と本陣地との距離が大である場合に於ては、退却迅速なる騎兵等を主體とするを可とすることが多く、又適宜の時機に前方に於ける交通路上の要點を破壊せしめんとする目的を有する場合に於ては、之に工兵を配屬するを要するのである。故に該部隊の編組を定むるに方つては、諸般の状況を考慮して慎重に斷案を下すことである。

次に前進部隊の長の選定も亦重要視すべきである。蓋し該部隊長は責任觀念旺盛にして沈著剛膽なるを要すると共に、反面に於ては機を見て敏活適切に行動するを要するからである。

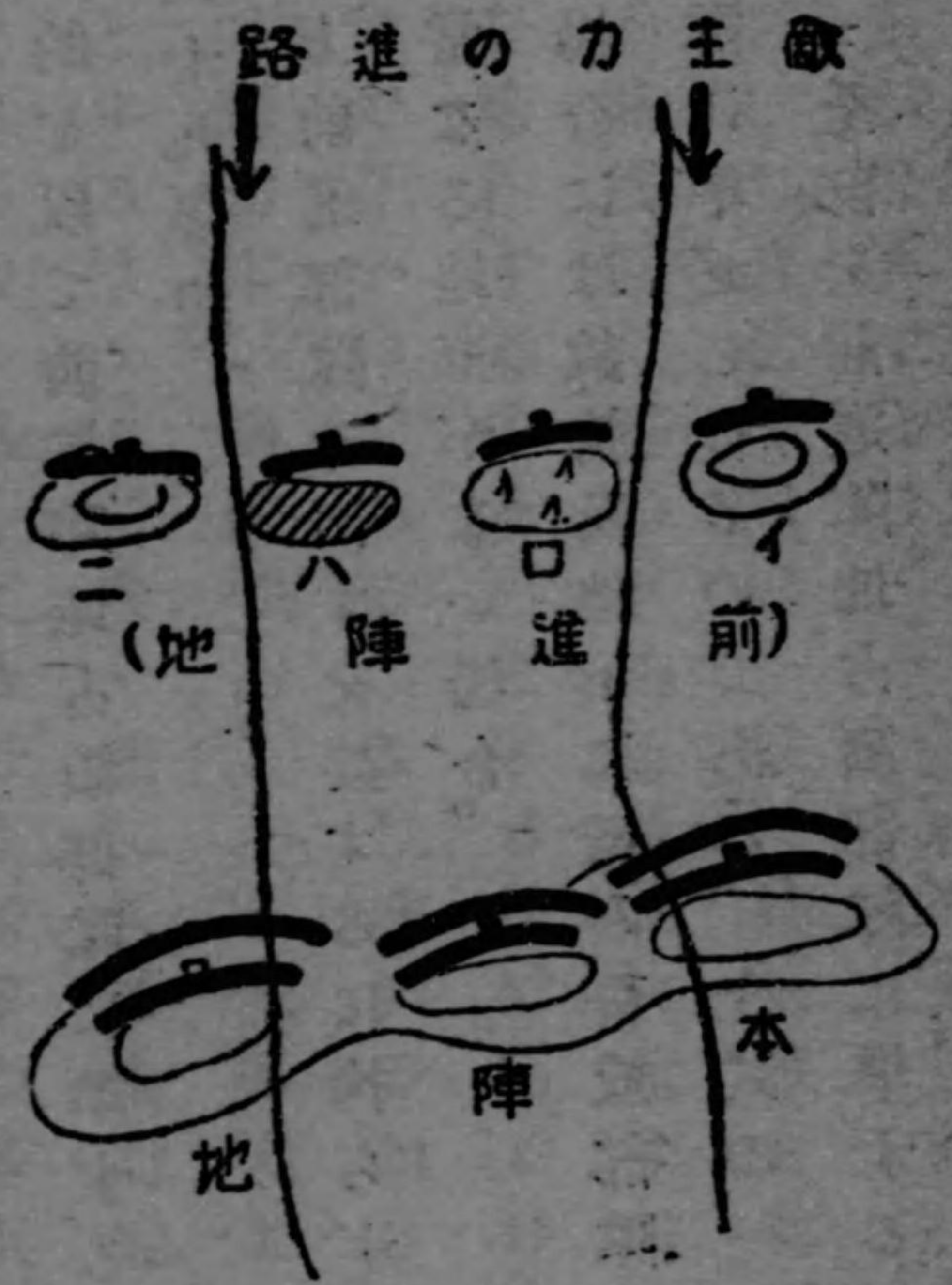
前進部隊長に與ふる任務は特に明確なるを要するのである。蓋し複雑多岐にして明確を缺く任務を受けたる前進部隊長は、状況に應じ敏活適切なる動作に出づること難く、之を出したる指揮官の意圖に合致する如く行動することが出来ないのを通常とするのは、古來數多戰例の俱に證明するところであるからである。

前記前進部隊を出す場合の例述に於ては、前進部隊は警戒陣地の前方に出づる場合を主としてあつたけれども、常に必ずしも然うではないのである。即ち例へば次の如き場合に於ては警戒部隊の全部若しくは一部を以て敵の攻撃を遲滞せしむる目的を以て前進陣地占領部隊に準ずる任務を附課することがあるのである。
(第六十九參照)

状況上前進部隊を出すを要するに拘らず、警戒陣地線の前方には前進陣地として適當なる地形がない場合。

此の場合には敵情及地形に鑑み、警戒部隊の全部を或は其の一部を前進陣地占領部隊に準ぜしむるのである。今其の一例を示せば次の如くである。
其の一、全部を前進陣地占領部隊に準ずる任務を附課する場合。

説明



上圖の如き場合に於ては、イ、ロ、ハ、ニの全部を前進部隊が占領して置くのでなければ、前進陣地として十分なる効果を發揮することが出来ないものである。何となればイ、ロ、ハ線のみを前進陣地とし、ハ、ニ線は單に警戒陣地として比較的僅少な警戒部隊のみを配置するに過ぎないときには、ハ、ニ方面は比較的速かに敵から擊退せられて折角イ、ロ線に於ては前進陣地の價値を發揮しやうとしてもハ、ニ方面の状況上自然に撤退しなければならぬこととなるからである。

其の二、一部を前進陣地占領部隊に準ずる任務を附課する場合。



説明

上圖の如き場合に於ては敵はイ高地に其の掌中に收むることが出来たならば、イ、ロ、ハ、ニの全部は自然に其の掌中に歸するから、我にしてイ、ロ、ハ、ニの全線を前進陣地とするも何等價値がないのである。故にイ高地のみを前進陣地としロ、ハ、ニの線には警戒部隊を配置するのみにて足れりとするのである。

前進陣地の撤退を部隊長の判断に委するときは、或は其の撤退過早となり或は其の時機を失する等の爲之を出した指揮官の意圖に合しないことが少くないのである。又該部隊長の立場から觀察せば、之が撤退の時機を一任せられるときは、該隊長の受けたる任務及自己の性質其の他に依り、或は戦闘を深入りし、或は未だ任務を完全に達成し得ざるに先ちて既に撤退する等の弊に陥り易いのである。故に前進陣地の撤退の責任は、之が占領を命じたる指揮官に於て擔當し、豫め其の時機を規定することが肝要である。又其の撤退に方り前進陣地の位置が本陣地より遠隔して居るときは、該前進陣地占領部隊をして自ら收容せしむることもあるけれども、而かも此の際と雖も前進陣地占領部隊が本陣地附近に近づいて來るときは、適時適當の處置に依つて收容すべきである。而して前進陣地と本陣地とが左程離隔して居らない場合に於ては撤退の當初から、之が占領を命じた指揮官の部署に依つて收容すべきである。

本條の參考條項として獨逸軍隊指揮第四百五十六及第四百五十七を左に紹介する。

第四百五十六 前進陣地ハ戰鬥前哨前方ノ要點ノ過早ニ攻者ノ手ニ歸スルヲ妨グ我ガ砲兵前

進襲河所ノ利用ヲ可能ナラシメ敵ニ對シ陣地ノ位置ヲ偽屬シ且之ヲシテ過早ニ開進ヲ爲サシムベキモノトス一般ニ前進陣地ハ主戰陣地帯ニ在ル砲兵一部ノ效力範圍内ニ在ル如ク選定スベキモノナリ

軍隊指揮官ハ前進陣地ノ要否位置隸屬關係ニ關シ命令ス前進陣地防禦地區ノ境界内ニ在リテ該地區ニ隸屬スルトキハ軍隊指揮官ハ其ノ任務兵力及守兵ノ行動ニ關シ指示ヲ與フルコトヲ得

前進陣地ニハ特ニ重機關銃對戰車兵器及輕砲兵ヲ裝備スベシ前進陣地守備部隊ハ各個擊破ニ陥ルコトナク適時撤退スベキモノトス其ノ收容ヲ確實ナラシムベシ又撤退ニ方リテハ爲シ得ル限リ戰前哨ノ活動ヲ妨害スベカラズ

第四百五十七 戰前哨ハ主戰陣地帯ノ守兵ニ戰前準備ヲ與フル時間ノ餘裕ヲ與ヘ其ノ配置ニ依リ主戰陣地帯ヨリ攻撃地帯ノ視察ヲ補足シ且攻者ニ對シ主戰陣地帯ノ位置ヲ偽屬ス如何ナル程度ニ前進陣地ノ戰前準備ニ參與シ且之ヲ繼續スベキカニ關シ命ゼラルベキモノトス

戰前哨ノ兵力主戰陣地帯トノ距離及行動ハ任務及地形ニ依リ其ノ位置ハ主戰陣地帯砲兵ノ效力範圍外ニ推進セラルルコトナシ

戰前哨ハ其ノ正面前ニ前進陣地保持セラルル間ハ微弱ナルコトヲ得晝間通視シ得ル地形ニ於テモ亦然リ戰前哨ハ通常之ヲ主戰陣地帯占領歩兵部隊ヨリ出シ且之ヲ隸屬ス

軍隊指揮官ハ通常戰前哨ノ概略ノ兵力其ノ最前線抵抗線及保持スベキ時間ヲ命ズ比較的廣大ナル正面ニ於テハ各地區毎ニ異ナル行動ヲ爲スヲ適當トスルコトアリ比隣地區ノ戰前哨ノ行動ヲ緩和セシムルヲ要ス

戰前哨ハ主戰陣地帯ノ射撃ヲ妨害セズ且自ラ危險トナラザル如ク撤退スルヲ要ス協定セル記號ニ依リ戰前哨及主戰陣地帯間ノ協同ヲ容易ナラシムルコトヲ得

戰前哨ノ掩護下ニ行フ目標ヲ制限セル小攻撃企圖ハ敵ノ攻撃準備ヲ妨害シ且重要ナル情報ヲ齎シ得ルモノトス

第八十 不^〇斷ノ敵情監視ハ防禦ニ於テ特ニ緊要ナリ之ガ爲師團長ハ自ラ所要ノ機關ヲ配置シ豫メ必要ノ施設ヲ爲サシムルノ外要スレバ各部隊ノ監視ニ關シ全般ヲ統一スルコトアリ此ノ際、戰況ハ進展、煙ハ使用、氣象ハ變化等ニ依リ、快^〇、慢^〇、生^〇、死^〇、ハ著意ヲ必要トス

(一七四)

本條は第一部第七十二第二項及同第八十一第二項として新に増補せられたる趣旨と同様である。即ち第一部第七十二第二項には「敵情の逐次變化する過程を系統的に討究するときは其の状態、企圖等を判断するの憑據を得ること少からざるを以て連續的に情報を収集すること緊要なり」と、又同第八十一第二項には「敵方に對し連續不斷の監察を續行し微細の徵候をも綜合判断して敵情を得るを有利とすること少からず之が爲指揮官自ら視察を行ふの外所要の機關をして絶えず敵情を監視せしむること緊要なり」と述べて居るのである。

防禦に於ては敵に對し某程度の先制權を讓歩して居るのであるから、其の戰闘の當初より全經過に互り敵情を成るべく明確に知得して、特に其の企圖を察知し、之

に對應するのみならず更に一步進んで敵に超越するの行動に出づることが肝要である。之が爲師團長以下各級指揮官が監視の施設及實施に於て遺憾なきを要するのである。而して此等指揮官の監視の施設を統一するときは、師團長の獲得する情報を周密且普遍的ならしめ、關係指揮官の獲得する状況を相互連繫あらしめ得るの利益があるのである。故に爲し得れば成るべく之を統一すべきであるけれども、之が爲には數多の時間と連絡施設とを要するから、常に之を統一することは運動戰に於ては不可能事といはなければならぬのである。

尙師團長として監視に關し全般を統一する際特に著意を要することは、戰況の進展の爲或は煙の使用、氣象の變化等に依り缺陷を生ぜしめざることにある。此等の事項は今次の改正に方り新に増補せられた事項である。

(一七六)

第百八十一 地區指揮官ハ師團命令ニ基キ部下諸隊ヲ部署シ陣地ノ編成ヲ完備シ且搜索及警戒ノ處置ヲ講ズ

地區占領部隊ハ其ノ歩兵ヲ通常警戒部隊、第一線部隊及豫備隊ニ區分ス而シテ第一線部隊ハ歩兵ノ抵抗地帯ニ於ケル防禦ノ主體ヲ爲スモノトス

抵抗地帯ハ通常第一線歩兵大隊之ヲ占領ス而シテ大隊陣地ハ獨立シテ之ヲ保持シ得ル如ク設備シ濃密ナル火網ヲ編成シ陣地前ノ要點ニハ通常火力ヲ急襲的ニ集中シ得ル如ク準備スルモノトス

又各大隊ノ間隔及前地ハ互ニ有效ニ側防シ得ル如クス之ガ爲要スレバ其ノ間隔ニ一部隊ヲ配置スルコトアリ

地形ノ關係ニ依リ抵抗地帯ノ前方ニ良ク配置シ且掩護セラレタル自動火器ヲ配置シ陣地ノ正面ヲ側防セシムルヲ有利トスルコトアリ

地區ノ豫備隊ハ其ノ地區ノ防禦ヲ完カラシムル爲主トシテ逆襲ニ使用セララルモノニシテ其ノ位置ハ地形ト第一線部隊ノ配置トヲ考慮シ最モ有利ニ逆襲ヲ實施シ得ル如ク之ヲ選定シ適宜疎開シ且所要ノ工事ヲ施シ置クコト要ナリ

地區指揮官ハ陣地占領ニ方リ逆襲ノ計畫ヲ定メ所要ノ準備ヲ爲スモノトス

本條は綱要第百七十六を増補修正せられたものである。

第一項は陣地占領の爲地區指揮官の責務を明示せられたものである。即ち之を掲ぐれば次の如くである。

1. 師團命令に基き自己固有の隷下に在る軍隊は勿論、軍隊區分に依り新に配屬せられた部隊をも併せて(本令に於ては此等部隊を合して部下部隊と稱するのである)之を適當に部署し陣地の編成を完備すること。
 2. 擔任地區内の搜索及警戒の爲必要なる處置を講ずること。
- 第二項は地區占領部隊の區分要領を示されたのであつて、通常は之を警戒部隊、第一線部隊及豫備隊に區分するのである。

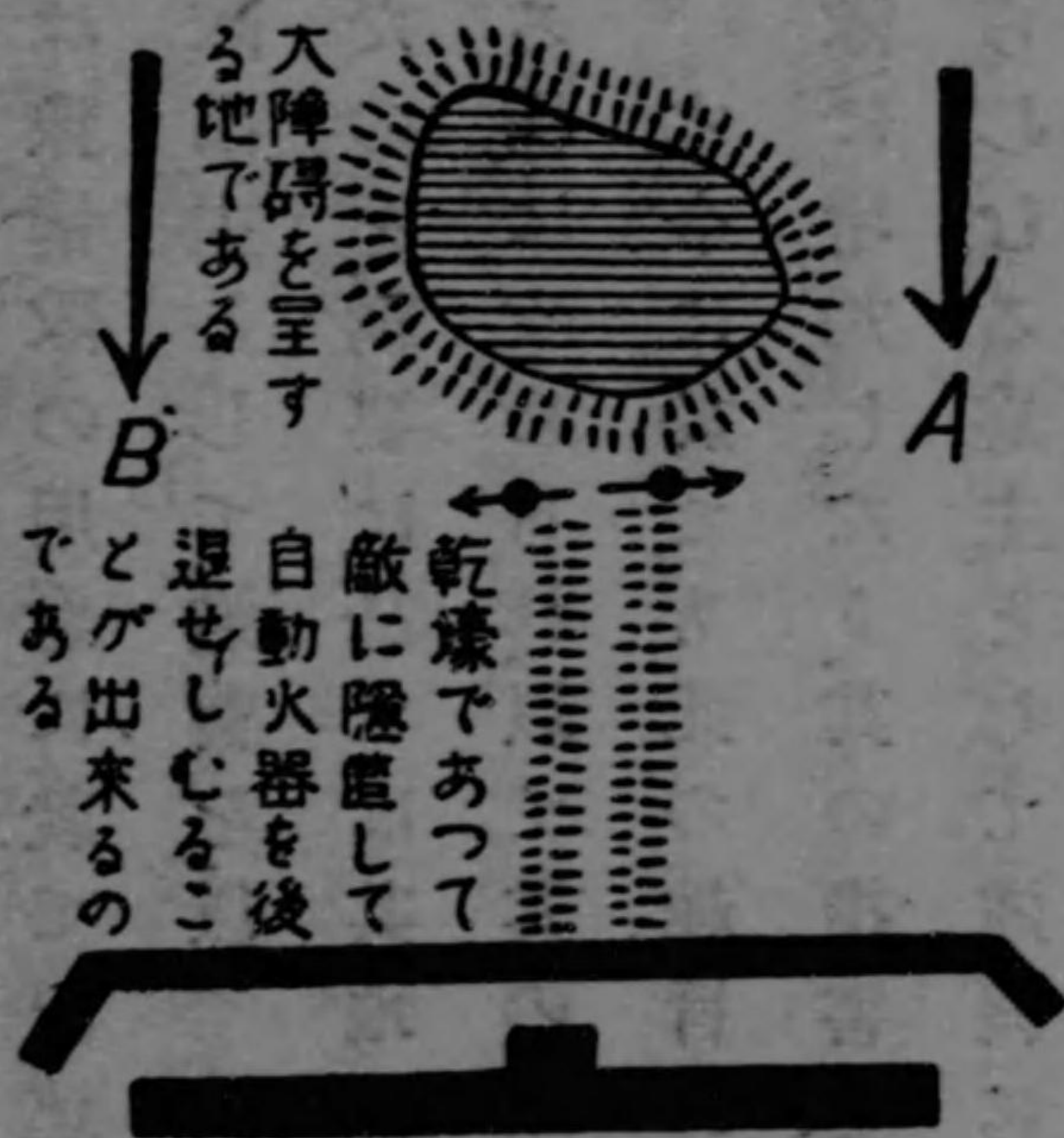
地區占領部隊は上記の如く三區分せられるのを通常とするのであるから、最初は豫備隊を缺いて居つて警戒部隊其の任務を終了して後退せば即ち豫備隊となるのを以て常則なりと心得るが如きは適當でないのである。但し小なる地區占領部隊に在つては、豫備隊の全部が前方に出でて警戒部隊に任ずることが少くないのは勿論である。而して地區占領部隊の戦闘の主體は第一線部隊に在ることは、攻撃に於て戦闘の主體が右(左)翼隊、中央隊等の第一線部隊に在るのと同様である。一方警戒部隊の兵力は第六十九第四項に示されてある如く、勉めて之を小ならしむるのを立前とするのであるから、第一線部隊が歩兵の抵抗地帯に於ける防禦の主體となることは當然である。

次に抵抗地帯とは通常第一線歩兵大隊の陣地を連接したものである。即ち大隊は歩兵陣地の構成の單位であつて、火網編成の單位である。蓋し大隊は歩兵の各種兵種を有して居つて、防禦に在つても戰場一部の任務を達成することの出来る戰術單位であるからである。火網編成に關しては第六十七に於て詳説したから茲には之が重複を避くることにしやう。而して本令の本文中に在るところの「陣地の要點には通常火力を急襲的に集中し得る如く準備するものとす」とは火網

編成は火力を急襲的に發揚する如く行ふの趣旨にして、本件の大なる成果に就ては今次事變中屢、經驗せる所にして、張鼓峯に於ても同様の結果を見たのである。又第一線各大隊は比隣部隊の陣地に破綻を生ずる場合に於ても、毫も之が爲に影響を受くることなく自己陣地の防禦を持續し、以て上級指揮官の逆襲の據點を成形し得る如く、其の陣地設備に獨立性を保持せしむるを要するのである。側射は正面射に比して數倍の効果を發揮するものである。故に地形之を許したならば自動火器を以て前地を側射し得る如く、配置を定むることは實に望ましいのである。上述の如き企圖は常に必ずしも望み得るものではないのである。けれども例へば左圖の如き地形に於ては有利に之が目的を達することが出来るのである。

説明

- (1) 上圖の如く自動火器を配置するときは敵眼及敵火に對して掩護し得るのである。
- (2) 敵がA及B方面即ち池の兩側を経て前進し來るや、自動火器を以て側射を加へ適時乾壕を経て後退するのである。



第五項は豫備隊の用途に就て記述せられてあるのである。綱要草案に於ては「地區豫備隊は主として逆襲を以て其の地區の防禦を完からしむる様に記述せられてあつたのを、綱要に於ては「其地區の防禦を完からしむる爲主として逆襲に使用せらるる様に改められ、以て其の用途に關する趣旨を一層明かならしめられたのである。本令に於ても此の趣旨には何等變りがないのである。即ち豫備隊は第一線大隊に増加したり、其の損害を補充したりするのが任務ではなく、地區の防禦を完からしむる爲主として逆襲に使用せらるるのである。而して此の逆襲とは既述の如く陣地保持の爲の逆襲のみを意味するのではなく、否な寧ろ敵の攻撃を破摧する目的を以て陣地前に行ふ逆襲を意味するのである。蓋し斯かる逆襲を實施してこそ眞に地區の防禦を完からしむることが出来るからである。又其の位置に關しては綱要草案に於ては「戦況と地形とに適合する如く選定し第一線部隊の配置を顧慮し最も有利に逆襲を實施し得る如く企畫すべき様に規定せられてあつたけれども、戦況に應ずる豫備隊の移動は、寧ろ戰闘實施に屬するものであるから、綱要に於て戦況の文字を省いて簡潔に修文せられそれが本令となつたのである。さて其の位置は次の二條件を考慮して之を決定すべきである。

1. 地形。

地形を考慮するときは、其の使用を顧慮せらるる方面に於て、豫備隊を遮蔽して位置せしめ得ることのみを意味するのでなく、愈之を使用せんとするに方り、地形を利用し所要の方面に行動し得ることを條件とするのである。併しながら、遮蔽すべき地形を求むることには、のみ汲々として、爾後の使用に適應しない方面に其の位置を求めが如きは、大禁物であることは勿論である。

2. 第一線部隊の配置。

第一線部隊の配置を考慮するとは、例へば第一線部隊の配置に間隙部があるときは之を利用して逆襲せんとするが如き、或は第一線の被突破を豫想して該方面に適時逆襲を行ひ得る如く考慮を拂ふが如き、或は第一線部隊の配置上敵の攻撃に對し破綻を生ずべきは主として何れの方面なるやを豫想し、該方面に有效に逆襲を實施し得る如く其の位置を選ぶ様なことを意味するのである。

即ち右の兩條件を考慮して、最も有利に逆襲を實施し得る如く其の位置を選定すべきである。而して地形に依つて全然隱蔽せられて居る場合に於ては敢て工事の必要がない様であるけれども、其の位置が敵の彈巢となる場合に於ては其の位

置を他に移動しなければならぬこともあるであらうし、又第一線への進出及之との交通の爲にも工事を施すを要することもあるのである。況んや豫備隊を位置せしむべき地點が地形に恵まれない場合に於ては、工事に依つて掩護せらるる様に所要の工事を施すことは肝要とするところである。但し此の工事は萬一を顧慮して射撃設備を爲すこと敢て不可ではないのであるけれども、元來の目的は陣地内に於て敵に抗戦せんが爲のものでなくして、主として掩護に在ることは勿論である。

末項は地區指揮官の逆襲の計畫及準備に就て記述せられたのである。既述の如く地區指揮官は擔任地區の防禦に方り火力及逆襲に依つて敵の攻撃を破摧すべきである。而して火力の發揚は各部隊の配置及此等部隊の火力配置に依つて其の目的を達せらるるのであるが、逆襲も亦豫め計畫を爲して置くのでなければ適當に之を行ふことが出来ないのである。該計畫及準備の要領は大體に於て曩きに豫備隊の位置に就て述べたのと同様である。

本條の參考條項として左に赤軍野外教令第二百三十一を掲げて置く。

第二百三十一 陣地帯ニ於ケル歩兵對戰車砲ヲ屬スノ配備ハ敵砲兵ニ對シテ各大中隊ノ配備

地區ノ判定ヲ困難ナラシメ敵戰車ニ對シテ自然的並人工的障礙物ノ發見ヲ困難ナラシムルコトヲ顧慮シテ決定セラル防禦ニ於ケル歩兵ノ戰闘力ハ畢竟敵歩兵ニ對スル殲滅的近距離火力ニ在リ、從テ歩兵ハ決勝ノ瞬時ニ至ルマデ其ノ火力資材ヲ保全スルコトニ努メ小銃及輕機關銃手ハ過早ニ其ノ位置ヲ暴露スルコトヲ避ケザルベカラズ、凡テ過早ニ暴露セル歩兵ノ輕火器ハ容易ニ敵ノ砲兵火力ニ制壓セラル、從テ遠距離ニ對スル射撃ハ陣地帯内部ヨリスル重機關銃ノ任トス

歩兵ハ斜面ノ前方或ハ後方ニ於テ縱深廣ニ分散配置セラル、其ノ最モ有效ナル防禦手段ハ第一線歩兵ノ火力ニ依リテ支援セラル第一線各火點ノ十字火力ニ在リ

敵歩兵ヲ戰車ヨリ分離スル爲對戰車地區ニハ遮蔽シテ短刀機關銃ヲ配置シ其ノ奇襲的側射火力ヲ以テ戰車ニ續行スル敵歩兵ヲ破摧スルヲ要ス

戰車ニ對シテ防禦スル歩兵ハ敵兵據内ニ掩蔽シアル限り戰車ハ之ニ對シ大ナル脅威ヲ與フルモノニ非ザルコトヲ附記スベシ、加之歩兵ハ自己ノ資材(手榴彈其ノ他所在ノ資材)ヲ以テ有效ニ戰車ト戰闘ヲ行ヒ得ル性能ヲ有ス、但歩兵ハ我ニ對シ最モ大ナル危険ヲ與フルモノハ戰車ニ續行スル敵歩兵ナルコトヲ確知セザルベカラズ、故ニ歩兵ハ敵戰車ノ襲撃ニ當リテハ一方其ノ資材ヲ以テ敵戰車ニ損傷ヲ與フルコトニ努ムルト共ニ濫リニ自己ヲ暴露スルコト無ク、好機ニ投ジ自己ノ全火力ヲ擧ゲテ攻撃歩兵ヲ壓倒シ得ル如ク其ノ兵力資材ヲ部署スルヲ要ス

歩兵ハ戰車ガ著シク視界ヲ限定セラレ且歩兵トノ連絡保持頗ル困難ナルコトヲ顧慮シ其ノ關點ニ乘ズルコトニ努メザルベカラズ

攻撃歩兵ヲ戰車ヨリ分離シ火力ヲ以テ之ヲ壓倒スルコト即チ是ナリ

(一七七)

大隊守備地區ハ全周ニ對シテ獨立シテ防禦シ得ルヲ要ス
 第八十二 地區指揮官ハ警戒部隊ニ任務ヲ與ヘ其ノ位置及行動ヲ律ス狀況ニ依リ第一線部隊
 フシテ警戒部隊ヲ配置セシメ之ヲ統一スルコトアリ
 警戒部隊配置ノ要領ハ其ノ任務兵力地形等ニ依リ變化スト雖モ通常要點ヲ占領シ所要ノ工事ヲ
 施シ且常ニ主陣地帯トノ連絡施設ヲ爲スモノトス
 警戒部隊ノ抵抗ノ程度及撤退ノ方法ハ主陣地帯ノ戰鬪ニ大ナル影響アルヲ以テ地區指揮官ハ豫
 メ之ニ關シ的確ナル命令ヲ與フルコト要ナリ

本條は綱要第七十七に補修を加へられたものであるが、其の趣旨には何等變りはない。

第六十九第二項に依れば、師團長は地區より出すべき警戒部隊に關して、其の占むべき陣地概略の位置を示し、要すれば兵力を指定し、又其の動作を統一するのである。而して警戒陣地の撤退特に其の時機に關しては豫め明確なる命令を與ふべきことになつて居るのである。地區指揮官は師團命令に於て叙上の如き事項を命ぜらるるや、之に基いて左の諸件を警戒部隊に命令すべきである。

1. 警戒部隊に任務を與へ、其の位置及行動を律す。
2. 狀況に依り第一線部隊をして警戒部隊を配置せしめ之を統一す。

警戒部隊の一般任務は第六十九第一項に示す如く、敵情を搜索し且本陣地帯を掩蔽するのである。而して時宜に依り其の全部若くは一部を以て敵の攻撃を遲滯せしむる等、前進陣地占領部隊に準ずる任務を附課することがあるのである。然り而して師團長として各地區の警戒部隊をして單に一般任務のみを遂行せしむる場合に於ては、師團命令に於て特に任務を指示しなくとも、當然各警戒部隊は此の一般任務を遂行すべきであることは既述の如くである。上述の如くであるから地區指揮官が師團命令に於て警戒部隊に關しては特に任務を示されない場合に在つては、地區占領部隊命令に於ても亦通常警戒部隊に特に任務を與へなくつても宜しいのである。

次に警戒部隊の位置も亦其の概略は師團命令に於て示さるべきは上記の如くである。故に地區指揮官の警戒部隊に示す位置とは、師團長より示された陣地概略の位置の範圍に於て當面の地形に稽へ尙的確なる位置を指示すべきである。地區指揮官の警戒部隊に示す行動に關しても亦位置に就て述べたのと同様である。又特に師團長から敵の攻撃を遲滯せしむべき特別任務の指示を受けた場合に於ては、本條第三項に於て詳述する様に其の動作を明確に示すべきである。

次に地區指揮官が第一線部隊をして警戒部隊を配置せしめ之を統一する場合は、如何なる状況であるかといふに、某地區占領部隊の兵力が大である等の爲に、其の防禦擔任正面が著しく大である場合であるとか、或は擔任正面が著しく大である

一聯隊と一大隊より成る地區隊の防禦



場合であるとか、或は擔任正面は左程大でないにしても左圖の如く其の戦闘地域の地形が縦方向に分割せられて居つて、此の全地域内に統一せる單一警戒部隊を配置することが出来ず、二個の警戒部隊を配置するを要し、而かも地形上此の兩警戒部隊を地區指揮官に直轄

するを不利とする場合の如きを意味するのである。次に警戒部隊配備の要領は左の諸件に依つて異なるのである。

1. 任務。

單に任務のみを以て配備の要領を論ずることの困難なるは、兵力及地形のみを單獨に切り離して論究することが出来ないのと同様である。即ち地形を全然同一と見るも尙且敵の攻撃を遲滞せしむべき特別任務を附加せられた場合に於ては、單に一般の任務を課せられた場合に比し其の兵力が大となるのが當然であるのである。従つて此の際單に任務に基因して其の配備に差異を生ずるばかりでなく、兵力の大小に依つて配備に差異を生ずるのである。而して單に任務上より生ずる配備上の差異を理論的に攻究すれば次の如くである。

イ、一般任務のみを課せられて派遣せられた場合に於ては、敵の斥候の侵入を許さない様に、相當細密なる警戒網を配置するを要すると共に、搜索の目的を有する敵の小部隊の企圖する要點占領に對し、抗拒する如く各要點を占領し、併せて我が搜索據點たらしむべきである。

ロ、一般任務に附加するに、敵の攻撃を遲滞せしむべき特別任務を附加せられた場合に於ても、前記の著眼には何等變りがないのであるが、尙敵の攻撃に方り特に其の重點を指向すべしと判断せらるる要點を成るべく強大なる兵力を以て堅固に占領することが肝要である。又此の場合に於ては前にも述べた

様に、斯る要點を比較的強大なる兵力を以て占領することが出来る様に、全般の兵力を強大ならしむるのを通常とするのである。

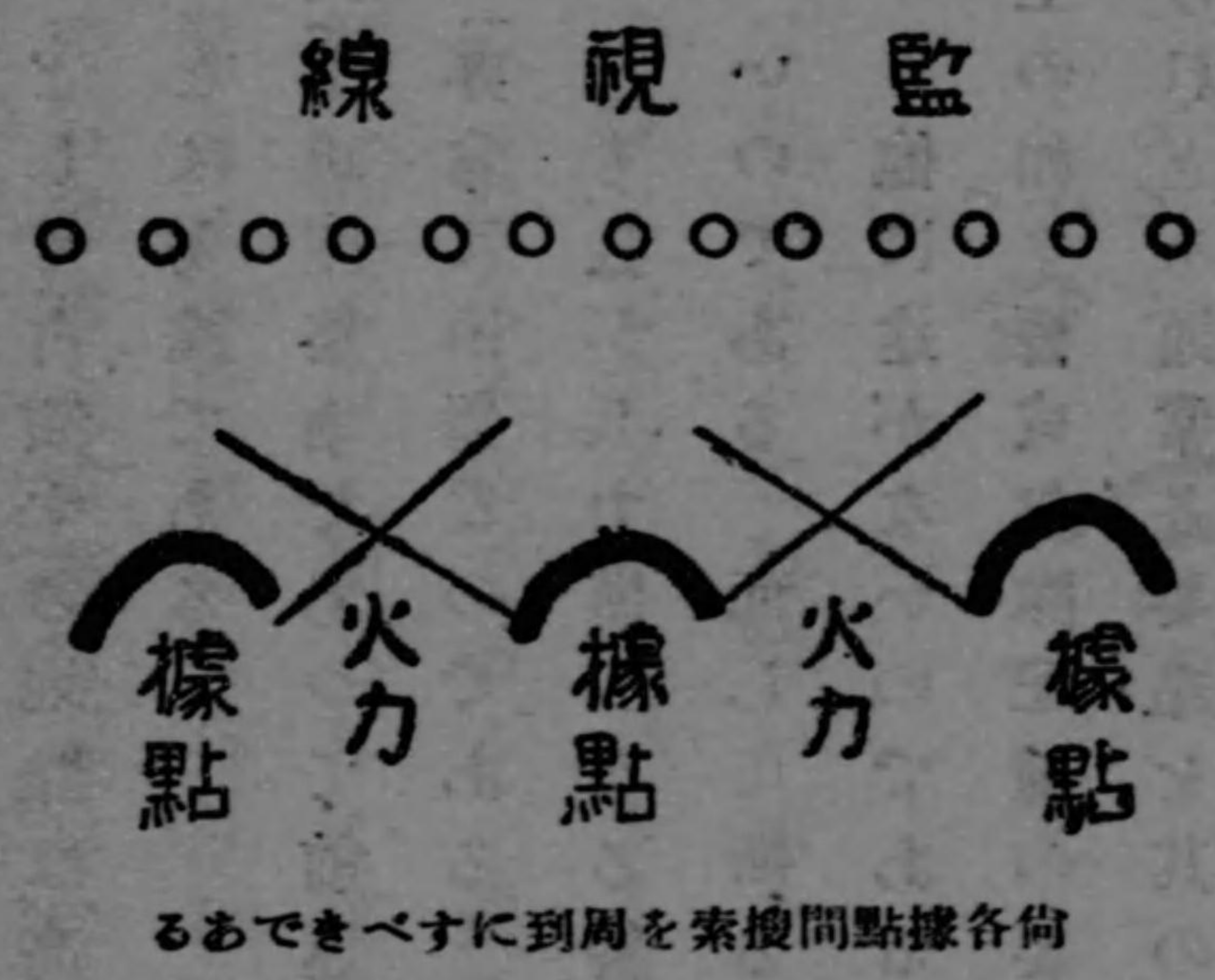
2. 兵力。

兵力も亦之れ丈けを引き離して警戒部隊の配備を論究することは適當でないのである。強ひて兵力に關して述べるとしたならば次の如くである。元來警戒部隊なるものは成るべく僅少なる兵力を以て、其の兵力に比し可なり廣正面の搜索に任ずるのであるから、十分なる配備を爲すことは困難なのである。即ち前項任務の部に於て述べたところの警戒部隊の一般任務のみを課せられた場合には、之に適應する兵力の最小限を以て、前項に於て論究した著眼に、基き配備を定むべきである。故に若し此の一般任務のみを課せられた場合に於て、比較的強大なる兵力を充當せられたとすれば、其の兵力大なるに従つて配備が益、十分となるといふことが出来るのである。一般任務以外に特別任務を課せられた爲、兵力を増大せしめられた場合に關しては前項に於て述べたから重複を避ける。

3. 地形。

地形が警戒部隊の配備に影響するところ多大なるものあるは、今更絮説する要を認めないのである。今二、三の例を擧げて説述すれば次の如くである。

1. 警戒陣地附近の地形が道路及其の附近しか通過出来ないとか、又は僅少なる渡河點を有する河川であるといふ場合に於ては、此等諸點を占領して置けば敵の侵入を妨害して我が主陣地帯を掩蔽する爲には便利であるけれども、我が搜索も亦困難であるから成るべく各一部を以て此等障碍の前方に搜索據點を占めて置くことが肝要である。



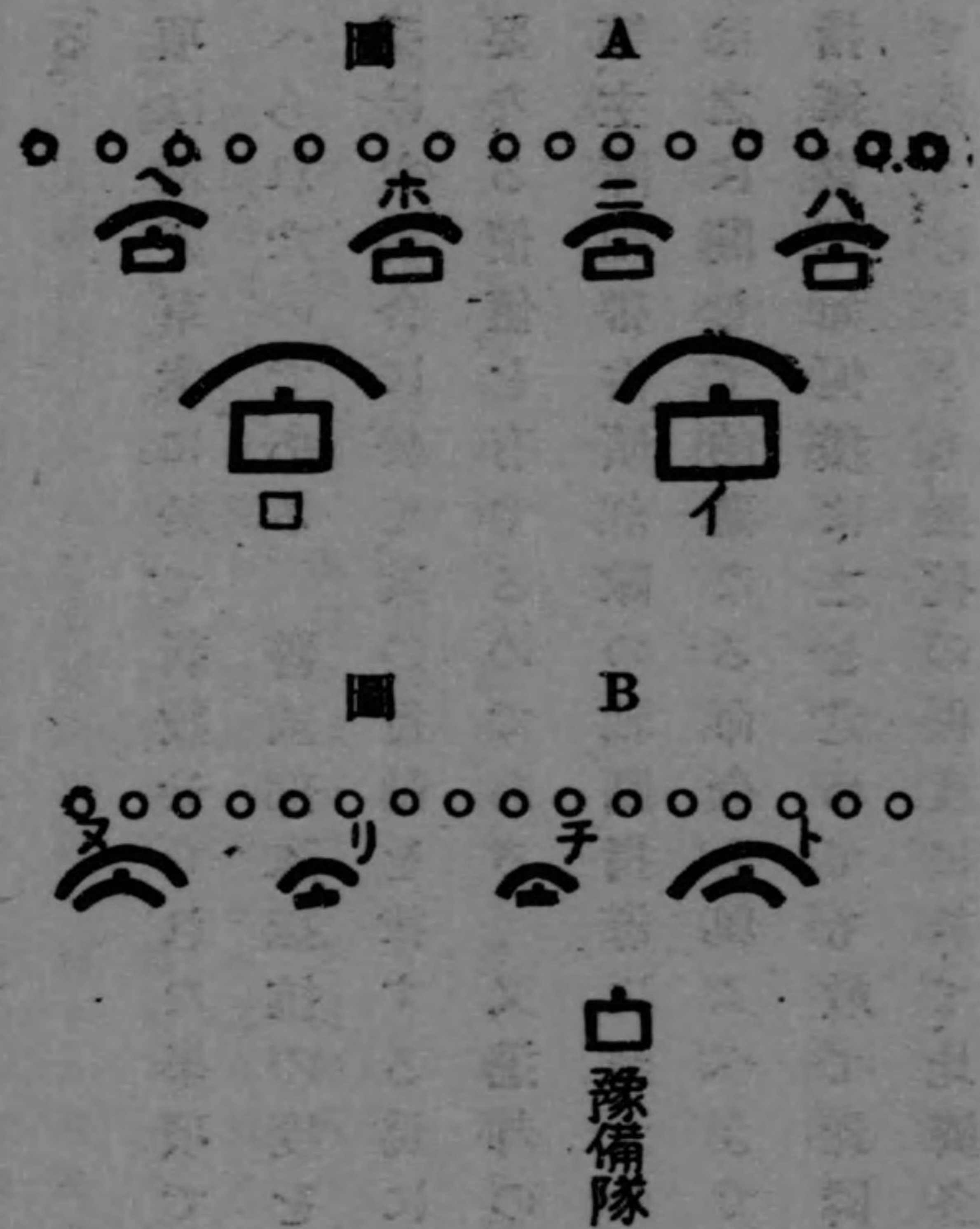
各向據點間搜索周到るべきである

道路以外と雖も到る處諸兵種の行動を評す場合に於ては、敵の小部隊又は斥候の侵入を妨退する爲、監視搜索と各據點の火力を以てする阻止とを併用するを要するのである。即ち上圖に於て敵の小斥候は我が監視幕に妨げられて侵入することを得ず、又強大なる斥候若くは小部隊は據點の火力及我が搜索に依つて侵入することが出来ないのである。而して此等據點

として占領する地點は、高地とか森林とか部落とかいふ要點たるを要するこ
とは勿論である。

ハ、平坦開豁地であつて前述の如き據點のない場合に於ては、警戒部隊の配備は
非常に困難なのである。斯る地形に於ては敵の地上搜索も困難であるけれ
ども、我が兵力僅少なる警戒部隊を以て搜索警戒に任ずることも亦容易でな
いのである。而して斯る地形に於ては工事に依つて地形上の不備を補ふよ
り他に途がないのである。

叙上の如く警戒部隊配備の要領は其の任務、兵力、地形等に依つて變化するのであ
るけれども、通常各要點を、其の價値に應じ所要の兵力を以て占領し、且所要の工事
を施すべきである。而して該配備が行軍間の前哨的に前後に重せ疊る縦深の部
署たらしむべきや(左圖A)將た各要點を横廣に線式に占領して其の前方に有力な
る監視幕を配置すべきや(左圖B)は一に狀況に依るのであるけれども、兵力に比し
廣き正面の警戒を擔任しなければならぬ此の種警戒部隊としては、後者Bを以
て満足しなければならぬことが多いのである。



白豫備隊

而して其の後者Bを採用する場
合に於ても、全力をト、チ、リ、ヌ等横
方向に一線式に撒布して、到る處
重點なき散漫なる配置を取れと
いふのではなく、各要點の重要な
度に應じて、其の兵力配置に重點
を作るばかりでなく、重要方面の
後方には若干豫備隊をも貯へる
を要することが少くないのであ

る。又有力なる監視哨を前方に出すときは、其の形に於ては一見前者Aの場合と
同様の觀を呈することが少くないのであるけれども、其の精神に於ては自ら異な
るところがあるのである。然らば前者Aは如何なる場合に採用せらるるかとい
ふに、例へば河川を利用して警戒陣地とするに方つて、其の渡河點が少いから、此等
渡河點イ、ロ等を所要の兵力を以て占領し、尙前方の諸要點に僅少なる部隊を配置
して我が搜索の據點たらしむるが如き場合即ち是である。

次に第二項末段に記載せられてあるところの警戒部隊と後方主陣地帯との間には常に所要の連絡施設を爲すを要する件は綱要に於て草案の内容に増補せられそれが本令に及んだのである。蓋し警戒部隊をして搜索の結果を報告し、或は砲兵の協力を要求する等、其の任務の達成を容易ならしむる爲には、此の連絡施設は頗る重要であるからである。併しながら之が爲有線電話を使用するに方つては警戒部隊が撤退するに方り、往、電話網撤収の機を失することがあるに注意すべきである。

第三項は綱要草案に於て新設せられた事項であつて、本令に於て若干字句の補修を加へられたのである。警戒部隊抵抗の度を示されることは、警戒部隊が敵の攻撃を受けた場合に於て、其の行動を律する爲には勿論、我が關係砲兵の協力の爲にも重要な価値を有するのである。又退却の方法は、我が砲兵の戦闘及機關銃の用法等、主陣地帯占領部隊の戦闘指導に至大の影響があるのである。故に地區指揮官は之に關して的確なる命令を與ふべきである。而して其の退却の方法は、各地區指揮官が如何様に之を定めても敢て比隣地區隊に何等波及するところが無いのであるけれども、抵抗の程度に於て、比隣各地區指揮官の間に大なる差異があ

(一七八)

るときは各地區の警戒部隊の行動に於て著しき歩調の一致を缺くに至るのであるから、師團長から指示せられた任務の範圍に於て之を定むべきは勿論であつて而かも比隣各地區指揮官は之を定むるに方り、豫め相互協定を遂ぐるのを可とするのである。

第百八十三 師團砲兵指揮官ハ師團命令ニ基キ戰鬥ニ關スル計畫ヲ定メ部下諸隊ヲ部署シテ陣地ヲ占領シ且戰鬥ノ諸準備ヲ完成セシム
防禦ニ在リテハ戰況ニ應ジ運用スベキ火力ヲ當初成ルベク大ナラシムルコト緊要ナリ而シテ我が歩兵ニ直接協同スルヲ要スル時期ニ至レバ之ニ用フル火力ヲ十分ナラシムルヲ要ス
歩兵ニ直接協同スベキ砲兵ノ指揮官ハ豫メ協同スベキ地區ノ指揮官ト連絡シ歩兵陣地ノ狀況就中第一線ノ位置、歩兵ノ火力配置、戰鬥指導ニ關スル地區指揮官ノ企圖ヲ知得シ之ニ基キ先づ自己ノ戰鬥ニ關スル計畫ノ要旨就中協同スベキ歩兵ニ關係アル火力ノ配置及目的射擊實施ノ要領陣地特ニ歩兵ノ抵抗地帯内ニ配置スベキ觀測所ノ位置等ヲ通報シ狀況ノ推移ニ應ジ逐次協定ヲ完全ナラシムルモノトシ、進、退、準備ニ關シ、特ニ然リトス

本條は綱要第百七十八を補修せられたものである。

第一項は綱要の第一項と同一である。綱要草案の第一項に於ては部下砲兵の戰鬥任務、使用すべき彈藥及敵情搜索、觀測、連絡並に變換に關する事項等も定むる様に記述せられてあつたのであるけれども、綱要に於ては之を削除して單に部下諸

隊を部署して陣地を占領せしめ、且戦闘の諸準備を完成せしむる様に改められたのである。是草案に記述せられてあつた事項は必ずしも防禦に於てのみ特に示すべき事項でないからであらう。而して綱要に於て戦闘の準備を完成せしむる件を増補せられたのは、簡単なことであるけれども大に注目すべき事項なのであつたのである。何となれば防禦砲兵の最も自負し、自信して活動すべき原素は周到適切なる戦闘準備の完成に在るのであつて、之に依つて射撃の機先を制して常に敵に大なる損害を與へ且優勢なる敵の歩砲兵を制し得る所以であるからである。

第二項は若干綱要に補修を加へて居る。元來防禦に於ても成るべく主動的に砲兵を使用すべき原則には攻者と同じく何等變りがないのであるけれども、某程度の先制は之を攻者に讓步して居る關係上、防禦の企圖に應じ其の戦闘の某時期までは、敵情の推移に應じ、適宜に砲兵火力を振り廻して敵を制壓すべき要求は、全然主動的に戦闘を指導せんとする攻者に比して大であるといはなければならぬのである。従つて戦況に應じ運用すべき火力を當初成るべく大ならしむることが肝要なのは當然である。併しながら愈計畫せる逆襲を實行せんとするの時期

に至つたならば、防者の主動的に行動すべき要求は益増大するのであつて、而かも此の時期に至つたならば單に敵を火制するといふだけでなく、歩兵の戦闘を有効に支援する如く敵に打撃を加へることが肝要である。是我が歩兵と直接協同するを要する時期に至らば、之が任務に服する火力を十分ならしむるを要する旨記述せられてある所以であると信するのである。

第三項は歩兵に直接協同すべき砲兵と歩兵との協同動作上、該砲兵の指揮官として爲すべき協定に關し記述せられたのである。以下歩砲兩指揮官の知るべき事項中重要な件に關して若干説明を加へることにしやう。

イ、砲兵指揮官の知るべき事項。

イ、歩兵陣地の状況就中第一線の位置。

之を知ることによつて自己の陣地を何れに選定し得るか、又歩兵火網に協同すべき砲兵火力配置の後端を何れに限定しなければならぬかを定めることが出来るのである。就中自己の觀測地帯と歩兵陣地との關係を定める爲には、第一線歩兵の位置を詳知することが肝要である。

ロ、歩兵の火力配置。

歩兵の火力配置を知ることによつて、砲兵をして各地點に對する火力配置の要否及其の量を定むることが出来るのである。

ハ、戦闘指導に關する地區指揮官の企圖。

地區指揮官は第百八十一の末項に示されてある如く、陣地占領に方り逆襲の計畫を定め且師團長の企圖に基き所要の準備を爲すのである。是即ち戦闘指導に關する地區指揮官の企圖の根本と見るべきである。又警戒部隊の敵の攻撃に對する抵抗の度を知ること亦肝要である。而して地區指揮官が此等の企圖を實行する時期に於ては、前項に於て述べた様に之に直接協同すべき火力を十分ならしめ、且兩者間の協同動作を緊密ならしむるを要するのである。故に砲兵の指揮官として地區指揮官の戦闘指導に關する企圖を知ることが、自己の火力の配置及目的等を定むる爲に緊要缺くべからざることである。

イ、歩兵指揮官の知るべき事項。

本條には關係がないのであるけれども、序ながら歩兵指揮官の知るを要する事項に就て若干述べることにしやう。

イ、砲兵の火力配置、目的及射撃時間並に方法。

之に依つて我が重火器の使用其他火力の配置要領を的確に定むることが出来るのである。

ロ、陣地特に歩兵の抵抗地帯内に配置すべき觀測所の位置。

之に依つて或は抵抗地帯の一部を前方に出し、或は歩兵の監視所たるべき地點を砲兵に讓與し、或は自己の位置を選定する憑據とすることが出来るのである。

歩砲兵指揮官は相互に此等の事項を承知し、相互援助の協力の精神を以て、兩兵種協同の本義を發揮し得る如く勉むることが肝要なのである。要するに砲兵指揮官としては第三項末に記述しある如く、歩兵指揮官に對する通報を怠ることなく又狀況の推移に應じて逐次協定を完全ならしむるを要するのである。逆襲準備に關し特に然りである。

(一七九)

第百八十四 師團工兵指揮官ハ師團命令ニ基キ作業ノ種類及量使用シ得ベキ材料、時間ノ關係等ヲ考慮シ作業ニ關スル計畫ヲ定メ且關係部隊ト密接ニ協同シテ狀況ニ適合スル如ク作業ヲ實施スルモノトス又逆襲ヲ考慮シ所要ノ準備ヲ爲スヲ要ス

本條は防禦に於て師團工兵指揮官の作業に關し記述せられたのであるが、防禦に於ては工兵作業の價値の特に重要視すべきことは、今更續述の必要を認めないものである。

師團工兵指揮官は師團命令を下される以前から、諸情報を蒐集して師團の防禦に方り速かに築城の諸因子を攻究するを要するのである。而して其の攻究の結果工兵を使用せんとするに方つては、師團命令に基き他兵科に於て當然擔當して實施すべき作業と、工兵を使用するを要するか又は使用するを有利とする作業との關係を決定し、然る後其の作業の種類及量、使用し得べき資材並に時間の關係等を考量して、何れの作業には幾何の工兵を幾何の時日間配當すべきやを計畫し、以て工兵の全能力を發揮して毫も死節時なからしむると共に、作業の實施は戰術上の要求に最も能く適應せしむべきである。若し夫れ此の工兵使用にして徒に技術的作業の量を多大ならしむることのみ偏し、戰術上の要求と調和を缺くに於ては、是工兵指揮官として最も拙劣なる工兵用法であつて甚だ採らざるところである。

第八十五 陣地ノ編成ハ防禦ノ方針ニ基キ狀況特ニ地形ニ應ジ火力ノ發揚及逆襲ノ實施ニ便

ナラシムルコト緊要ニシテ時間及材料ノ許ス限り十分ナル工事ヲ施スベキモノトス時間ノ餘裕ナキ場合ニ於テハ各部隊ハ先ヅ速カニ火力配置ヲ完全ナラシムルヲ要ス

陣地ノ設備ニ方リテハ第一ニ要點ヲ堅固ナラシム之ガ爲先ヅ射撃、觀察、連絡及障礙ノ設備ヲ施シ次デ交通、掩護、瓦斯防護等ノ設備ヲ行ヒ時間ヲ得ルニ從ヒ逐次之ヲ縱深ニ及スモノトス又工事ハ必要ノ程度少キ方面ニ在リテモ之ヲ忽セニスベカラズ

交通設備ハ縱方向ノミナラズ横方向ニモ亦之ヲ設ケ陣地内ノ行動ヲ安全ニシ且連絡ヲ容易ナラシムルト共ニ僞工事ト相俟テ陣地要點ノ所在ヲ敵ニ察知セラレザル如クスルヲ要ス

陣地編成の一般目的は、天然の地形に人工的施設を行ひて軍隊の戰闘威力を増大し且之を掩護するに在るのである。而して之が編成に方つては防禦の方針を基礎とし、狀況特に地形に適應せしめ火力の發揚及逆襲の實施に便ならしむるを要するのである。然り而して陣地が地形に適合し、而かも堅固に編成せらるるに従つて、防禦軍隊の戰闘威力を益増大する所以であるから、時間及材料の許す限り十分なる工事を施すべきものである。併しながら防禦に決する時機如何に依つては、陣地編成の爲時間を缺くことがあるのである。斯る場合でも各部隊は先づ最も迅速に火力配置を完全ならしむるを要するのである。但し上述の如く急速に編成したる陣地は地形の研究も不十分であつて、且主として軍隊の配置其のものに依つて戰闘威力を發揮せんとするものであるから、爾後の狀況上時間に餘裕を

得て陣地を増強するを要するに至らんか、往々一部の陣地占領及編成に改良を加へなければならぬことを惹起する場合があるのである。

陣地編成に方つては時間の有無に拘らず、第一に陣地の要點を堅固ならしむることが肝要である。而して此の著意は時間の少い場合に於て特に緊要とするのである。然り而して作業著手の順序は綱要草案に在つては、先づ射撃、展望及觀測並連絡の設備に著手し、障礙物、交通掩護等の設備は必要に應じ適宜之を行ふものと規定せられてあつたのであるけれども、綱要に於ては障礙物は先づ之を實施する部類に加ふると同時に、交通掩護等の設備も亦此等の設備の重要な度に鑑み、苟も時間と材料之を許すに於ては常に之を行ふ趣旨に改められたのである。而して本令に於ては、先づ射撃、視察、連絡及障礙の設備を施し、次で交通掩護、瓦斯防護等の設備を行ひ、時間を得るに従ひ逐次之を縦深に及すものとす」と記述せられて居るが、瓦斯防護の設備を附加せられた外何等變りはないのである。蓋し障礙物は射撃の設備と相俟つて、防禦威力を發揚する爲緊要なる要素であつて、特に材料が豊富である狀況に在つては、比較的容易に之を施設することが出来るからである。又交通及掩護等の設備も必要の場合のみ之を行ふのではなく、常に必要であ

るけれども時間の少いときは已むを得ず之を省略しなければならぬのであるから、草案の如き記述は適當でないと思へられた結果であらう。次に時間を得るに従つて逐次其の設備を縦深に及ぼすとは、其の精神何れに存するやといふに、之は決して數線陣地帯を設備するといふ意味ではなく、主陣地帯中に於て抵抗地帯の縦深及其の後方の設備を意味するのであることは勿論である。即ち工事は先づ最前線に於けるものを最も堅固ならしめ、之れで十分防禦の目的を達することが出来るといふ程度に達したとき、尙時間の餘裕があつたならば逐次縦深に及ぼすべきである。

防禦は某程度まで受身であることは既述の如くである。従つて豫め判斷せる敵情に依れば、左程必要でないと思へられる工事も、其の實施を忽にしてはならぬので、特に敵の包圍を阻止する爲効果あると思考せらるる工事に於て然りとするのである。

次に本條の末項に就てであるが、交通設備は縦方向のみならず横方向にも亦之を設け陣地内の行動を安全ならしめ、且連絡を容易ならしむると共に偽工事と相俟つて陣地要點の所在を敵に察知せられざる著意を必要とするのである。

第百八十六 師團長ハ陣地ノ配置ニ關シ必要ナル處置ヲ講ジ其ノ實施ヲ監督スルヲ要ス
 陣地秘匿ノ目的ヲ達成センガ爲ニハ警戒部隊等ヲ配置シ又敵飛行機驅逐ノ處置ヲ講ズルノ外各
 級指揮官ハ工事ノ開始ニ先ダテ通常ノ所要ノ偽裝ヲ行ヒ又交通ノ痕跡ヲ消滅シ或ハ之ヲ増加シテ
 欺騙シ、工事ヲ地形ニ適合セシメ守兵ノ行動ニ注意シ特ニ砲兵、重火器等ニ在リテハ適時移動ヲ行
 ヒ以テ陣地ノ要點及配備ヲ判別シ難カラシムルコト緊要ナリ
 陣地ヲ秘匿センガ爲査問ハ準備ノミニ止メ夜ニ入り陣地ノ占領及工事ニ着手スルヲ利トスルコ
 トアリ

偽裝、偽工事等ニ依リ敵ヲシテ我が兵力、配備等ヲ誤認セシメンガ爲有モ時間、兵力、材料等ノ許ス限
 リ其ノ施設ヲ完全ナラシムルヲ可トス之ガ爲各級指揮官適宜之ヲ實施スルノ外特ニ敵ヲシテ抵
 抗地帯前線ノ判定ヲ誤ラシメ或ハ眞陣地ヲ誤認シ其ノ攻撃方向ヲ誤ラシムル等ノ目的ヲ以テ師
 團長ノ統一セル企畫ニ基キ偽工事ヲ設クルヲ可トスルコトアリ
 偽工事ヲ設クルニ際シテハ之ニ對スル敵火ノ爲友軍ニ危害ヲ及サザルコトニ注意スルヲ要ス
 我が陣地ヲ敵方及上方ヨリ觀察若クハ攝影スルハ陣地秘匿ノ狀態及之ニ應ズル處置ヲ知ル爲重
 要ナル手段ナリ

本條は陣地の秘匿に關して具體的に記述せられたのである。

第一項は陣地秘匿に關し師團長の處置と秘匿手段實施の監督を要求せられたのである。蓋し陣地の暴露は我が企圖の全部若くは大部を敵に通告する所以であつて、既に某程度まで先制の利を敵に譲つた防者として、最初から我が企圖の全部

若くは大部を敵に通告するが如きこととなつては、防者としては戦勝を求むる大なる要素を失ふ所以であるから、陣地の秘匿は單に部下各級指揮官の施設及行動にのみ委することなく、師團長自身も諸般の事項に互つて之が處置を講じ、且其の實施を監督して自己の意圖の如くならしむるを要するからである。第二項以下は陣地秘匿の爲採るべき手段に就て記述せられたのである。今此等諸項に記述せられてある事項を大別すれば次の三件に歸著するものと認めるのである。

1. 空中及地上よりする敵の搜索を困難ならしむる爲の部署。
 2. 右と同一目的の爲のみならず敵を欺騙する爲軍隊の部署及行動に關する注意。
 3. 右と同一趣旨の爲に行ふ諸般の偽裝。
- 空中及地上よりする敵の搜索を困難ならしむる爲の部署とは、飛行機を以てする制空權の獲得、地上よりする防空處置、警戒部隊及監視部隊の配置等であつて、此等に關しては既に述べたる事項多く、尙警戒監視の一部に就て本篇の當該條項に於て記述するところがあるから、茲には省略することにする。
- 敵の搜索を困難ならしむるばかりでなく、積極的に敵を欺騙する爲の軍隊の部署

及行動を例示すれば次の如くである。

4. 工事の開始に先ちて所要の偽装を行ふこと。

工事は完成時に於て始めて偽装を行ふときは、偽装の目的を達すること通常困難である。蓋し工事中逐次敵飛行機から寫眞搜索を行はれるときは、我が陣地の詳細を知悉せられ、特に其の企圖を遺憾なく察知せらるるからである。故に工事の開始前に通常偽装を行ふことを可とするのである。

5. 工事を地形に適合せしむること。

工事を地形に適合せしむることは、敵の搜索を困難ならしむる爲興つて力があるのである。之が爲には陣地の偵察當時から此の點に著意する必要があるのである。

6. 交通の痕跡を消滅し或は之を増加すること。

交通の痕跡は我が軍隊就中砲兵の行動を敵に察知せしめ、延いて其の配備の骨幹を敵に通告すること屢であるから、適時交通の痕跡を消滅することも亦緊要である。之に反して之を増加し敵を欺騙し得ることもあるのである。

7. 守兵の行動に注意すること。

如何に工事を開始する以前から偽装を施し、又は工事を地形に適合せしむる如く配應しても、守兵の行動慎重を缺くときは、陣地を敵に暴露することとなるから、守兵の行動には特に注意を要するのである。

8. 軍隊の部署及行動に依つて敵を欺騙すること。

上述せる諸件は敵の搜索を困難ならしめて、我が陣地を秘匿せんとする消極的手段なのである。故に之のみにて我が企圖秘匿の目的を達せんとすることは困難な不可能といはなければならぬのである。果して然らば之を補ふ爲軍隊の部署及行動に依つて敵を欺騙し、以て積極的に企圖秘匿の目的を達する様に勉めなければならぬのである。例へば前進陣地を本陣地と該認せしむるの處置を講じ、豫備隊の位置及砲兵の配置を某時期まで眞の配置に在らしめず、爾後所要の時機に之を眞の配置に移動せしむるを等の類即ち是である。網要の本文にも、砲兵機關銃に在りては適時移動を行ふべく要求せられてあるのは、主として此の目的を達せんが爲に他ならないのである。本命も亦同意義であるのである。

9. 陣地占領及工事實施の時期に注意すること。

陣地を秘匿せんが爲晝間は陣地占領の準備のみに止め、夜に入り陣地の占領及
工事に着手するを利とすることもあるのである。

次は偽装に就て述べんに、飛行機搜索の發達の結果、各國軍共此の偽装に關しては
大に高唱せられてあるのである。今獨逸野戰築城教範に記述せられある要點を
紹介すれば次の如くである。

- 1、偽装及土工具の用法は總べての部隊の戰術的教育に屬す。部隊の上官は該教
育を武器の用法と同様に監督するを要す。
- 2、土工作業は偽装と共に損害を減少し防禦力を増大す。
- 3、野戰築城に於て特に肝要なるは偽装とす。
偽装の正否は高所より撮影したる寫眞に依り之を監督せらる。
- 4、諸設備をして飛行機及地上觀測者をして、全然周圍の地物と區別し難からしむ
るときは偽装は完全なるものとす。
- 5、野戰築城の任務達成の爲有力なる手段の一は、敵の射撃を分散せしめんが爲行
ふ、偽陣地假裝等に依る、戰闘力維持の爲の設備なり。
- 6、個々の設備を隱匿すること困難なる全然掩護物なき地形に於ては、多數の偽工

事に依り敵の射撃を分散せしめ、之をして眞の設備より偏移せしむ。

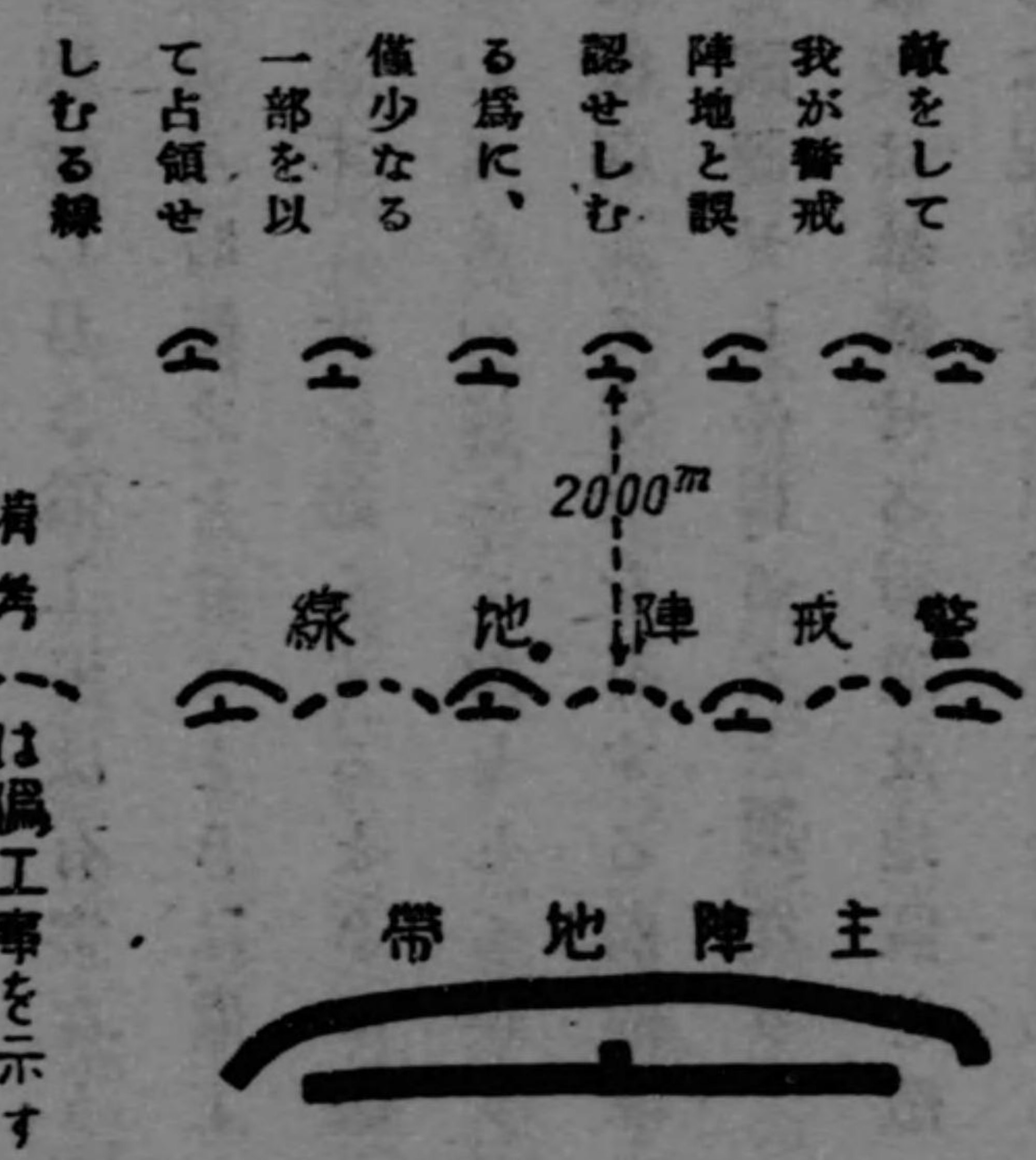
- 7、偽工事は敵をして之を戰闘設備と思惟せしむる如く設備し構築せざるべか
らず。而して一時守兵を配置し同所より射撃せしむるときは欺騙の度を増大
す。偽工事は戰闘設備又は主戰闘線に近接せしむべからず。設備不適當にし
て認知し易き偽工事は有害なり。

- 8、兵力及時間之を許すときは、偽工事は本來の戰闘圏外にも亦之を設くべきも
のとす。此の如くするときには敵をして本來の戰闘設備の發見を一層困難なら
しむるものにして、敵をして誤りたる攻撃の處置を取るに至らしめ得べし。單
に微弱なる守兵を有する前進陣地は巧妙なる偽工事に依り強大なる陣地なり
と誤認せしめ得ること屢なり。

- 9、假裝は暴露せる街道及地區を敵の目視より免れしむ。
本令に記述せられてあるところも、右記獨逸軍の規定と略同様である。而して之
に關しては別に詳説を要しなと思ふから、左に之を應用する場合の二、三に就て
紹介しやう。

其の一、敵をして警戒陣地を主陣地帯と誤認せしめて、其の攻撃に錯誤を生ぜ

しめんとする場合。



- 説明
- (1) 上圖に示す主陣地帯は豫定する線であるけれども、X日の晝間即ち敵が我が陣地前に到達した日の晝間に於ては、未だ該地帯には陣地を構成しないのである。
 - (2) 我が警戒陣地線と主陣地帯と誤認せしむる爲に、警戒陣地の各間隔内に偽陣地を設備して、一連の陣地である如く敵を誤認せしむるのである。
 - (3) 右の目的を達する爲に眞の警戒陣地の前方に、警戒陣地たるの觀を呈する如く各小部隊をして、要圖の如く點々と要點を占領せしむるのである。
 - (4) 主力は夜に入ると共に豫定の主陣地帯を占領して、陣地を設備するのである。而して主力はX日の晝間は地形に依つて全然隠匿して居るか又は警戒陣地の後方即ち主陣地の前方に集結して居るのである。

其の二、敵をして主陣地帯の一部を誤認せしめんとする場合。



- 説明
- (1) 上記要圖の如く主陣地帯一部の前方に於て、該地帯の他部と連繋する如く偽陣地を設備するときは、常に敵の攻撃部署の決定に影響するばかりでなく、我が主陣地帯前線の誤認は敵をして砲彈を空費せしむるの利益を享受することが出来るのである。
 - (2) 右の如き利益を享受する爲には、偽陣地を設けんとする地帯は地形上眞の主陣地帯たらしむべき價値を有するを要するのである。蓋し否らざれば偽陣地を設けた爲却て不利を醸すこととなるのである。

其の三、敵をして眞陣地を誤認せしめ、其の攻撃方向を誤らしめんとする場合。

此の場所は第百七十九の前進陣地占領の場合に就て述べたと同様の例を参照せば、自ら理解せらるることと思ふから重難を避けることにしやう。而して斯る大規模の偽工事は師團長の統一せる企圖に基いて實施しなければ、其の目的を達することが出来ないものである。

(戰 八三)

第百八十七 陣地ノ設備ニ方リ師團長ハ成ルベク速カニ陣地ノ後方ニ於ケル交通路ヲ補修又ハ新設シ以テ軍隊ノ移動、軍需品ノ補給等ニ便ナラシムルコト緊要ナリ

防禦 防禦陣地及陣地占領 第百八十七

防禦に於ては、攻者の企圖を察知し得るに至るや、之に對應する爲、或は其の裏を搔く爲、兵力の移動を行はなければならぬことが少くないのである。又斯くせざれば兵力上優勢であるべき敵に對して優越せる態勢を以て交戦することは出来ないものである。就中某日の戦闘が決勝を見ずして夜に入つた様な場合に於ては彼我共に新企圖に基いて兵力の移動を行ふことが屢である。斯る狀況に於て兵力移動の優越を期せんが爲には、防者は豫め後方に於ける交通路を補修若くは新設して置くを要するのである。斯くしてこそ防者たるの利益を發揮することが出来るといふべきである。

然るに往々此の著意を缺くものがあるばかりでなく、甚だしきに至りては陣地を選定する當初から、陣地内部に於ける交通に關してさい注意を拂らはないものが少くないのは、近代戦闘に於ける戦闘指揮の特性を没却せるものであつて、吾人の甚だ採らざるところである。又一方兵器器材の進歩發達は軍需品の補充追送量を増大し、機を失せず之を各隊に到達せしむることは特に防禦に於て重要視すべきことである。此の見地よりするも師團長は成るべく速かに陣地の後方に於ける交通路を補修又は新設すること緊要である。

(一八四)

第百八十八 多數ノ彈藥ヲ整備スルハ防禦ニ於テ特ニ緊要ナリ而シテ彈藥ノ集積ニハ多クノ輸送力及時間ヲ要スルヲ以テ綿密ナル計畫ヲ立テ速カニ之ニ著手シ勉メテ敵火ニ對シ安全ナル如ク集積シ且戰闘激烈ノ時期ニ於テモ圓滑ニ補充シ得ル如ク處置スルヲ要ス

既述の如く彈藥は特に防禦に於ては、物質的の威力發揚上重要な一大要素である。換言すれば兵數の寡弱は、工事の施設及彈藥の豊富なる整備に依つて、之を補はなければならぬのである。然るに彈藥の集積には多くの輸送力及時間を要するのである。何は兎もあれ彈藥集積の重要にして、而かも多大の時間を要すること上述の如くであるから、各級指揮官は前方の業務にのみ没頭することなく、之に關しても綿密なる計畫を立てて速かに之に著手し、勉めて敵火に對して安全なる如く集結し、且戰闘激烈の時期に於ても各兵種各隊共に事缺かざる如く、圓滑に補充し得べき處置を講じなければならぬのである。

(新)

第百八十九 防禦正面兵力ニ比シテ増大スルニ從ヒ第一線部隊ノ陣地ハ之ヲ獨立性アル據點ニ構成シ據點ノ間隔ヲ適宜増大シ該間隔ハ地形及偽工事等ノ巧ナル利用ト兩側部隊ノ側防トニ依リ敵ノ突破ヲ防止スルモノトス

防禦正面兵力ニ比シテ益増大シ敵ノ突破ニ對シ全正面ニ互ル各據點間隔ノ防禦困難ナル狀況ニ於テハ侵入スル敵ニ對シ第二線ニ控置スル兵力ヲ以テ果敢ナル進襲ヲ行ヒ之ヲ擊攘スルモノトス之ガ爲ニ控置スル兵力ハ他メテ之ヲ大ニシ據點ハ數及兵力ハ成ルベク之ヲ節約スルト共ニ爲シ得

ル、限、リ、堅、固、ニ、施、設、シ、且、獨、立、性、ヲ、大、ナ、ラ、シ、ム、ル、コ、ト、緊、要、ナ、リ、
 各、據、點、ハ、兵、力、ハ、負、擔、セ、シ、ム、ベ、キ、任、務、ニ、應、ジ、通、常、歩、兵、一、大、隊、以、上、ヲ、必、要、ト、シ、據、點、間、隔、及、比、隣、據、點、
 ノ、側、防、陣、地、補、強、等、ノ、關、係、ヲ、考、慮、シ、所、要、ノ、砲、工、兵、等、ヲ、加、フル、モ、ト、ス、
 主、力、砲、兵、ヲ、シ、テ、陣、地、ヲ、占、領、セ、シ、ム、ベ、キ、ヤ、或、ハ、其、ノ、一、部、若、ク、ハ、大、部、ヲ、控、置、ス、ベ、キ、ハ、狀、況、ニ、依、ル、
 何、レ、ハ、場、合、ニ、於、テ、モ、砲、兵、ヲ、孤、立、セ、シ、ム、ル、コ、ト、ナ、ク、對、戰、車、及、對、空、防、禦、ノ、準、備、ヲ、十、分、ニ、シ、且、必、要、ノ、
 豫、備、陣、地、ヲ、設、ク、ル、コ、ト、緊、要、ナ、リ、狀、況、ニ、依、リ、一、部、若、ク、ハ、大、部、ハ、砲、兵、ヲ、最、初、ヨ、リ、各、據、點、ノ、掩、護、下、ニ、
 位、置、セ、シ、ム、ル、ヲ、可、ト、ス、ル、コ、ト、ナ、ク、主、ト、シ、テ、敵、ハ、急、襲、ヲ、偵、知、シ、得、ル、ヲ、度、ト、シ、最、小、限、ハ、兵、力、ニ、
 警、戒、陣、地、ハ、之、ヲ、一、連、ニ、設、ク、ル、コ、ト、ナ、ク、敵、ハ、急、襲、ヲ、偵、知、シ、得、ル、ヲ、度、ト、シ、最、小、限、ハ、兵、力、ニ、
 依、リ、監、視、網、ヲ、構、成、ス、ル、ヲ、通、常、ト、ス、近、ク、分、置、シ、或、ハ、地、陣、ハ、掩、護、下、ニ、位、置、セ、シ、ム、ル、コ、ト、ナ、リ、
 行、李、輜、重、ハ、狀、況、ニ、依、リ、第、一、線、部、隊、ニ、近、ク、分、置、シ、或、ハ、地、陣、ハ、掩、護、下、ニ、位、置、セ、シ、ム、ル、コ、ト、ナ、リ、

本條は新に設けられたのであつて、防禦に於ける我が兵力の著しく不十分なるべ
 き(第百六十二參照)に想到せば、廣正面防禦を行ふの已むを得ざる場合少からざる
 は明かにして、本條は具體的に其の要領を示されたものである。赤軍野外教令第
 二百五十五に次の如く述べて居るが本條と對照せば大に參考とするに足るもの
 と思ふ。

第二百五十五 廣正面防禦ハ兵團ガ防禦ノ爲著シク廣大ナル正面ヲ與ヘラレタル時之ヲ行フ
 廣正面防禦ニ在リテハ一連ノ陣地帯ヲ構成スルコト無ク防禦ハ敵ノ前進ヲ豫想セララルル方面
 ニ構成セル個々ノ防禦地區ノ抵抗ト此等防禦地區相互並後方ニ配置セララルル打撃部隊トノ協

同動作ト基礎トス
 廣正面防禦ノ主體ハ大隊防禦地區(守備地區)ニシテ其ノ任務ハ火力ヲ以テ敵ヲ擊退シ若クハ之
 ヲ拒止シテ打撃部隊ノ到着ヲ待ツニ在リ砲兵ハ聯隊地域及大隊地區ニ分屬セララル
 大隊地區相互間ノ間隙ハ敵ヲシテ歩兵ノ眞配備ヲ誤認セシムル爲警戒部隊(機關銃ヲ有ス)及偽
 陣地ヲ以テ閉塞スルヲ要ス
 右ノ外大隊地區相互間ノ間隙ハ兩隣接地區ヨリスル機關銃及砲兵ノ十字火ヲ以テ火制セラレ
 ザルベカラズ又此間隙ハ持久毒物ヲ以テ毒化セララルコトアリ

本條に於て特に説明を要する事項は、第二項の第二線に控置する兵力、第三項の各
 據點の兵力、第四項の砲兵の用法並に第五項の警戒部隊に就てである。
 本條の第二項に於ては豫備隊を設くることなく、第二線に控置する兵力を以て果
 敢なる逆襲を行ひ敵を撃攘するに勉むるものである。之が爲控置する兵力は勉
 めて之を大にするを要するのである。
 次に第三項に於て示されある如く各據點の兵力を通常歩兵一大隊以上を必要と
 する理由は、蓋し各據點の獨立性を増大せしめんとせば歩兵一大隊以上の兵力を
 要し、又此の兵力を以てせば例へ敵の包圍的攻撃を受くも能く之を確保し得るか
 らである。
 次に第四項の砲兵の用法であるが、主力砲兵をして陣地を占領せしむべきや或は

其の一部若くは大部を控置すべきやは一に状況に依るものである。とせられてあるが、元來少數砲兵をして其の威力を極力發揮せしむる爲、特に經濟的用法を最も必要とする本状況に於ては大に著意を要する事項である。次に第五項の警戒陣地のことであるが、警戒陣地は事ろ之を設くることなく、最小限の兵力に依り監視網を構成するを通常とするのである。此の事は第百六十九の説明に於ても一寸説述したことであるが、此の場合に於ては警戒部隊として相應の兵力を使用するが如きは之を許さないのを普通とするのである。

一戰一戰一戰一戰
五七 六四 六六 六九

第百九十 攻勢ヲ企圖スル防禦ニ在リテハ其ノ陣地ハ我ガ兵力ニ適合スルト共ニ有利ニ攻勢ニ轉ジ得ル如ク之ヲ選定シ工事ノ築設連絡ノ施設軍隊ノ配置等ヲ適當ナラシム以テ守備ニ充ツベキ兵力ヲ成ルベク節約シ攻勢ノ爲自由ニ使用シ得ル兵力ヲ大ナラシムルモノトス而シテ豫備隊ハ成ルベク攻者ノ外翼又ハ側面ヲ包圍スルニ便ナラシムル如ク陣地ノ翼側等ニ配置スルヲ有利トス

本條は攻勢を企圖する場合の防禦に關し記述せられたのである。第百六十二の説明に於て述べたのであるが、本條の如き防禦を行ふことも決して否定せられたのでないことは、今更説述するの要はないのであつて、第一の説明末項にも此のことに觸れて置いたのである。乃ち任務に依つては軍と雖も一時守勢に立つこと

もあるのである。綱要第百五十七には「軍司令官は守勢に立つべき場合に於て、軍の企圖並に師團の占むべき陣地概略の位置等所要の事項を示すものとす。防禦陣地は我が企圖並に兵力に適合し有利に攻勢に轉じ得る如く選定するを要す」と記述せられてあつたのであるが、正に本條の本幹を構成して居るのである。

又綱要第百六十四には「陣地の選定、工事の築設、連絡の施設並に軍隊の配置等適當なるに従ひ守備に充つべき兵力を節約し得るを以て攻勢の爲使用し得る兵力を益増大し勝利を益確實ならしめ得るものとす」と記述せられてあつたが、之は本條の中核を爲して居るのである。即ち決戦を企圖する防禦に在つては、攻勢の爲自由に使用し得る兵力を強大ならしむることが肝要な條件である。之が爲には次の諸件に顧慮を拂ふ必要があるのである。

1. 陣地の廣表が兵力に適應し且十分に火力を發揚し得、以て守兵の兵力を節約し得ること。
2. 工事を堅固に行ひ、成るべく守兵の兵力を減少し得る如く勉むること。
3. 連絡の施設を適切周到ならしめ、以て防禦戦闘威力發揮の脈絡に遺憾なきを期すること。

4. 陣地判断及敵情判断を適切ならしめ、以て軍隊の配置を適切ならしめて、無用な兵力使用を絶対に避くると共に、防禦威力の發揚に遺憾なからしむる如く勉むること。

本條に於て攻勢の爲自由に使用し得る兵力とは、單に高級指揮官の有する豫備隊のみを意味するのでないことは勿論である。蓋し上記の如く豫備隊は固より攻勢移轉の爲の原動力には相違ないのであるけれども、攻勢移轉は豫備隊のみを以て行ふのではなく、第一線部隊の主力、少くも有力なる一部をも攻勢に轉ぜしむることが通常であつて、時として最初から全線擧つて攻勢に轉ずることもあるからである。

次に述べんとすることは、攻勢防禦に於ける砲置の配置であるが、第百七十一を適用すべきは勿論であつて、以上の外向攻勢移轉の際のことを顧慮するを要するのである。

次に豫備線の位置に就てであるが、綱要第百六十九には「總豫備隊の位置は我が企圖及其の兵力、戦況並地形を考慮して選定するを要するも通常其の位置を陣地の翼側後に求め攻者の外翼又は側面を包圍するに便ならしむるを可とす」と記述せ

られて居つたが、本令に於ては「豫備隊は成るべく攻者の外翼又は側面を包圍するに便ならしむる如く陣地の翼側等に配置するを有利とす」と記述せられて居つて其の趣旨には何等變りはないのである。

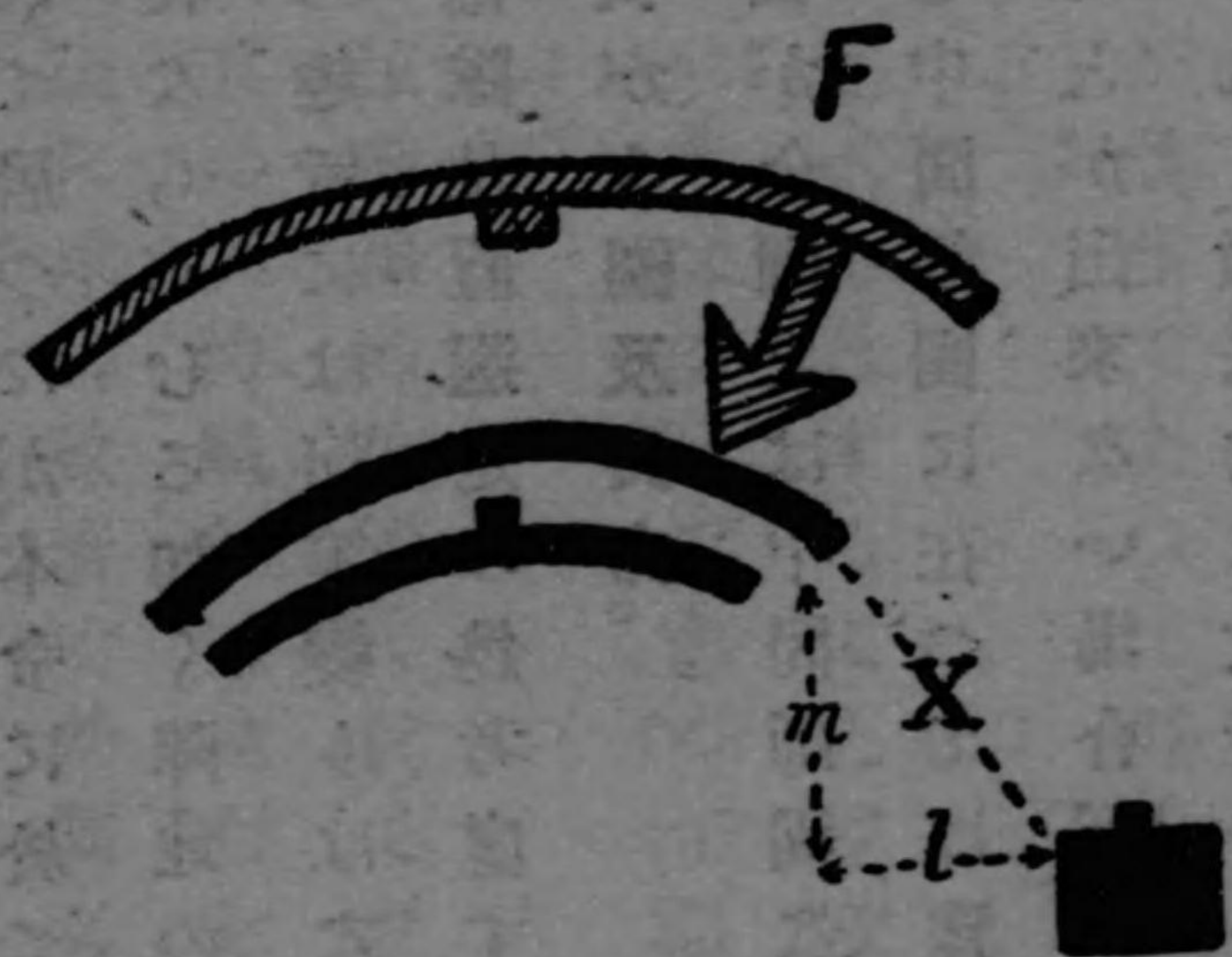
豫備隊位置選定の爲考慮すべき事項を参考までに擧ぐれば次の如くである。

1. 我が企圖及兵力。

我が企圖とは、中間師團なるか、又は翼師團なるかに依つて異なるのである。蓋し中間師團に在つては豫備隊は敵線の突破か若くは戦果擴張にしか使用することが出来ない場合が多く、敵の翼に向はしむる場合に於ても翼師團に於けるが如く、徹底的に攻者の外翼又は側面を包圍する如く、使用することは困難なのである。故に翼師團に在つては本條の要求する如く、通常其の位置を陣地の翼側に求めるのを可とすれども、中間師團に在つては、攻勢を企圖する方面の後方に位置せしめて、或は攻勢移轉後敵線に間隙があれば適宜の側面に包圍を試み、或は其の一部を第一線に加へて攻撃威力を増大し、以て敵線を突破したる後包圍に導く如き方策に出づるを以て満足しなればならないのである。

豫備隊の兵力の大小は第一線と離隔せしむる程度に差異を生ずるのである。

即ち師團に在つて之を翼側後に位置せしめんとするに方つては、左圖に於ける X 距離は兵力の大なるに従つて益之を大ならしむるを要するのである。何となれば豫備隊の位置から展開して攻勢前進に移るに方り、兵力大なるに従つて戦闘正面も之に伴つて大となるから、側方に離隔せしむべき l の價を大ならしむるを要し、又豫備隊が大となるに従つて、後方に離隔せしむべき m の價も亦之を増大せしむるのでなければ、豫備隊は展開の爲動作の自由を失ひ、甚だしきに至つては敵砲火の下に於て側方移動を行つて展開せざるべからざるに至ることとなるからである。而して豫備隊の位置から直ちに展開することなく、何れかへ移動したる後、攻勢移轉の爲展開せしめんとする場合に於ても、兵力の大なるに従ひ X 距離を大ならしむるにあらざれば等しく動作の自由を失ひ、其の使用に不都合を來すのである。



次に中間師團であつて上圖の如く翼側後に位

置せしむることの出来ない場合に於ても、第一線と離隔せしむべき距離は前述と同一趣旨に依つて、豫備隊の兵力が増大するに従つて之を大ならしむべきである。

2. 戦況。

戦況とは主として戦闘の所期であるか、戦闘が逐次進捗した時期であるかを意味するのである。戦闘の初期特に敵情が未だ全然不明である時期に於ては、諸般の状況に應ずる使用に適する如く、其の位置に融通弾力性を有せしむることが肝要であるけれども、敵情の如何に拘らず一本調子に某方面より某方向に豫備隊を使用して攻勢に轉ぜんとするが如き場合には此の限りでないけれども、戦況が逐次推移して豫備隊を使用すべき方面を状況に適應する如く確定し得るに至らば、機を失せず適當なる方面に使用し得る如く、最初の位置から他の位置に移動せしむべきである。尙最初の位置に關して一つ述べべきは、此の位置に依つて敵を欺騙することがあること即ち是である。之は企圖に屬することであるけれども、最初の位置であるから特に此の戦況の部に於て述べるのであるが、要するに師團長は陣地の右翼方面より攻勢に轉ぜんとするに方り、最初か

ら豫備隊を該方面に位置せしむるに於ては、我が企圖を敵に通告するに等しいことがあるのである(地形上)。斯る場合に於ては却つて豫備隊を攻勢を企圖せざる方面たる左翼方面に位置せしめ、偽陣地の施設と相俟つて我が企圖を敵に欺騙するを有利とすることが多いのである。

3. 地形。

豫備隊の位置は地形を利用して敵眼及敵火に遮蔽するを要するのである。従つて地形上最初の時期に於ては、之を豫定する攻勢方面に位置せしむることなく、陣地の中央後に位置せしめ、戦況の進展に伴ひ之を企圖する攻勢方面に移動する等の場合が少くないのである。又地形に依つては若干過遠若くは過近を忍んでも之を利用して位置せしむることがあるのである。

(一五五)

第百九十一 一地ヲ固守セントスル防禦ニ在リテハ成ルベク敵ノ攻撃ヲ阻碍スベキ地形ヲ利用シ且諸種ノ障礙ヲ設置シ各方面ニ對シ陣地ヲ設備シ全力ヲ盡クシテ之ヲ死守スルモノトス而シテ苟モ遊襲ノ好機ヲ得バ斷然之ヲ決行スルヲ要ス

本條は綱要第百五十五其の儘であつて、一地を固守せんとする防禦に就て記述せられて居るのである。

本條の一地を固守するを目的とする防禦とは、如何なる場合に惹起するかといふ

に、例へば次の如きであらう。

1. 敵方に通ずる重要な交通路上に於ける要點を成るべく長時間我が手に收めて置くを要する場合。

2. 敵の迂回を阻止する爲我が側背に通ずる交通路上に於ける要點を堅固に長時間日守備するを要する場合。

3. 重要な兵站地を守備するを要する場合。

右述の如き場合に於ては、敵を撃滅することが目的でなく地點其のものを固守することが目的であるから、此の種防禦の爲必要な條件は次の如くでなければならぬのである。

1. 陣地其のものは難攻不落であつて、敵が優勢なる兵力を以て之を攻撃せんとするも、其の優勢を發揮することが出来ないこと、換言すれば優勢なる兵力を以て攻撃せんとするも地形上兵力使用の餘地がない様に、所謂地の利を有することが肝要である。而して通常全然受動の地位に立ちて孤立無援以て優勢なる敵に對せなければならぬのであるから、陣地中必要な方面は絶対に堅固なるを可とするのである。

2. 併しながら斯くの如き要求を具有せる陣地は常に之を求むることとは困難とするのであるから、其の地形の堅固性を缺く部分には、諸種の障礙物を設置して、陣地を増強することが肝要である。

3. 斯る陣地に於て防禦に任ずる守者は出撃することが困難であつて、又通常其の必要を認めないのである。併しながら敵が僅少なる一部を我に當て、其の他の主力を以て随意の行動を爲すに方り、至般の状況上之を必要と認むるに於ては當面の敵の一部を撃破して敵主力の背後に脅威を與へ、以て我が軍の作戰を容易ならしむるを有利とすることがあるのである。斯る場合に於ては陣地を堅固ならしむると共に、所要に應じ出撃の可能性を有するを要することもあるのである。但斯くの如き行動は常則でないのは勿論である。

4. 前述の如く此の種防禦に於ては、敵より完全に包圍せらるることもあるのであるから、四圍に對して防禦戰闘を實施し得る如く設備するを要することもある。併しながら常に必ずしも要塞の如く全周に亙つて防禦設備をするを要しないので、必要なる各方面に對して設備すれば足れりとするのである。此の種防禦に於ては攻勢移轉は前記の如く全く特別の場合の他は之を行ふべき

ものでなく、敵の攻撃を受くるや其の地點を死守するを本旨とをるのである。而して之が爲には敵が守兵に近迫し來らざるに先だち、我が障礙物と火力とに依り敵の攻撃力を破摧するのを以て理想とするけれども、有爲なる敵は我が陣地に肉薄し來り、遂に其の要點を奪取するに至ることあるは之を覺悟しなければならぬのである。斯る状況に立ち至つた場合は勿論のこと、敵が我が陣地前に於て我が火力に依り大なる打撃を被つて、其の攻撃頓挫した様な場合に於ては、斷乎として逆襲を決行し、飽くまで陣地を保持するか又は敵を局部的に撃滅するを要するのである。然り而して此の種防禦に於て陣地保持の爲に行ふ逆襲は、攻勢防禦に於ける陣地保持の爲の逆襲よりも數層重要性を有するのであるから、特に其の陣地の要點が敵に奪取せられんとする様な状況を顧慮し、豫め逆襲に關する計畫を立てて置く必要があるのである。

本條に於て明示せられてはいないけれども尙一つ述べべきことがあるのである。即ち戰闘綱要草案第一百七第二項には「防禦に任ずる軍隊は最後の一人に至るまで陣地を保持するの決心を以て抗戰奮闘せざるべからず」とあつかのを綱要に於ては削除せられたことである。其の理由とするところは蓋し綱要の原則は攻

勢防禦を主體として記述せられてあるのであるから、陣地を飽くまで保持し之を枕として斃れるといふ如き思想の下に記述せられた此の草案の原則が、防禦の主眼の條に存することは、却つて誤解を招ぐの虞があるからであらう。加之斯くの如き精神的要求は特記せられなくとも、苟も攻撃精神に富み犠牲的精神充溢せる軍隊にあつては、狀況之を必要とする場合に於ては、十分其の要求を充足することが出来るのである。即ち日露戦争當時に於ける我が典令には必ずしも斯る要求はなかつたのであらうけれども、沙河會戰に於て我が梅澤旅團及第十二師團は著しく優勢なる敵に對して本溪湖附近の陣地を死守し、又黑溝臺會戰に於て豊邊支隊は強大なる敵に對して沈且堡附近を固守し得た如きは、防禦の韌強性を平素の教育に於て養成した結果ではなく、犠牲的精神を一般的に教育した結果の發露である。

併しながら本條の如く一地を固守すべき防禦、必ずしも上述例示の如き場合のみを意味せず、本溪湖若くは沈且堡の如き防禦に於ても亦然りとするは勿論である。に於ては草案の此の要求は大に重要であつて本條の陣地を飽くまで死守すべき要求は即ち此の草案の要求と一致するのである。

第二章 防禦戰闘

(一八六)

第九十二 飛行機、騎兵、陣地前ニ派遣セラレタル各部隊、第一線部隊等ハ當面ノ狀況就中敵ノ兵力區分、到達地點、後續部隊ノ有無及狀態、攻撃準備ノ程度等ヲ適時報告シ上級指揮官ノ戰闘指導ニ資スルコト緊要ナリ而シテ其ノ搜索ハ晝夜ヲ問ハズ之ヲ繼續スベキモノトス
前方ニ在ル騎兵敵ノ近接ニ伴ヒ陣地前ニ行動スル能ハザルニ至レバ師團命令ニ基キ前進部隊若クハ警戒部隊ト密接ナル連繫ヲ保持シツツ陣地ノ翼側ニ移リ敵情特ニ包圍又ハ迂回行動ヲ搜索シ翼側ヲ警戒シ且爾後ノ行動ヲ準備スルヲ要ス

本條は綱要第八十六である。防禦に於ては戰闘前より戰闘經過中に互り、敵情を詳知することを特に重要視すべきは既述の如くである。而して敵情就中敵の兵力區分を知ることが、敵の企圖を知る爲有力なる要素であつて、我が兵力移動の要否、砲兵用法、逆襲若くは攻勢移轉に於ける兵力部署等に影響するところ甚大なるものがあるのである。又敵の到達地點を知ることが、大體敵の攻撃の時期を知ると共に、砲兵の用法、逆襲若くは攻勢移轉の時機の決定等に関係を有し、其の後續部隊の有無及狀態を知ることが、逆襲若くは攻勢移轉の時機を決定する爲の憑據を與へ、攻撃準備の程度を知ることが、砲兵の運用其の他の戰闘指導に関係を有す

るのである。

故に飛行機、騎兵及陣地前に出された前進部隊、警戒部隊、監視部隊並に第一線部隊等は、此等の敵情を速かに上級指揮官に報告すべきである。又陣地攻撃に於ては敵としても、包圍迂回を企圖することは、當然であるから、前方に活動の餘地なきに至れる騎兵は、警戒部隊等と連繫を緊密にして、翼側を掩蔽すると共に、敵の此の企圖を神速に偵知して報告するを要するのである。

本條關聯條項として赤軍野外教令第二百四十五を左に紹介する。

第二百四十五

空中及地上搜索ハ敵ノ兵力編組ヲ偵知シ重砲、戰車其ノ他重要戰闘資材ヲ發見シ其ノ數量並型式ヲ査定シ敵ノ主攻方向ヲ搜索シ砲兵ノ配置、戰車ノ待機並出發陣地、化學部隊(追撃砲)、戰闘司令所及監視所ノ位置、歩兵ノ配置濃密ナル地區、第二線部隊及機動部隊ノ位置ヲ偵知セザルベカラズ

特ニ俘虜及文書獲得ノ目的ヲ以テ夜間敵戰闘部隊ニ對シ戰車及歩兵ノ奇襲ヲ行フヲ要ス

(戰八七)

第九十三 機宜ニ適スル砲兵ノ射撃開始ハ防禦戰闘ニ於テ特ニ緊要ニシテ師團長ハ之ニ關シ命令スベキモノトス

師團長敵ノ現出ニ先ダテ豫メ砲兵ヲシテ效力射撃準備射撃ヲ行ハシムル場合ニ於テハ我が企圖ノ秘匿ニ注意シ且前方ニ在ル友軍ニ危害ヲ及サザル如ク處置スルヲ要ス

敵ノ近接ニ方リテハ砲兵就中長射程砲ハ交通路上ノ要點ニ對シ適時射撃ヲ行ヒ其ノ他所要ノ砲

兵ヲ以テ敵ノ行動ヲ妨害スル爲射撃ヲ行フモノトス此ノ際過早ニ主力砲兵ノ位置ヲ暴露セザル爲之ニ用フル兵力ハ勉メテ制限シ要スレバ其ノ陣地ヲ變換シテ射撃セシムルヲ可トス敵ノ攻撃準備ニ方リ一般ノ狀況特ニ防禦ノ目的ニ鑑ミ沈黙ノ要ナキ場合ニ於テ砲兵ハ有利ナル目標等ニ對シ適時射撃ヲ行フモノトス

前項ノ場合ニ於テ軍直轄砲兵ハ敵ノ準備未ダ完カラザルニ乘ジ機先ヲ制シテ先ヅ敵砲兵ヲ射撃シ師團砲兵モ亦爲シ得レバ之ニ協力スルモノトス然レドモ敵砲兵著シク優勢ナルトキハ砲兵特ニ師團砲兵ノ主力ヲシテ初期ニ於ケル對砲兵戰ヲ避ケシムルコトアリ

本條は綱要第八十七である。綱要草案第四百十九第一項に於ては、機宜に適する砲兵の射撃開始は防禦戰闘に於て特に緊要とするところなり故に師團長は特に之に關し指示を與ふるものとすと記述せられてあつて、往々師團長の意圖に基き砲兵指揮官獨斷を以て射撃を開始するを本則とするが如く解せられたのであつた。然るに防禦に於て主陣地帯に於ける砲兵の射撃開始は、某程度まで主陣地帯に關して敵に通告する所以であり、又爾後に於ける砲兵運用特に彈藥使用上に波及するところが少くないから、防禦戰闘指導に於ける重要なる一條件を成形するのである。故に之が射撃開始は當然戰闘指揮發動の本源たる師團長の處斷を待つを本則とすべきである。綱要は此の精神に於て之を明確にせられ、而して本

令に及んだのである。

防禦に於ては特異の状況にあらざる限り、砲兵の戦闘準備に要する時間には相當の餘裕を有するのであつて、従つて時間に應ずる測地的射撃準備を爲すことが出来るのである。併しながら該準備が某程度出来て居つたとて、爲し得れば成るべく效力射を爲す直前に於て、豫め効力的準備射撃を行ふて置くのを可とするのである。蓋し斯くすることに依つて當初から時機に應じ有效なる效力射を実施することが出来るからである。況んや状況上測地的準備を爲す時間の餘裕を缺く場合に於ては、益、此の效力射準備射撃を必要とするのは當然である。而して師團長として敵の現出に先ちて豫め此の效力射準備射撃を爲さしむべく決した場合に於ては、

1、我が企圖を敵に暴露せざることを。
2、前方に在る友軍に對し危害を及ぼさざることを。

の二條件を緊要とするのである。何となれば上述の如く此の效力射準備射撃なるものは、敵の現出する直前換言すれば成るべく效力射實施の直前に於て之を行ふのでなければ、大なる價值を期待することが出来ないからである。而して斯る

時期に此の效力準備射撃を行ふとすれば、敵の空中及地上の諸搜索機關に對して我が企圖を暴露することとなり易いのである。故に敵の空中搜索に對しては此の間制空權を獲得すると共に、其の地上搜索に對して警戒を嚴にするを要するのである。然るに敵の地上搜索に對して警戒を嚴ならしめんとせば、少くも所命の如く警戒部隊現存し、敵の斥候の如きは之を驅逐して搜索を不可能ならしむるを要するのである。果して然らば該射撃に依り友軍に危害を及ぼす虞が頗る大であるといはれなければならないのである。故に此等警戒部隊と砲兵との間には豫め詳密周到なる協定を遂げむるの他、師團長としても要すれば砲兵の射撃範圍及警戒部隊の行動に對し所要の制限を加ふべきである。

敵の近接時に其の行動を妨害することは攻撃準備の態勢に移る行動に妨害を加へ、且廣義に於ける攻撃準備を妨害する所以である。換言すれば、適切周到なる攻撃準備を爲さんとする前條件に對して大なる妨害を加へ、之に依つて爾後に於ける攻撃準備に大なる支障を生起せしめんとするのである。故に防禦に於て我が砲兵の戦闘準備の優越を利用し、敵として未だ殆んど全く該準備整はざる此の時期に於て、叙上の趣旨に基く射撃を行ふことは相當大なる價值を有する所以であ

る。併しながら既に此の時期に於て主力砲兵を使用するが如きは、全然我が主陣地の配置延いては企圖を暴露し、且敵をして我が主力砲兵に對して標定せしむる等の大害を伴ふものであるから、之に用ふる砲兵の兵力は勉めて制限を加へ、此の射撃に任ずる砲兵は爲し得れば實際の陣地よりも異なる陣地に在つて射撃を行はしむるを可とするのである。

凡そ陣地攻撃を行ふに方り攻撃準備の周到適切なることは、其の攻撃を成功せしむる第一歩である。故に防者としては敵をして其の攻撃準備を成るべく粗笨にして且不適切ならしむる如くするを要するのである。特に一般に我に比して優勢なるべき攻撃砲兵に對しては、準備の優越を利用して機先を制し之を壓倒するに勉むることは、此の時期に於ける防禦砲兵の行動としては大に有意義であつて、是非之が實現を要求せざるを得ないのである。而して此の對砲兵戦は通常軍砲兵の任ずるところであるけれども、軍砲兵のみを以て軍正面に於ける敵の全砲兵に對して、叙上の目的を達せんとすることは言ふべくして行はれざるところである。故に師團砲兵も亦爲し得れば之に參與して其の目的達成を成るべく徹底的ならしめ、少くも敵の砲兵力に對し平衡を求むることを勉むべきである。蓋し叙

上の目的達成は實に防禦に於て敵の攻撃威力破摧の第一歩であつて、防禦砲兵として優越せる戰術準備の威力を最も有利に發揮し、攻撃砲兵に大鐵槌を加へ得べき好機は此の時期を措いて他に求むること通常困難であるからである。

叙上の如くであるから之が目的達成の爲には、他の條件の制限なき限り、師團の全砲兵、少くも主力砲兵を以て之を行ふに躊躇すべきでないのである。是綱要に於て一般の状況特に防禦の目的に鑑み沈黙の要なき場合に於ては、砲兵は適時射撃を行ひて敵の攻撃準備を妨害し、尙師團砲兵も亦爲し得れば敵砲兵射撃に任ずる軍砲兵に協力すべきを要求せられたのである。此の趣旨は本令に於ても同一である。

本文に示されてある一般の状況特に防禦の目的に鑑み沈黙の要なき場合に於て砲兵は云々とは如何なることを意味するかといふに、例へば防禦の目的が大々の機動攻勢を企圖するに在る様な場合に於ては、既に敵が攻撃準備を爲さんとするの時期に於て敵に打撃を加へることが望ましいのである。一方斯る企圖を有する防禦に在つては、敵の近接を待ちて攻勢に轉せんとする場合よりも、主陣地帯の状況を比較的速かに敵に知られても差支がないのである。故に斯る企圖を有

する防禦に於ては敵の攻撃準備時期に於て砲兵は強ひて沈黙を守る必要がないのである。上述せるところは沈黙の要なき顯著なる一例を示したのである。元來防禦に於ては其の戦闘準備の優越を利用して、敵の攻撃準備整はざるに乗じ、之に成るべく大なる打撃を與ふことは好ましいのであるから、企圖秘匿上主力砲兵は用ひないにしても、少くも有力なる一部砲兵を以て敵の攻撃準備を妨害するに勉むべきは當然なのである。蓋し有力なる一部砲兵の陣地が暴露したとて、主陣地帯の全配備を敵に知らしめる所以でなく、之が暴露の不利を敵の攻撃準備妨害の利を以て十分償ふことが出来る様な場合に於ては、沈黙の要なき場合といふことが出来るのである。果して然らば防禦の目的に鑑み沈黙を要する場合とは如何なる場合であるかといふに、例へば砲兵及航空兵力が比較的優勢であつて、攻撃準備時期に於ける行動が著しく慎重なるが如き敵に對して、我は敵の攻撃準備時期に於て主力砲兵を以て其の準備を妨害せんが爲射撃を行はんか、却つて敵砲兵の爲制壓を被る虞がある様な場合を謂ふのである。蓋し斯る状況に於ては主力砲兵を暴露して攻撃準備妨害を企つるも、其の目的達成困難であつて、結局我が主陣地帯の全骨格を暴露し、主力砲兵の陣地は敵から標定せらるる不利を被るの

他に何等得るところの利益がないからである。

次に敵砲兵著しく優勢なるときは、砲兵特に師團砲兵の主力をして初期に於ける對砲兵戦を避けしむることあり」と綱要に示されて居り本令も亦然りであるが、さて著しく優勢とは一體數上幾何程の優勢を意味するかといふことは、往々初學者の質疑となるところである。編者は之に對して、彼我砲兵の數上の比較のみを以て之に答へんとすることは欲しないのである。蓋し砲兵力の優劣は單に砲數の多寡のみに依つて定まるのでなく、編制、裝備、教育訓練及戦闘準備等の優劣の相乗積に比例するものであるからである。故に此等の相乗積に於て彼我の砲兵力を比較對照し、以て我が戦力が劣勢であつて砲戦を敢てすること不利なりと考定した場合即ち是であるといふことが出来るのである。茲に注意しなければならぬのは本令の要求は敵の砲兵力が我に比し著しく優勢なる場合に於てのみ、對砲兵戦を避くべきを示されてあることである。故に兵力上若干の差異があつたとて之は他の手段例へば敵の不意に乗ずる等に依つて補ひ、防禦の初期に於て敵砲兵に一打撃を加へることは、是非勉めなければならぬのである。

いことである。抑、攻撃準備破摧射撃なるものは、本令に在つては陣地戦に於ける防禦に於てのみ之を認めて居るのであつて、敵の攻撃準備を妨害するといふ様な程度のものでなく、第三百十一に明示せられてある如く、敵の攻撃準備を破摧し特に攻撃歩兵を震駭し、以て其の企圖を挫折せしむるに在るのである。故に攻撃準備妨害の目的を以て行ふ射撃を以て、直ちに攻撃準備破摧射撃なりと誤解して其の運用を誤るが如きことなき様吳々も望むところである。

左に參考として獨逸軍は指揮第四百五十九、第四百六十及第四百六十一の條項を掲げて置く。

第四百五十九 砲兵ハ既ニ接敵前進中ノ敵ニ對シ前進陣地ニ在ル其ノ放列位置要スレバ主戰
 陣地帯ノ前方ニ在ル放列位置ヨリ戰闘ヲ行フ
 妨害射撃ハ遠ク前方ニ派遣セラレタル觀測者ニ依リ無線通信機關ヲ以テ指導セラルルモノト
 ス砲兵協力飛行機及觀測隊ノ一部ヲ使用スベシ情況ニ依リ郵便用電線又ハ協定セル發火信號
 ヲ利用スルコトアリ敵ヲシテ過早ニ我が兵力ヲ察知シ得ザラシメンガ爲此ノ種戰闘ヲ行フ砲
 兵數ヲ制限スルヲ適當トスルコトアリ
 主戰陣地帯ノ防禦漸次開始セララルヤ砲兵ノ縱長區分ノ増加ヲ必要トス該縱長區分ハ遂ニハ歩
 兵ト協力シテ實施スル主戰陣地帯ノ直接防禦ノ爲全砲兵ノ縱長梯隊配置ニ移ラザルベカラザ
 ルニ至ルモノニシテ適時之ヲ準備スルヲ要ス

砲兵ノ大部ハ該配置ニ於テハ前進觀測者ハ主ナル觀測ニシテ用ヲ爲サザルニ至ルモ尙攻者ニ
 火力ヲ指向シ且主戰陣地帯ニ浸入セル敵ニ對シテモ依然有效ニ射撃シ得ル如ク勉ムベシ又砲
 兵ノ一部ハ其ノ陣地ヲ察知セラレアリト考ヘラルトキハ屢、主戰陣地帯ニ對スル敵ノ歩兵攻
 撃ヲ豫期スル前夜ニ於テ更ニ陣地ヲ變換セザルベカラザルコトアリ
 此ノ如ク砲兵ハ其效力ヲ完全ニ發揚セシムル爲大ニ機動的ニ使用セザルベカラズ砲兵ノ多種
 多様ナル使用ノ爲ニハ觀測所、放列位置、射撃諸元、陣地變換、陣地進入及退出ノ運動及其ノ道路ノ
 遮蔽ニ關シ周到ナル準備ヲ要ス

第四百六十 師團砲兵ノ大部ハ主戰陣地帯ノ前方、遠近ニ對シ集中火ヲ注ギ得ザルベカラズ砲
 兵指揮官ハ該集中火ヲ勉メテ永ク指導スルヲ要ス砲兵ノ區分及射撃任務ノ附與ハ右ノ著眼ニ
 從ヒ爲サルベキモノトス

軍團長ハ軍團砲兵ノ使用ニ伴ヒ師團ニ對シ其砲兵ノ區分ニ關シ指示ヲ與ヘ且師團ノ地域以外
 ニ於ケル戰闘任務ヲ配當スルコトヲ得軍團司令部ハ一般ニ特別遠戰任務解決ノ爲軍團砲兵中
 ノ大重砲兵ノミヲ直接ニ保有スルモノトス

師團長ハ既ニ防禦ノ開始ヨリ若ハ其經過中歩兵ニ直接協同スベキ砲兵部隊若ハ歩兵ニ配屬ス
 ル部隊ヲ決定ス師團長ハ砲兵指揮官ノ直接隸下ニ十分有力ナル砲兵ヲ殘シ最後マテ火戰ニ決
 定的ノ影響ヲ與ヘ得ザルベカラズ

主戰陣地帯ノ防禦ニ方リ歩兵ヲ直接支援スベキ砲兵隊ハ歩兵ノ指揮官ト連繫ヲ取り兩兵種ハ
 指揮官ハ連絡ヲ維持スルヲ要ス其ノ他歩砲兵ノ協同ニ關シテハ第三百二十九以降ニ掲グル著
 眼ニ從フモノトス

第百六十一 情況就中彈藥ノ景況之ヲ許セバ砲兵ハ其ノ射程ヲ完全ニ利用シ射撃ヲ開始ス砲兵ハ敵ノ近接、敵砲兵ノ陣地進入、其ノ觀測所ノ設置ヲ困難ナラシメ且其ノ連絡及彈藥補充ヲ妨害ス次デ敵砲兵及高射砲兵ノ制壓ヲ開始ス其ノ要領ハ第三百五十八(第九十一)解説の際引用せしもの参照ニ掲グル者眼ニ依ル制壓ノ爲ノ基礎ヲ得ル爲敵砲兵ノ射撃ヲ速ニ誘發スルヲ要ス之ニ成功セザレバ敵砲兵ヲ逐次ニ制壓シ得ルニ過ギザルベシ敵ノ砲兵力著シク優勢ナルカ若ハ敵ヲ奇襲セントスルトキハ往々敵砲兵ノ制壓ヲ一時差控フルコトアリ

妨害射撃及急襲射撃ニ依リ歩兵重火器ト協同シテ攻撃歩兵ノ出發位置ニ向フ前進敵ノ戰闘司令所連絡及補給ヲ制壓スベシ又攻撃工事ニ對シ破壊射撃ヲ實施スベシ

敵歩兵其ノ出發位置ニ於テ攻撃準備ヲ整フルヤ我ガ砲兵ノ大部ヲ擧ゲテ之ヲ制壓スベシ敵歩兵ノ重火器ヲ制壓スルコト特ニ緊要ナリ又戰車ノ前進及其ノ準備配置ニ注意スルヲ要ス此ノ際必要ノ最小限ノ砲兵ヲ以テ攻撃砲兵ノ制壓ヲ續行スベシ決戰時機ニ於テハ敵ノ觀測所ニ目潰シヲ行ヒ若ハ觀測射撃ヲ以テ之ヲ撲滅スルヲ要ス

(一八八)

第百九十四 敵兵我ニ近接スルヤ警戒部隊ハ成ルベク長ク要點ヲ保持シテ敵ノ搜索ヲ妨害シ極力敵情ヲ搜索シ其ノ攻撃ニ關スル企圖ヲ偵知スルニ勉ムベシ之ガ爲敵ノ小部隊ヲ斥候等ニ對シテハ勉メテ積極的ニ行動スルヲ要ス而シテ敵ノ眞面目ナル攻撃ニ對シ如何ナル程度ニ抵抗ヲ持續スベキヤハ受ケタル任務ニ依ルモノトス

警戒部隊ニ協力スベキ砲兵ハ師團命令ニ基キ之ト密接ニ連絡ヲ保持シ其ノ戰闘ヲ支援スルヲ要ス

警戒部隊ハ撤退ニ際シ抵抗地帯ノ前方ニ配置セラルル監視部隊ト連絡シ爾後ニ於ケル敵ノ行動

ヲ偵知スル手段ヲ講ジ且主陣地帯ヲ占領スル我ガ部隊ノ射撃ヲ妨ゲザル如ク行動スルヲ要ス

本條は警戒部隊の戰闘要領に就て指針を與へられたのである。警戒部隊の兵力は第百六十九第四項に於て示されてあるが如く、勉めて之を小ならしむるのを以て原則とするのである。従つて警戒を擔當すべき正面に比して其の兵力が十分であるといふことは到底望むことが出來ないのであつて、警戒部隊夫れ自身からいへば兵力は不足勝であることは免れ難いのである。又警戒部隊は師團長から我が砲兵の援助を受け得る範圍に於て其の陣地概略の位置を決定せられるばかりでなく、撤退に關しても指示を與へらるるのを本則とするから、警戒部隊の行動し得べき餘地は空間的にも將た時間的にも限定せられた範圍を出づることが出來ないのである。上述の如き兵力關係と行動範圍とに於て、既述の如き該部隊本來の任務を達成することは頗る困難なるものがあるのである。而かも防禦に於て該部隊の行動の適否は、敵の企圖を察知し我が企圖を秘匿する爲、重大なる關係を有するのであつて、従つて防禦戰闘の成果に影響するところ多大なるものがあるのである。而して敵情地形が千變萬化であるばかりでなく、警戒部隊の敵に對して行動すべき時期も晝間なることあり、夜間なることあり、將た拂曉なることが

あつて各種の場合があるのである。併しながら、比較的下級の指揮官が此の困難なる任務に服さなければならぬのに拘らず、其の行動を律するに方り何等準據すべき原則がないといふことは甚だ不都合であると認められて、綱要に於ても本令に於ても成るべく具體的に之が指針を與へることに勉められたのであると信ずるのである。

1. 敵の搜索を妨害し極力敵情を搜索し、其の攻撃に關する企圖を偵察することに就て。

此の要求は既述せる警戒部隊本來の一般任務であつて、今更説明の要がない様であるけれども、尙一言する必要を認めるのである。夫れは敵情特に其の攻撃に關する企圖を偵知することである。凡そ敵情搜索に於て敵の企圖を偵知すること程困難なるものはないのである。然るに地上搜索機關として敵の攻撃準備を終るまで、敵と殆んど其の全正面に於て緊密に接觸を保持して居るものは、警戒部隊を置いて他には何者もないのである。而して遅くも敵が攻撃前進を開始する迄には、其の大體の企圖に就て之を知ることが肝要なのである。是警戒部隊に敵の企圖を偵知することを特に註文せられてある所以であつて、警

戒部隊の任務達成の難點も亦茲に存するのである。然るに各隊の演習に於て見るところに依るに、警戒部隊は單に當面の敵情の末節を偵知するに止まつて、綱要時代の要求を満足せしむべく努力する者が甚だ少いのは甚だ遺憾とするところであつた。然らば此の企圖偵知なる任務は無理な要求であるかといふに、困難には違がないけれども決して無理な要求ではないのであつて、警戒部隊の行動だけに適當であつたならば、決して達成し得られない要求ではないと思ふ。而して之が爲の行動に關しては後述することにして此の敵の企圖偵察の範圍其の他に關しては尙若干述べる必要があるのである。

如何に明敏なる警戒部隊の長と雖も當面の敵情を搜索することのみに依つて敵の全體的企圖を偵知することは通常困難なのである。故に警戒部隊に對して敵の全體的企圖を偵知すべきを要求せられてあるのではないのである。即ち各警戒部隊が當面の敵の兵力、位置、行動等を確知し、機を失せず地區指揮官を経て之を師團長に報告することに依つて、師團長は之を綜合して敵の全體的企圖を察知することが出来るのである。換言すれば各地區より出された警戒部隊の長は、敵の全體的企圖を知るに必要な自己當面に於ける敵の兵力、位置及

行動等を確認して機を失せず之を報告することが即ち本條の精神なのである。而して各警戒部隊をして此の目的を達成せしむるには、師團長としては飛行機及騎兵等より得た状況を地區指揮官を経て各警戒部隊の長に適時通報すべきである。蓋し此等資料を基礎として敵情を搜索することに依つて、叙上の如き敵情を益、確實迅速に獲得することが出来る。所以であるからである。

2、敵の小部隊斥候等に對しては勉めて積極的に行動し、敵の眞面なる攻撃に對しては停止的威力搜索を爲すを要するのである。

敵は我が主陣地帯を搜索する爲には、小部隊を潜行的に、近接せしめ要點を奪取して速かに搜索の據點を占むるに勉むると共に、斥候を警戒部隊の間隙より警戒陣地と主陣地帯との中間地域に侵入せしめて、搜索を実施せしめんことを企圖するのは當然である。而して敵をして此の動作を恣にせしむるときは、警戒部隊配置の目的の大部を没却する所以であるから、警戒部隊としては成るべく永く豫め占領して居る要點を保持して、敵の小部隊、斥候等は逆襲に依つて撃退し、上述の如き敵の企てを爲し遂げしめない様にすることが肝要なのである。而して警戒部隊の兵力不足等の爲不幸にして警戒陣地の一部要點が敵の爲に

奪取せられた場合に於ては、要すれば主陣地帯より警戒部隊に増援して逆襲を行ふことがあるのは勿論である。

警戒部隊が敵の眞面目の攻撃を受けた場合に於て、如何なる程度まで抵抗を保持すべきやは、本文に示されてある如く固より其の受けた任務に依つて異なるのであるけれども、敵の眞面目の攻撃を開始せらるるや、敵に捉はれない様にすることのみにみ氣を奪はれて過早に撤退し、毫も敵の企圖を偵知することが出来ない様なことがあつては、警戒部隊としては頗る任務に不忠實であるといはなければならぬのである。否警戒部隊としては要點を成るべく永く保持して、我が砲兵の支援の下に某程度の抵抗を試み、以て敵の企圖を暴露せしむる様にすることが肝要なのである。即ち防禦の姿勢に在つて威力搜索を試み、敵の企圖を偵知するのである。併しながら之が爲戦闘が過度に深入りして、離脱することが出来ない様になることは固より禁物なのである。讀者は或は疑問を生ずるであらう。即ち敵は眞面目の攻撃を敢てするに於ても、決して其の主力を展開する様なことがないから、某程度の抵抗を試みたとして結局敵の企圖を偵知することは出来ないのではないかと。是一應首肯し得べき疑問なのである。併

しながら該疑問者をして更に再考せしめたならば、此の疑問は自ら氷解するであらうと思ふのである。固より編者と雖も單に我が警戒部隊驅逐の爲に用ひたところの敵の第一線の兵力のみを偵知したのみにて、敵の企圖を察知する事が出来るものであると主張する譯ではないのである。此の停止的威力搜索を行ふ間は勿論其の前後の時期に於て、慧眼を以て敵の主力の行動に就て搜索を遂げる必要があるのである。而して此の行動を搜索するには、警戒部隊長の自ら行ふ觀察、該部隊から配置したところの展望哨の視察固より効果があるのであるけれども、師團の全般的搜索の見地からすれば、師團長は此等の時期に於て配屬若くは協力せしめられた飛行機を以て、敵主力の搜索に任せしむることが肝要なのである。斯くの如きは警戒部隊夫れ自身の敵情搜索ではなく、飛行機の搜索に屬するのではないかといふ人もあるかも知れないけれども、結局警戒部隊が此の抵抗を敢てして敵主力の行動にまで波及せしむることが、即ち此の警戒部隊の停止的威力搜索の効果と謂はなければならぬのである。況んや上述の如く此の時期に於て警戒部隊其のものも、該部隊長及展望哨等に依つて敵主力の行動を觀察すべきに於て特に然りとするのである。疑問者更に第

二問を發するであらう。此等の時期に於て敵主力は必ずしも常に行動するものではないのではないか、又敵主力が行動したとて之は開進配置の移動であつて、結局敵は我が警戒陣地を攻略した後細密なる敵情搜索及地形偵察を遂げ、以て攻撃計畫を策定し、之に基く攻撃部署に従ひ展開するのであるから、此の時期に於ける敵主力の移動を見ても、之を以て敵の企圖を偵知し得る所以ではないのではないかと。是亦一應首肯し得べき疑問なのである。併しながら開進の配置を取るに方つては爾後の攻撃準備を容易ならしむる様に心懸けるのであるから、敵の開進の配置を偵知することは、結局敵の企圖偵知の有力なる一資材たることは勿論であつて、又敵の開進配置を知るときは敵主力の爾後の行動を搜索するに容易であるから、間接的に敵の企圖偵知の一助ともなるのである。又我が警戒陣地攻略間及其の前後に於て敵の主力が移動しないとしても、敵の傳騎の行動、戰闘司令所の位置等に依つて敵の開進配置の状況は益、確實になることは否認することの出来ない事實である。然り而して敵の我が警戒陣地攻略の爲に用ひた兵力を確知することは、爾後に於ける敵の全體的企圖の偵知の爲一材料たり得ることも亦否むことが出来ないのである。何となれば敵とし

て我が主陣地帯に對して展開するに方つては、此の警戒部隊の攻略に任じた部隊に更に所要の兵力を増加するのであるから、敵が晝間攻撃を爲す様な場合に於ては、先づ更に増加する兵力を知り、此の兩者の和を知ることが出来たならば、敵の企圖の重要な一部を偵知することが出来る所以であるからである。

3. 砲兵と協力して戦闘すべきことに就て。

既述の如く警戒部隊は兵力に比して廣き正面を占め、特に成るべく要點を保持して某程度の抵抗を敢てするのでなければ、敵の企圖を偵知することが出来ないのである。此の抵抗を爲す爲には偏に主陣地帯よりする砲兵の協力を必要とするのである。而して之が爲には師團命令に依り警戒部隊に協力すべき必要なる砲兵の部隊を指定せられるのである。故に警戒部隊は常に後方主陣地帯と連絡を保持し、機に應じ速かに射撃を要求すべきである。加之自ら敵の過失等を發見しても、砲兵に待つのでなければ大なる損害を與へることが出来ないから、益、主陣地帯に於ける砲兵の協力を必要とするのである。然り而して警戒部隊が愈、該陣地を撤退するに方つては、兵力の關係上自ら收容部隊を配置して、其の收容の下に後退することは通常困難であるから、之が爲にも砲兵の協力

を必要とするのである。而して警戒部隊が一舉主陣地帯に後退すべきものでなく、敵と觸接を保ちて一止一退し、敵情を益、闡明するに勉むるを本則とするのである。故に撤退に於て更に停止して陣地を占領せんとする場合に於ては、砲兵の緊密なる協同がなければ其の目的を達し得ないのである。即ち本文にある如く、警戒部隊に協力すべき砲兵は師團命令に基き、警戒部隊と密接に連絡を保持し其の戦闘を支援すべきものである。

4. 警戒部隊は其の撤退に際して抵抗地帯の前方に配置せらるる監視部隊と連絡すべきものである。

主陣地帯の前方に於ける警戒幕は、警戒部隊が撤退することに依つて直ちに缺陷間隙を生ずる様なことでは、敵に乗ぜられる虞があるのである。故に警戒部隊は其の撤退に方つて、抵抗地帯の前方に配置せられてある監視部隊と緊密に連絡して、弾力性ある抵抗を行ひつつ後退し、敵の我が主陣地帯に對する搜索を不可能ならしむるに勉むると共に、敵と觸接を保ちて飽くまで其の企圖偵知の資料を獲得することが肝要である。故に警戒部隊は撤退を命ぜられたとて、其の主力を以て一舉に主陣地帯に後退すべきものでなくして、撤退開始後と雖も

狀況之を許したならば更に監視部隊の前方に停止して警戒幕を構成して飽くまで敵の行動を偵知し、且敵をして我が主陣地帯特に抵抗地帯の前線を確定し得ざらしむることが肝要なのである。

以上の如く行動することに依つて始めて警戒部隊本来の任務特に敵の企圖を偵知すべき資料を得らるのであつて、斯る行動を自由に實施し得しむる爲には、我が砲兵の協力に俟たざるべからざることは前述の通りである。警戒部隊の行動は特に困難である。何となれば晝間であつたならば、各要點の間隔は火力に依つて閉塞し、斥候、小部隊等敵の侵入を妨遏することが出来るのである。此の見地よりすれば晝間に於て占めて居つた各要點の間隔部の所要地點に所要の兵力を分して敵の斥候又は小部隊の侵入を防遏すべきである。併しながら夜間に於ける警戒部隊の配備には、上述せるところと相反する要求があるのである。即ち敵として一部隊を以て奪取を企圖すべく判断せらるる各要點には、益、兵力を集結して之を堅固に保持するの著意を必要とすること即ち是である。而して後者の要

求は前者の要求たる、晝間に於ける要點の間隔に於ける所要地點に所要兵力を分することに對して制限を加ふるを要するのである。故に特に必要ならざる限り此の兵力の支分を制限し、各要點間に於ける間隔部は搜索に依つて敵の斥候及小部隊の進入を防遏し、所要に應じ機を失せず此等敵の側面或は背後に向ひ逆襲して警戒幕外に撃退し、其の企圖を挫折せしむべきである。併しながら此の逆襲の爲に多大の兵力を費し或は全然要點の守備を撤退するが如きは適當でないのであつて、極めて小數且勇敢の者を以て之を行はしむべきである。又局所に於ける配備の変更は兵力小にして比較的輕易に行ふことが出来るのと、一方夜間に於ける配備上の要求は、晝間に於ける配備上の要求するも自ら異なるところがあるから、夜間に入る直前に於て迅速に配備の変更を行ひ、以て夜間に於ける任務達成に遺憾なきを期すべきである。今晝間と夜間とに於ける配備上の差異を生ずる一、二の例を示せば次の如くである。

イ、道路が通じて居ても晝間に於ては要點ならざる地點が少くないのである。然るに夜間に於ては敵の部隊たると斥候たるとを問はず、道路に依つて行動すべきであるから、警戒陣地線上、道路の通ずる地點は晝間は之を占領して居らな

つた場合に於ては、夜間は一部を以て之を占領すべきである。
 ○晝間に於ては、蔭蔽地なるが故に、比較的多くの兵力を配置して置いた要點も、夜間に於ては敵の行動自由ならざる蔭蔽地であるときは、所要に應じ該要點の兵力を減少して之を他に轉用すべきである。

ハ、地障部であつて敵の行動困難なる地點に於ける兵力は、夜間に於ては益、之を減少することが出来るのである。

二、夜間たると晝間たるとを問はず、敵が一部隊を以て奪取せんとする様な特に重要な地點であつて、而かも夜間攻撃に適する地形であるときは、兵力の許す限り其の地點の守兵を増加すべきである。

(一八九)

第九十五 陣地各部ノ状況ニ應ジ好機ニ於テ守兵ヲ陣地ニ就カシムルハ地區ニ於ケル各指揮官ノ責任ニシテ各部隊ハ常ニ機ヲ失セズ陣地ニ就キ得ルノ準備ヲ缺カザルヲ要ス

本條は明治四十二年の歩兵操典から示されてあつた原則であつて、何等新しい原則ではないのである。

守兵が常に陣地を占領して居るときは敵の搜索を容易ならしめ、我が企圖を暴露する所以であるばかりでなく、守兵を大に疲勞せしむる害があるのである。故に

敵情之を要するに至つて始めて陣地を占領せしむるを可とするのである。固より陣地構成中に敵の攻撃を受ける様な時間の少い防禦に於ては直ちに陣地に就いて防禦の姿勢に移るのであるけれども、陣地設備に數多の時間を有する防禦に於ては、敵の攻撃を受くるまで陣地設備に従事することなく、某時期に於て陣地設備を切り上げて軍隊を休止せしむるのである。斯る状態に在る軍隊を何時陣地に就かしむるを適當とするや、各方面共に等しくないのである。従つて師團長が各方面の状況に應じて適時各部隊を陣地に就かしむることは殆んど不可能である。故に好機に於て守兵を陣地に就かしむるは地區に於ける各指揮官の責任であることを示されたのである。而して攻者は常に攻撃を奇襲的に導かんとするのは現時に於ける各國軍の趨勢であるから、各部隊は常に機を失せず陣地に就き得るの準備を缺かざるを要するのである。

(一九〇)

第九十六 敵歩兵攻撃前進ヲ起スヤ砲兵ハ適時火力ヲ之ニ集中シ其ノ前進ヲ阻止スベシ而シテ此ノ間所要ニ應ジ一部ノ砲兵ヲ以テ敵砲兵ヲ射撃シ且要スレバ敵後方ニ對スル射撃ニ任ズルモノトス

敵兵近接スルヤ砲兵ノ射撃ト相俟テテ歩兵モ亦所要ニ應ジ重火器ヲ以テ有利ナル目標若クハ豫メ準備セル要點ニ火力ヲ集中シ大テ敵兵我が歩兵火網内ニ侵入スルヤ益、歩砲兵ノ協調ヲ緊密ニ

シ各種火器ノ特性ヲ發揮シテ敵ヲ壓倒シ敵兵漸次近接スルニ從ヒ步兵ハ益シテ火力ヲ最高ニ發揚シ特ニ側防火器ノ威力ヲ發揮シ又砲兵ハ之ニ對シ其ノ主力ヲ以テ猛火ヲ集中シ我が陣地前ニ於テ敵ヲ破摧スベシ

敵若シ毒氣ヲ使用シ又ハ煙幕ニ蔽ハレテ近迫シ來ル場合ニ於テハ側方ヨリ射撃シ或ハ豫メ準備セル要點ニ火力ヲ集中スル等各種ノ手段ヲ盡クシ少クモ最近距離ニ於テハ猛烈ナル火力ヲ斷時ニ發揮シ敵ヲ破摧スベシ此ノ際敵ハ發煙ヲ妨害スルハ著意ヲ必要トス

敵兵我が陣地ニ近迫スルニ方リ縱ヒ少數ノ砲兵ト雖モ新ナル陣地ヨリ不意ニ乘ジ射撃スルトキハ其ノ效果特ニ大ナルモノトス

本條は防禦戰闘間に於ける歩砲兵の戰闘實行に關して記述せられたのであつて該實行は勉めて形式に陥るを避け且其の射撃せんとする目的に的確なる輕重を附する様に著意せられるのである。又本條に於て綱要第九十九に記述せられありし豫め準備した地域の射撃云々に關し相當字句の修正を加へあるは特に留意すべき事項である。即ち砲兵は敵歩兵攻撃前進を起すや適時火力を之に集中し其の前進を阻止すべしと改められてあるのである。是綱要の如く豫め火力を準備した地域に對し適時射撃すべきである規定しあつても敵情如何に依つては豫め火力を準備した地域と雖も射撃を行はないことがあるのである。又豫め火力を準備した地域とあるが爲に敵情の如何に拘らず殆んど自動的に機械の運轉

するが如く逐次に射撃するかの様々に誤解し易いのである。而して敵兵現出の状態如何に依つては豫め準備しない地域に對しても亦射撃を行ふことがあるのである。要するに適時火力を敵歩兵に集中するに歸着するのであるから何も豫め火力を準備した地域に對し適時射撃云々と規定する必要もないのである。而して第一項に於ける敵歩兵の前進を阻止するといふことは如何なることであるかといふに、阻止とは前進する敵歩兵の行動を妨害又は阻止し、或は之を殲滅することを意味するのである。即ち阻止の爲には上述の趣旨に従ひ、爲し得る限り敵の通過を豫想する地域を決定し、之に所要の火力を配置し且試射を完了し、敵兵該地域に侵入するや機を失せず射撃を指向すべきである。阻止の爲の射撃には、射撃時機を判定することが最も肝要であつて、各種の手段を講じ之が判定を適切ならしめなければならぬのである。之が爲要すれば斥候を派遣し、且之と連絡の方法を講じて置くことがあるのである。阻止の爲には野山砲の外爲し得れば十五榴を併用し、各種の榴彈並に曳火榴霰彈を混用し其の効果を大ならしむるを可とするのである。尙ほ我が砲兵操典には暴露せる人員に對する射撃に關し次の一節が記されてある。

第九百八十九、暴露せる人員に對しては通常急襲的に射撃を開始し且至短時間に所要の目的を達成することに勉たるを要す。
又佛國砲兵射撃教範の暴露せる人員に對する射撃に關する左記一節は參考とな
ると思ふから左に紹介することにする。

歩兵の戦闘地帯外に在る敵をして、其の地帯を撤退するにあらざれば我が火力
る免るること能はざる程度に十分に射撃せんには、毎〔ヘクタール〕〔百平方米〕に就き
次の密度を與ふるを要す。

七十五耗砲 目標の要度に依り 百乃至百五十發

百五耗砲 同 八十乃至百二十發

百五十五耗 同

五十乃至八十發

歩兵の戦闘地帯に在る敵兵を射撃し、此の敵兵が友軍歩兵に危害を與へ得ざる
に至らしむるには、之に用ふべき密度の最大限は毎〔ヘクタール〕に就き一分間七十
五耗野砲十六發を通常とす。而して敵が尙活動する場合には約五分間其の密
度を繼續するを要す。

即ち右第一項は所謂殲滅的損害を與ふるを要する密度を示し、同第二項は所謂制

壓的打撃を與ふるものにして、戦闘中の人員を制壓して其の動作を掣肘し、一時友
軍に危害を與ふること能はざる程度をいふものである。
尙射撃の實施法に關しては次の如く示されてある。

射撃を有效ならしめんが爲には、其の密度を大にし且短時間に實施するを要す
射撃繼續時間は最大限三分とす。蓋し三分後に於ては殺傷し得ざりし人員は
掩護下に入り、若くは其の地點を去り、殺傷し得ざるに至るを以てなり。

射撃は急襲的に開始し、使用火砲の許す限りの最大速度を以て之を實施し、爲し
得る限り火力を集中し且各中隊同時に射撃を開始するを要す。

射撃の實施は漸進的に或は漸退的に之を行ひ射撃中隊を適當に運用し、射撃す
べき地域全部に對し最も迅速に火力を反ぼし、所要の密度を得るに至らしむる
ものとす。

右述の如くに敵歩兵を射撃しあるのと一方、所要に應じて、一部の砲兵を以て敵砲
兵を射撃すべきである。蓋し防禦砲兵は敢て敵砲兵に牽制せらるることなく、專
ら全力を以て敵歩兵に迅速且偉大なる打撃を加ふれば以て足れりとする様であ
るけれども、敵砲兵としては其の歩兵が戦闘距離に近接するまでは、其の攻撃前進

を支援する爲に所要の火力を我が砲兵に指向するのは當然であるから、防禦砲兵としては少くも此の時期に於ては一部を以て敵砲兵を射撃することは己むを得ないのである。而して敵の後方に對する射撃は綱要草案に於ては敵砲兵に對する射撃と同一價値に記述せられてあつたのであるが、綱要に於ては要すれば敵後方に對して之を行ふこととせられ、それが本令に及んで居るのである。是敵の後方に對する射撃の如きは眞に緊要なものにあらざれば、火力分散の弊に陥るに過ぎないからである。而して眞に緊要なるものとは、敵の増援部隊又は後援兵團の來著に對し、交通遮斷の目的を以て某要點に射撃を行ふ等の類を意味するのである。第二項は敵歩兵の接近より次に我が歩兵火網内に入り、更に漸時近接せる時期までに於て、我が歩砲兵が敵歩兵を火制する要領を記述せられたのである。而して其の内容は第六十七の火力配置に就て述べた火力を豫定の如く發揚する状態を記述せられたまでであつて、別に説明を要する程のものもないのであるが、敵歩兵近接するや砲兵の射撃と相俟つて、歩兵も亦所要に應じ重火器を以て有利なる目標、若くは豫め準備せる要點に火力を集中し、次で敵兵我が歩兵火網内に侵入するや益、歩砲兵の協調を緊密にし各種火器の特性を發揮して敵を壓倒すべき

である。此の時期に於ても尙且我が砲兵の一部は前面の敵歩兵以外の敵を射撃して居るを要するは注目し値するのである。固より之に關しては明確に示されてはゐないのであるけれども、砲兵は其の主力を以て敵歩兵に猛火を集中するのととなつて居るから、一部は他の敵を射撃することは自ら明なのである。而して當面の敵歩兵以外の敵とは通常敵砲兵を意味することは明なことである。

次に敵歩兵漸次近接するに従ひ、歩兵は益々沈著して火力を最高度に發揚し、特に側防火器の威力を發揚し又砲兵は之に對し其の主力を以て猛火を集中し、我が陣地前に於て敵歩兵を破挫すべきである。此の時期に於ては敵砲兵は其の歩兵に及ぼす危険の顧慮上射程を延伸するに至るのであるから、此の時期こそ我が歩兵が驟然起つて敵に大なる打撃を加ふべきである。即ち本令記述の如く縱ひ敵砲兵の猛射を受けても十分に其の火力を發揚することの出来なかつた場合に於ても敵歩兵我に近迫するに至つたならば、機を失せず毅然として奮起し敵を撃滅すべく、此の際敵砲兵の射程延伸の時機を捕捉するの著意が必要である。

次に第三項であるが、敵の砲兵其の他の裝備が優良である場合に於ては、往々毒煙を使用し又は煙幕に蔽はれて損害の減少を圖りつつ我に近迫し來ることがある

ある。故に工兵として防禦戰闘の經過中常に障礙物の補修に勉むべきは當然なのである。又對戰車防禦の爲には地雷地域の設定は大に價值があるのである。併しながら過早に之を設置するときは敵戰車をして此の設置地域を避けて前進するの自由を有せしむる虞があるから、陣地占領の當初から之を設置することなく、防禦戰闘の經過中に於てすべきことを明示せられたのである。

(第九三)

第九十八 敵ノ戰車ニ對シテハ速カニ其ノ使用方面ヲ偵知シ要スレバ機ヲ失セズ該方面ニ對シテ一ノ野山砲等ヲ增加ス之ガ爲後方部隊所屬ノ對戰車火炮ヲ一時前方ニ使用スルコトアリ

砲兵ハ優勢ナル戰車群ヲ發見セバ其ノ待機中ナルト前進中ナルトニ拘ラズ狀況之ヲ許ス限リ有テ戰車ノ火力ヲ集中シ速カニ之ヲ破壊スルヲ要ス

對戰車專任火炮ハ其ノ有射程内ニ戰車現出セバ所屬部隊ノ正面ニ來ルト否ト問ハズ直チニ之ヲ射撃スルモノトス爾餘ノ對戰車威力アル火炮砲兵ヲ含マズハ所屬部隊ノ正面ニ來ルト否ト問ハズ直チニ對シテハ狀況之ヲ許ス限リ獨斷射撃ヲ指向シ所屬部隊以外ノ正面ニ來ルト否ト問ハズ直チニ對シテハ狀況之ヲ許ス限リ

至近距離ニ迫ル戰車ニ對シテハ對戰車威力少キ重火炮ト雖モ一般ノ狀況之ヲ許セバ所屬指揮官ノ命令若クハ該隊長ノ獨斷ニ依リ一時對戰車射撃ヲ行ヒ又狀況之ヲ許シ且必要ナル場合ニ於テハ輕機關銃及小銃ト雖モ視望孔ニ對スル射撃ヲ行ヒ又各隊ハ肉薄攻撃ヲ決行ス

戰車我が陣地内ニ侵入セバ準備シアル火炮ハ友軍ニ危害ヲ及サザル如ク直チニ之ヲ射撃スベシ

他ノ砲兵モ亦自衛上必要ナルトキハ適宜射撃スルモノトス此ノ際友軍ニ危害ヲ及サザルヲ要ス

對戰車射撃ニ任ゼザル各種火炮ハ極力敵歩兵ヲ射撃シ戰車ニ追隨スル能ハザラシムルコト極メテ緊要ナリ此ノ際所要ニ應ジ我が對戰車火炮ヲ射撃スル敵砲兵ヲ制壓スルコト亦緊要ナリ

本條は、戰車の現出に方り至短時間に機を失せず千差萬別の指揮を行ふこと能はざるを以て、豫め對應の規定を設け置くの必要を認め具體的に記述されたのである。従つて其の内容に就ては之が詳解の必要を認めないのであるが「ノモンハン」事件の經驗もあるのであるから若干説明し置くこととしやう。

對戰車戰法の平素に於ける軍隊の教育は、遺憾ながら十分といふことが出来ないものである。それは餘りにも貧弱な假設敵の戰車を現出せしめ之に對する戰法を演練するのを散見するのであるが優良裝備を有する敵は一方面の戰場に幾百臺といふ戰車群を戰闘に参加せしむるを通例とするのである。「ノモンハン」事件のソ蒙軍の戰車隊攻撃の實況は之を證明して餘りありといふことが出来るのである。されば平素に於ける軍隊の此の種演練に方つては、強大なる敵戰車群に對する戰法に重點を置くの必要を痛感するのである。又本條に於ては主として正面より攻撃し來る敵戰車を設想しある様であるが、陣地帯の後方を擾亂する行動に

對處すべき考慮も大に肝要であると思ふ。此の點は將來戰に於て特に重要視すべき事項である。以下各項に就て述ぶることとする。

先づ本條第一項であるが、敵の戰車に對しては速かに其の使用方面を偵知するところが肝要である。斯くして敵の使用方面を偵知し得たならば次の如く處置すべきである。即ち要すれば機を失せず該方面に對戰車火砲、對戰車地雷時として一部の野山砲等を増加する。之が爲後方部隊所屬の對戰車火砲を一時前方に使用することがある。(斯くすれば後方に對する準備が不十分となるを覺悟せねばならぬ。)

次に砲兵は優勢なる戰車群を發見せば、其の待機中なると前進中なるとに拘らず、狀況の許す限り有效なる火力を集中し、速かに之を破壊するを要するのである。此の際幾何の砲兵が此の目的の爲使用せらるるかは一に我が砲兵力及敵の戰車の兵力、戰車の位置迄の距離等を較量して決定すべきである。

次に對戰車專任火砲は其の有効射程内に敵戰車現出せば、赤軍野外教令第二百三十二の一節に、各砲兵陣地は戰車を射撃する爲八百米の直射射界を有せざるべからず、若し放列位置にして此要求を充し得ざるときは、砲兵中隊は敵戰車の襲撃に

當り直接照準に依る射撃を施行する爲遮障(胸牆)上に進出するか或は前車を附して特に豫定せる對戰車陣地に位置を變換す」と述べて居る所屬部隊の正面に來ると否とを問はず、直ちに之を射撃するを要するのである。爾餘の對戰車威力ある火砲(砲兵を含まず)は所屬部隊の正面に來る敵戰車に對しては、狀況之を許す限り獨斷射撃を指向するのである。而して所屬部隊以外の正面に來るものに對しては、狀況に依り該所屬指揮官が射撃すべきや否やを命ずるのである。

次に至近距離に迫る戰車に對しては、對戰車威力少き重火器と雖も、一般の狀況之を許せば所屬指揮官の命令若くは該隊長の獨斷に依り一時對戰車射撃を行ひ、又狀況之を許し且必要なる場合に於ては輕機關銃及小銃と雖も、覗望孔に對する射撃を行ひ、又各隊は肉薄攻撃を決行すべきである。要するに敵戰車が我が陣地前至近距離に迫るといふことは、結局我が砲兵等の破壊射撃を免れたものであるから、此の時期に於て我が歩兵が敵戰車に氣を奪はれる様なことがあつては、既に敵に致されたのであつて遂に敵をして攻撃を奏功せしむるに至るの虞があるのである。故に歩兵に要求すべき事項は、沈著冷靜にして毫も戰車に對し恐怖心を起すことなく戰車と協同する敵歩兵に猛射を加へて之が攻撃を破摧し、以て戰車を

孤立に陥らしむべきことである。
次に戦車が我が陣地内に侵入した場合に於ては、準備しある火砲は友軍に危害を及ぼさざる如く、直ちに之を射撃すべきである。他の砲兵も亦自衛上必要あるときは、適宜之に對して射撃すべきである。此の際友軍に危害を及ぼさざることには就ては注意を要するのである。兎に角敵の戦車が我が陣地内に侵入したからといふものであつて、我が歩兵も砲兵も將た工兵も總掛りて之に對戦せんか是敵の思ふ盡に拮つたものであつて、我が爲には甚だ採らざるところである。若し事技に至つた場合に於ては、守兵は益々沈著冷靜にして敵戦車には毫も牽制せらるることなく之を通過せしめ、之に後續する敵歩兵に對し全力を傾注して奮闘し、之に殲滅的打撃を加ふることが肝要である。

次に終項のことであるが、對戦車射撃に任せざる各種火器は極力敵歩兵を射撃し戦車に追隨することが出来ぬ様にすることが緊要である。此の際所要に應じ我が對戦車火砲を射撃する敵砲兵を制壓すること亦緊要である。即ち我が砲兵は敵の戦車及歩兵のみを射撃することを得ずして茲に分業的運用の必要を感ずるに至ることがあるのである。本條關聯條項として赤軍野外教令第二百三十一(第

百八十一の詳解の爲引用せしもの(及第二百三十二(第二百七十一)の詳解の爲引用せしもの)は參考とするに足るものと思ふ。

尙本條には直接關係なきも赤軍野外教令第二百五十は本條當初の説明せし事項と關係深きを以て左に掲ぐることにする。

第二百五十 敵ノ強大ナル機械化部隊陣地帯後方地區ニ突破シ來ル時ハ軍團長ハ該部隊ト後方トノ連絡ヲ遮斷シ且突破孔ノ擴大ヲ防止スル目的ヲ以テ全力ヲ擧ゲテ突破孔ノ閉塞ヲ企圖セザルベカラズ

此ノ場合凡有後方施設並後方部隊ハ最寄ノ戰車近接不能地區又ハ地點ニ掩蔽シ自己ノ兵力ヲ以テ防禦シ得ルノ準備ニ在ラザルベカラズ

突破セル敵機械化部隊ヲ擊滅スルハ軍團側及航空部隊ノ任トス
第九十九 飛行部隊地上ノ戰闘ニ直接協同スルニ方リテハ所要ニ應ジ敵ノ攻撃準備ヲ破潰シ或ハ重要ナル第二線部隊機甲部隊有力ナル砲兵要スレバ敵主力方面ノ前線ニ於ケル重要目標ヲ攻撃スルモノトス

本條は第九十七に準じ防禦に於ける飛行部隊の地上の戰闘に直接協同することに関し記述せられたのである。本條の詳細は第九十七の詳解に於て述べたる趣旨と何等變りがないから、此れに關する説明を省略することとする。
本條參考條項として赤軍野外教令第二百五十二を左に掲げて置く。

第二百五十二 假令敵ノ攻撃開始後ト違モ軍團ニ配屬セラレタル襲撃及輕爆飛行隊ハ逆襲ニ參與シテ敵ノ砲兵及戰車ヲ擊破シ第二線部隊ノ前進ヲ遮斷シ或ハ著陸セル敵ノ挺進隊ヲ襲撃シ特別支隊又ハ後方守備部隊ヲ之ニ誘導ス
驅逐飛行隊(軍團ニ配屬セラレアル場合)ハ主トシテ敵航空部隊トノ戰鬥ニ任ズルト共ニ襲撃及輕爆飛行隊ノ行動ヲ掩護ス

(一九五)

第二百 敵ノ攻撃我が陣地前ニ於テ頓挫シタルトキハ該地區ノ指揮官ハ彼我全般ノ狀況ヲ判斷シ師團長ノ爾後ノ戰鬥指導ヲ考慮シ逆襲ヲ行ヒ敵ヲ擊滅スベシ此ノ際要スレバ一部ノ守兵ヲ陣地ニ殘置シ火力ヲ以テ協力セシムルト共ニ陣地ヲ確保セシムルヲ要スルコトアリ又比隣部隊ハ當面ノ狀況ニ應ジ射撃又ハ逆襲ヲ以テ之ニ協力シ砲兵ハ機ヲ失セズ歩兵ノ逆襲ニ協力スベキモノトス

本條は第一線部隊長が敵を局部的に擊滅する目的を以て、陣地前に進出して逆襲する行動に就て記述せられたのである。

元來本令に於ては第六十二にも示されある如く、著しく優勢なる敵に對し防禦する場合を主として記述せられてあるのであるから、本條に記述せられある師團長の爾後の戰鬥指導も、逆襲實施の爲の戰鬥指導と見るべきを適當とするのである。綱要第九十五に於ては元々攻勢防禦を立前とせられてあつたが、本條に於ては上述の如き趣旨で記述せられてあるから、其の根本に於て異つて居るのである。

而して小部隊の逆襲は歩兵操典草案に則り、又地區守備隊の逆襲に在つては本條記述の如く師團長の爾後の戰鬥指導を考慮し實施すべきである。即ち歩兵操典草案第二百七十一に「我が火力に依り陣地前至近の距離に於て敵兵萎靡混亂せる場合に於ては中隊長は決然逆襲を敢行すべし然れども輕舉に陣地を棄てて出撃するは之を戒めざるべからず」又同第六百二十九に「我が火力に依り敵の攻撃頓挫するや大隊長は全般の狀況に鑑み決然逆襲を敢行し敵を我が陣地前に擊滅すべし」と述べてあるが、本條に於ては「敵の攻撃我が陣地前に於て頓挫したるときは該地區の指揮官は彼我全般の狀況を判斷し師團長の爾後の戰鬥指導を考慮し逆襲を行ひ敵を擊滅すべし」と述べられてある。此の全般の狀況とは、比隣各部隊の狀況、自己部隊及比隣各部隊當面の敵情、砲兵の協力し得べき程度等を意味するものなることは勿論である。

然り而して此の逆襲の目的は防禦本然の任務を最も有利に達成せんとするに他ならないのであるから、其の目的を達した場合には別命なくも、本則として其の陣地に復歸すべきものである。故に之を計畫するに方つては進出すべき限界を豫定し、過度に前方に進出するの弊に陥らない様にすることが肝要である。

右は一般的に地區指揮官の陣地前に進出して行ふ逆襲に關して、其の本則とするところを述べたのであるが、此の逆襲と師團長の企圖する逆襲との關係に就て、更に深厚なる研究を遂げる必要を認めるのである。

地區指揮官が此の種逆襲を決行するに方り、該部隊の全力を以てするに於ては、其の逆襲の威力最大であるから、爲し得れば其の全力を以て決行するのを可とするけれども、例へば左の如き場合に於ては一部を陣地に残置すべきである。

1、比隣部隊の當面の敵等に對して、該部隊の一部を陣地に残置し火力を以て比隣部隊主力の逆襲を支援するを要する場合。

2、逆襲の支撐たるべき地點を占領しある一部を残置するときは、該部隊主力の逆襲の實行を容易ならしむる場合。

3、猛烈なる逆襲を決行して敵に大なる打撃を與ふるや、疾風迅雷的に再び舊陣地に向ひ後退せんとする企圖を有する場合に於て、陣地の要點を占領しある一部を残置し、主力の後退後に於ける陣地占領の骨幹たらしめんとする場合。

而して逆襲に任ずる部隊は、攻撃頓挫したる敵の意氣未だ恢復せざるに乘じ、猛烈果敢且急襲的に逆襲を決行して、之を壓倒するを要するのである。攻撃力の復活

迅速容易なる特性を有する敵に對しては特に然りとするのである。

比隣部隊が此の種逆襲を決行したる場合に於て、自己部隊は如何にするやといふに、之れは全く當面の状況に依るのであるけれども、爲し得る限り少くも一部を以て射撃又は逆襲を以て之に協力するを要するのである。又此の際砲兵の有力なる協力を得ることは、逆襲を決行する部隊の成功を益、確實迅速ならしむる所以であるから、砲兵は機を失せず該逆襲に協力すべきである。

(一九六)

第二百一 敵兵遂ニ我が陣地ニ肉薄セバ陣地ノ守兵ハ有ラン限リノ火器ヲ使用シ其ノ威力ヲ最大限ニ發揮シ敵ヲ震駭セシメ敵兵咫尺ノ地ニ來ルトキ銃劍ヲ揮ヒテ奮闘シ之ヲ擊滅スベシ
砲兵ハ縱ヒ至大ノ損害ヲ被ルモ意トスルコトナク最モ便ナル位置ニ火砲ヲ移シ猛烈ナル射撃ニ依リ歩兵ニ協力スベシ

本條は敵兵遂に我が陣地に肉薄した場合に於ける守兵及砲兵の行動に關して記述せられたのであつて、綱要第九十六と全く同様である。

本條を説明するに方つては、大正十二年の歩兵操典草案の左の一節を引合に出す必要があるのである。

戰闘の經過中遂に乗ずべき機會なく敵兵我が陣地に近迫せば、高級指揮官は猛烈なる攻勢移轉を斷行すべし、此際陣地に在る守兵は有らん限りの火器を使用

して敵を震駭せしめ、敵兵呎尺の地に來るとき銃劍を揮ひ奮闘以て敵を撃退すべし。

右大正十二年の歩兵操典草案に於ける趣旨は、戰闘經過中遂に乗すべき機會なく敵兵我が陣地に近迫して來たならば、高級指揮官は之を最後の機會として斷然攻勢移轉を命ずべきを要求せられてあつたのである。簡單直截に之を解説すれば此の時期に至つたならば、攻勢の好機であると否とに拘らず、全線擧つて捨鉢的に攻勢に轉ずべきを要求せられたのであつて、是我が國民性に最も適應し、我が國軍に於ける戰闘法の一特色であると見做されて居つたのである。而して此の際陣地に在る守兵に對しては、有らん限りの火器を使用して敵を震駭せしめ、敵兵呎尺の地に來るとき銃劍を揮ひ奮闘以て敵を撃退すべく要求せられてあつたのは、一見矛盾の様であるけれども、斯る時機切迫した場合に於て高級指揮官が攻勢移轉の命令を下しても、小部隊とは異つて全線擧つて攻勢に轉ずることが出來ないことが少くないから、高級指揮官の命令に基いて攻勢移轉を爲すに先ち、守兵は益、敵に肉薄せられる部分が少くないことを胸算して、高級指揮官に對しては猛烈なる攻勢移轉の斷行を要求しながら、陣地に在る守兵に對しては斯る要求を爲された

のである。

戰闘綱要草案に於ては、斯る状況に際會して、軍司令官は勿論のこと、師團長と雖も一本調子に猪突的攻勢移轉を命ずることは適當でないことを認められて、高級指揮官の猛烈なる攻勢移轉斷行に對する要求を削除せられたのである。蓋し高級指揮官は決して單調なものでなく、師團長は軍司令官の企圖に基き時としては全線擧つて攻勢に轉ぜしむるを有利とすることあるべく、時としては某方面のみ攻勢に轉ぜしむるを有利とすることあるべく、時としては飽くまで陣地を固守せしめ總豫備隊のみ攻勢に轉ぜしむることあるべく、又時としては全師團擧つて飽くまで陣地を保持し、他方面の戰況發展を待つこともある等千様萬態であつて、一に状況に依つて之を決定すべきであるからである。若し夫れ歩兵操典草案(大正十二年)の如く此の際状況の如何に拘らず猛烈な攻勢を斷行するものとせば、其の意氣は一見壯とするに足る様であるけれども、高級指揮官の戰闘指導としては餘りに無謀無智といはなければならぬのである。戰闘綱要草案と綱要とは此の點に關しては全く同一精神であつて、高級指揮官の戰闘指導に關して何等記述せられてないからといふて、軍司令官及師團長は此の際戰闘指導に何等干與するこ

となく袖手傍觀の態度を持せよといふのではなく、上述の如く其の戰闘指導は一に狀況に依るのであるから、特記せられてないのであつたと解すべきである。此の際に於ける高級指揮官の戰闘指導に關しては上述の如くであるが、さて本令となつては如何に之が變つて來たか、本條は綱要草案も、綱要も、本命も同文であつて何等記述には變りはないのであるが、只第六十二に於て説明しある様に本篇記述の要領が從來の趣旨と大に異つて居る點が變つてあるのである。従つて本條も亦綱要の場合とは其の趣を異にして居るのである。

さて陣地に據つて居る守兵は如何にするかといふに、該守兵の此の時期に於ける沈著して行ふ射撃は、最も偉大なる効果を發揮するものである。而して守兵として敵が愈、近迫するに従ひ益、冷靜沈著以て敵に猛射を加へることは、即ち旺盛なる攻撃精神の發露であるのであるから、此の際徒に猪突奮進することを以て攻撃精神なりと誤解することなきを要するのである。是本令に於て敵兵遂に我が陣地に肉薄せば、守兵は有らん限りの火器を使用し敵を震駭せしむべきを要求せられてある所以である。特に此の時期に於ては既に詳述した如く敵砲兵は最早射程を延伸して少くも我が最前線に對しては其の火力を發揚し得ないのであるから、

守兵は上述の趣旨に基いて沈著冷靜能く敵に抵抗する爲には好都合なのである。併しながら敵兵が呎尺の地に來つたならば、平素訓練を受けた劍術の腕前に信頼して、敵を銃劍にて屠る爲、敢然起つて格闘し敵を撃滅すべきである。又此の時期に於ては敵は最早砲火を我が最前線に及ぼすことが出來ないことは上述の如くであるが、防者は豫め爲したる觀測所の設定、豫備陣地の設備等に依り此の時期に於ても尙且斜射、縱射の威力を以て、敵歩兵を火制することは必ずしも不可能ではないのである。否縦ひ至大の損害を被ることがあつても敢て之を意とすることなく、必要に方つては最も便なる位置に火砲を移し、猛烈なる射撃に依り歩兵に協力すべきである。

九七

第二百二 敵兵若シ我が陣地内ニ侵入セバ該地區ノ指揮官ハ直チニ其ノ有ニル火力ヲ集中シテ之ヲ混亂ニ陥レ機ヲ失セズ豫備隊等ヲ使用シ果敢ナル逆襲ヲ行ヒ砲兵ハ敵ノ第一線ト後方部隊トヲ遮斷シ以テ敵ヲ撃滅スベシ此ノ逆襲ハ敵ノ不意ニ乘ジ成ルベク側背ニ向ヒ急襲的ニ實施スルヲ有利トス此ノ際後方ニ在ル部隊長ノ獨斷ヲ要スルコト少カラズ

本條は敵兵が我が陣地内に侵入せる場合に於ける防禦戰闘指導の要領に就て記述せられたのである。

本條に於て師團長の防禦戰闘指導に關して記述せられてないのも、亦前條に就て

述べたところと全然同一趣旨なのである。特に本條の如き状況に立ち至るや師團長の戰闘指導が當時の状況に依つて千變萬化なることは、前條に於けるよりも更に甚だしきものがあるのであるから、一定の原則を以て師團長の戰闘指導を律することは一層困難であるといはなければならぬのである。

抑、防禦の主眼とするところは第五百五十八に記述せられてある如く、物質的威力に依り兵力の劣勢を補ひ、且火力及逆襲を併用して敵の攻撃を破摧するに在るのである。即ち此の精神に鑑みるときは敵を陣地内に侵入せしむるが如きはあり得べからざるところであつて、當然敵の攻撃威力を我が陣地前に於て破摧するを要するのである。戰闘綱要草案の如く防禦は即ち防禦であつて、單に物質的威力に依り兵力の劣勢を補ひ、且火力逆襲を併用して敵の攻撃威力を破摧すれば、防禦本然の任務を達成し得たものであるとせられたものに在つては、本條の如き原則も必要であつたけれども、綱要の如く攻勢防禦を主體として記述し、特に第二章防禦戰闘の部に於ては、第九十八を除くの外は、攻勢防禦に於ける戰闘指導の原則を記述せられてあるものに在つては、一見本條の如き原則は之を必要とせず、第九十六の原則を以て防禦の戰闘指導の最終極限と爲すを適當とする様に考へらる

るのであるが、やはり本條を設けて居つたのである。

扱て本文に就て述ぶるのであるが、敵兵若し我が陣地内に侵入したならば、該地區の指揮官は直ちに其の有ゆる火力を集中して之を混亂に陥れ、其の混亂に乗じて機を失せず豫備隊等を以て逆襲を行ふべきは當然過ぎる程當然である。抑、現時の如く火器の威力發達したに拘らず、敵が我が陣地内に侵入した當時に在つては、彼我共に友軍の損害を虞れて火器を以て之に支援を與へることは困難であつて、主として格闘を以てする混戦亂闘に陥り、勝敗は頗る混沌たるものあるのを通常とするのである。従つて戰闘の決は、何れか一方軍が速かに新勢力を加へ、戰闘の平衡を破ることに依つて定まるのである。故に此の時期に於て地區の指揮官が機を失せず豫備隊等を以て、果敢なる逆襲を実施することは、縱ひ其の兵力は強大ならざるにもせよ、大なる効果を呈し我が陣地内に侵入した敵を撃退し得るのである。此の際有ゆる火力を集中して敵を混亂に陥れしめ得る状況であれば勿論此の手段に出で、其の混亂に乗ずることはいふ迄も無いことである。地區の指揮官が斯る状況に際會し、其の豫備隊を以て逆襲を執行するに方つては、此の間の消息を十分に理解して居るのでなければ、機に應じ有效なる戰果を獲得することが

出來ないのである。

此の際砲兵は最早我が陣地内に侵入した敵、即ち敵の最前線に對しては、友軍に對する願慮上射撃が出來ないから、敵の第一線と後方部隊とを遮斷する如く射撃し、以て敵の第一線を孤立に陥らしめ、地區の指揮官の行ふ逆襲と相俟つて敵を撃滅するを要するのである。地區の指揮官の其の豫備隊等を以てする逆襲は、之を正面的に行ふときは敵の精神上に及ぼす効果が左程大でないのである。併しながら、正面的逆襲も強大なる豫備隊を以てするときには、固より之に適應する効果を獲得し得るのであるけれども、此の時期に於て地區の指揮官が強大なる豫備隊を有して居ることは、多くの場合に於て望むことが出來ないのである。故に此の逆襲は敵の意表に出で、其の心理を破壊する様に勉めることが肝要である。之が爲には敵の不意に乘じ且成るべく其の側背に向ひ、急襲的に實施するを有利とするのである。然り而して此の時期に於ては、該地區の指揮官は軍務多端であつて適時適當なる命令を豫備隊の長等に下達することの出來ない場合もあらうし、又下達せんとしても連絡の施設及實施が思はしからざる爲、其の目的を達することが出來ないこともあるのである。故に此の際後方に在る部隊長の獨斷を要すること

が少くないのである。

第二百三 師團長ハ、敵ハ、攻撃ヲ企圖シ、アラザル場合ニ於テモ、常ニ當面ノ狀況ヲ精細ニ觀察シ、敵ノ攻撃頓挫シタルトキ、或ハ敵過失ヲ犯シ、クルトキ、或ハ我が第一線ノ逆襲成果ヲ有利ニ擴張シ得ルトキ、等好機ヲ發見セバ、主力ヲ擧ゲテ攻撃ヲ決行スベシ。此ノ場合ニ於テハ、目的ヲ明確ニシ、之ニ向ヒ各部隊ヲシテ協同戰闘セシムルト共ニ、目的達成後舊陣地ニ復歸スベキ場合ニ於テハ、豫メ其ノ方法ヲ考察スルヲ要ス。

縱ひ本來攻勢を企圖しあらざる場合に於ても、第一の第二項記述の趣旨に依り攻勢意志の萎縮することを許されず、之が爲に本條は新に設けられたものである。即ち師團長は常に當面の状況を精細に觀察し、敵の攻撃頓挫したるとき、或は敵過失を犯したるとき、或は我が第一線の逆襲成果を有利に擴張し得るとき等好機を發見せば、主力を擧げて攻撃を決行すべきである。元來攻勢を企圖しあらざる防禦に在つては、第五百五十八に示されあるが如く火力及逆襲を併用して敵の攻撃を破摧するのを通常とするを以て、本條の如く主力を擧げて攻撃を決行するは特別の場合といふことが出來るのである。故に輕舉の出撃は之を戒めなければならぬのである。併しながら苟くも好機を發見せば此の種戰法を採用することに躊躇することあつてはならぬのであつて、之れ皇軍防禦戰法の特色ともいふべきで

ある。

此の場合に於ては師團長は自己の企圖即ち目的を明確に各部隊に示して、各部隊をして之に向ひ能く協同戦闘せしむることが肝要である。又目的達成したる後舊陣地に復歸すべき場合に於ては豫め其の方法を考察するを要するのである。

(一四九)

第二百四 攻勢ヲ企圖スル防禦ニ在リテハ適時攻勢移轉ヲ行フモノトス
攻勢移轉及攻勢移轉後ニ於ケル師團長ノ戦闘指導並ニ攻撃動作ニ移リタル部隊ノ行動ハ攻撃ニ於ケル原則ヲ適用スルモノトス

本條は攻勢を企圖する防禦に於ける攻勢移轉實行に關する原則を明示せられたのである。

本條を説明するに方つては、大正十二年の歩兵操典草案以來の之に關する原則に就て述べる必要を認めるのである。

大正十二年の歩兵操典草案に於ては、師團長の獨斷攻勢移轉を大に認めてあつたばかりでなく、第一線部隊長の獨斷を以てする攻勢移轉までも之を認めてあつたのである。即ち高級指揮官は豫定の計畫に基き、又は守兵の射撃に依り敵の攻撃頓挫したるとき、或は敵の過失を發見したるときは直ちに總豫備隊を使用して攻勢に轉ずることを要求し、又第一線部隊長は全般の状況に鑑み好機を發見したな

らば獨斷攻撃に轉ずるを可とすることがある旨記述せられてあつたのである。上述せる此の歩兵操典草案の原則は、諸演習に於て動もすれば歩兵大隊長以下に至るまで獨斷以て過早に陣地を棄てて攻勢に轉ずるの惡弊を馴致し、之が爲高級指揮官の防禦戦闘指導方針を根底的に破壊し、第一線の下級指揮官の誤られたる獨斷に引摺られた防禦戦闘に終ることが少くなかつたのである。茲に戦闘綱要草案に就ては既述の如く防禦は即ち防禦攻撃は即ち攻撃なる趣旨を闡明にし、以て防禦から攻撃に轉ずることは通常軍司令官の決心に基いて行ふべきであるといふことに改められたのである。併しながら戦闘綱要草案と雖も之を明記せられてはなかつたけれども、苟くも戦術單位の長たる第一線師團長たるものが、全般の状況上攻勢移轉に轉ずることあるは之を認められてあつたと解するのを妥當とするのである。何となれば攻勢移轉は通常軍司令官の決心に基いて實施せらるることとせられてあつたのであつて、常に軍司令官の決心に基かざれば攻勢に轉ずることが出来ない様には規定せられてはなかつたからである。併しながら戦闘綱要草案に於ては師團内に於ける第一線部隊長の獨斷を以てする攻勢移轉は全然之を認めなかつたのである。

綱要に於ても軍司令官が通常攻勢移轉の時機を決するの趣旨は、戦闘綱要草案と變りがないのである。蓋し攻勢移轉なるものは從來取れる防禦の姿勢を断然放棄して攻撃に移る爲の新なる大決心であるから、會戰指導の單位の長官たる軍司令官の決心に基いて之を決行することを本則とすべきは當然のことであるからである。併しながら戦闘綱要草案の如く單に通常軍司令官の決心に基いて實施せらるるものとのみ記述せられて、師團長のことに關して何等記述せられてないときは、往々にして師團長の決心を鈍らし、動もすれば全く受動の守勢に陥り易い害があるのである。是綱要に於ては明確に師團長も亦全般の状況に鑑み好機に乗じ之を断行すべきを要求せられた所以であると解するのである。併しながら上述の如く此の決心たるや、防禦の戦闘經過中の最重要なるものに屬するのであるから、師團長たるもの輕々に獨断を敢てすべからざるは勿論であつて、宜しく軍司令官の企圖に企き、全般の状況を判断し、眞に好機を認め軍の攻撃を誘發するに足ると信じたる時機を捉へるの著意を必要とするのである。綱要に於ては師團内の各級指揮官に、軍全般の攻防の姿勢を轉換せしむべき重大決心を爲すの権限を與へざることは、戦闘綱要草案と同様である。故に師團内の各級指揮官として

は命令があるのでなければ、敵を壓倒殲滅する目的を以て断然攻勢に轉ずることは爲すべからざることとなるを飽くまで肝銘すべきである。但し第一線部隊長と雖も陣地前に出撃することは之を許されてあるのは當然であるが、之は逆襲の一種であつて、防禦の姿勢を全然放棄して攻勢に轉ずる爲にすべきものでないのである。

以上は綱要迄の原則に就て述べたのであるが、本命に於ては單に攻勢を企圖する防禦に在りては、適時攻勢移轉を行ふものとす、と至極簡単に記述せられ、適時なる字句の解釋に一層重要性を加へて來たのである。

即ち軍が防禦する場合に於ては上述の綱要と何等趣旨に變りはないと思ふ。又師團が防禦する場合に於ては師團長が適時攻勢移轉を行ふことは本條の示す通りである。只編者は何故に適時なる字句を本條に於て使用しあるやを讀者に於て疑問とせらるることあるを案するのである。併しながら趣旨に於ては綱要と何等變りなきものと思ふのである。

次に攻勢移轉及攻勢移轉後に於ける師團長の戦闘指導並に攻撃動作に移りたる部隊の行動は攻撃に於ける原則を適用すれば以て足れりとするのであるが、師團

長としては攻勢移轉の初動に於て、我が攻勢威力を最も有利有效に發揚して敵を壓倒し攻守其の勢を轉ぜしむる如く配慮し之に伴ふ處置を爲すこと肝要である。之に關しては第二百五以下に於て説明することとする。

(一九四)

第二百五 師團長ハ攻勢移轉ノ爲適時戰闘指導ノ方針及之ニ基ク部署就中諸兵種協同ノ要領ヲ定メ諸準備ヲ周到ナラシムルヲ要ス之ガ爲豫メ各部隊ヲシテ部署ノ變更、歩戰砲ノ協同等ニ關シ諸準備ヲ整ヘシムルノ著意ヲ必要トス

攻勢移轉の實行は決して容易でないのであるから、各部隊をして好機に投じて果敢且急襲的に攻勢に轉ぜしめんとせば、師團長は攻勢移轉の爲適時戰闘指導の方針及之に基く部署就中諸兵種協同の要領を定め、諸準備を周到ならしむることが肝要である。之が爲豫め各部隊をして守勢より攻勢への部署の變更、攻撃の爲の歩戰砲の協同等に關し諸準備を整へしむるの著意を必要とする。斯くすること依つて番に師團長の企圖の如く適當に攻勢移轉の實行を望むことが出来るばかりでなく、又、以て攻勢移轉の戰闘威力を強大ならしむることを出来るのである。本條之が爲以下は防禦の態勢より先づ新なる攻撃態勢への轉換を要求せられたのであるが、固より從來と其の趣旨を異にするものでもなく、只此の點誤解少から

(一九三)

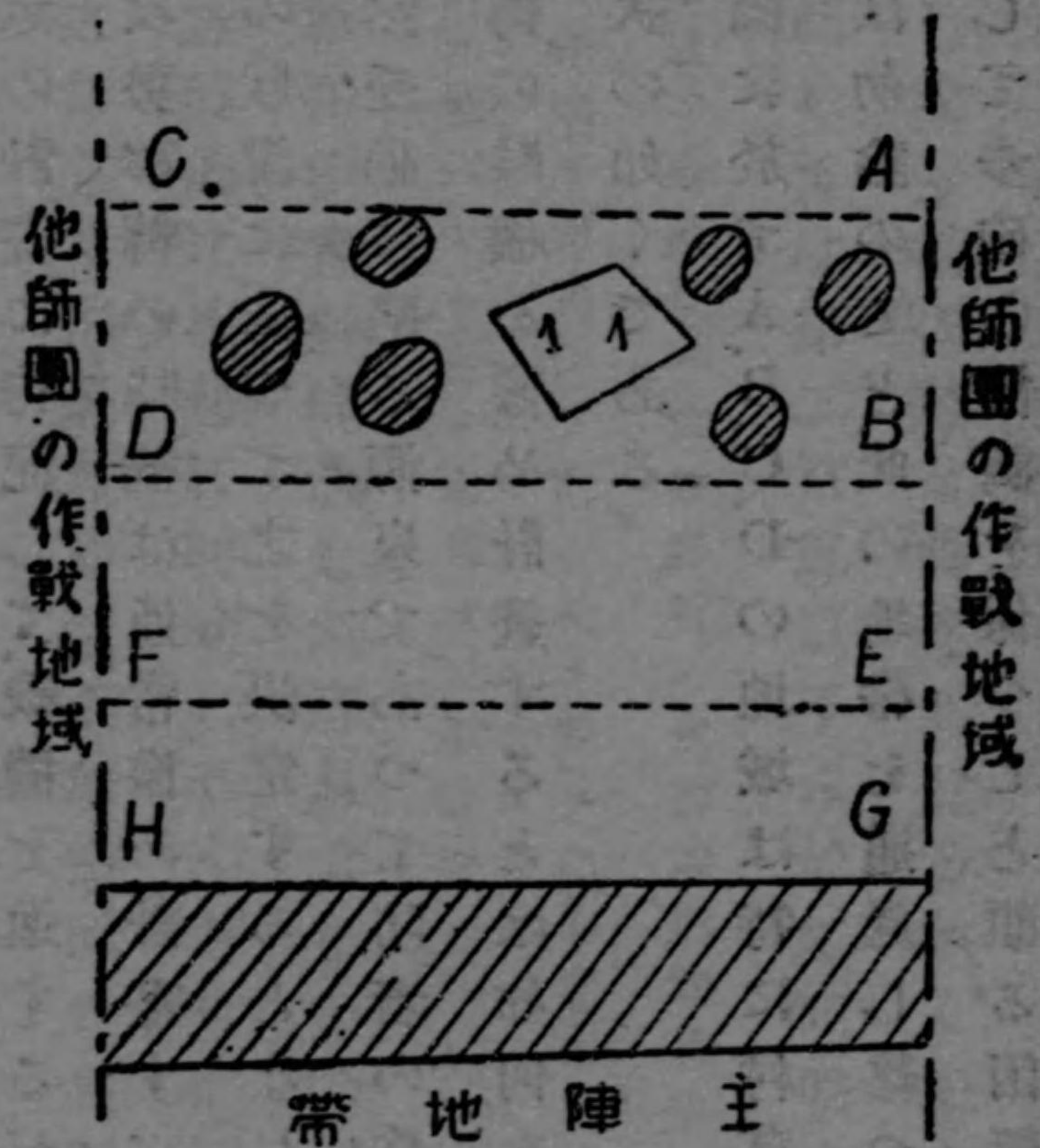
ざりしを以て特に鮮明に記述せられたのである。

第二百六 攻勢移轉ハ諸準備ヲ整ヘ好機ヲ作爲シテ一舉急襲的ニ敢行スルヲ有利トス然レドモ準備ノ完成ニ腐心シ或ハ既定ノ計畫ニ拘泥シ戰機ヲ逸スルガ如キコトナキヲ要ス
攻勢移轉ノ時機ハ通常豫メ計畫スベキモノナリト雖モ戰闘ノ經過中敵ノ攻撃頓挫シタルトキ或ハ敵ノ過失ヲ發見シタルトキ等ニ於テハ巧ニ之ニ乘ズルコト緊要ナリ

攻勢移轉は前條に於て述べた様に諸準備を整へ、自ら好機を作爲して一舉急襲的に敢行するのを以て有利とするのである。然れども準備の完成にのみ腐心し、或は既定の計畫に拘泥して、戰機を逸するが如きことがあつてはならぬ。

次に攻勢移轉の時機は通常豫め計畫すべきである。蓋し何等計畫するところなく敵の狀況に依つて之を決定するとなし、漫然として敵の攻撃を待つが如きは遂に全然受動に陥る源泉であつて、防者の爲甚だ探らざるところである。然らば攻勢移轉の時機を豫め計畫するとは如何なることであるかといふに、二、三の例を示せば次の如くである。

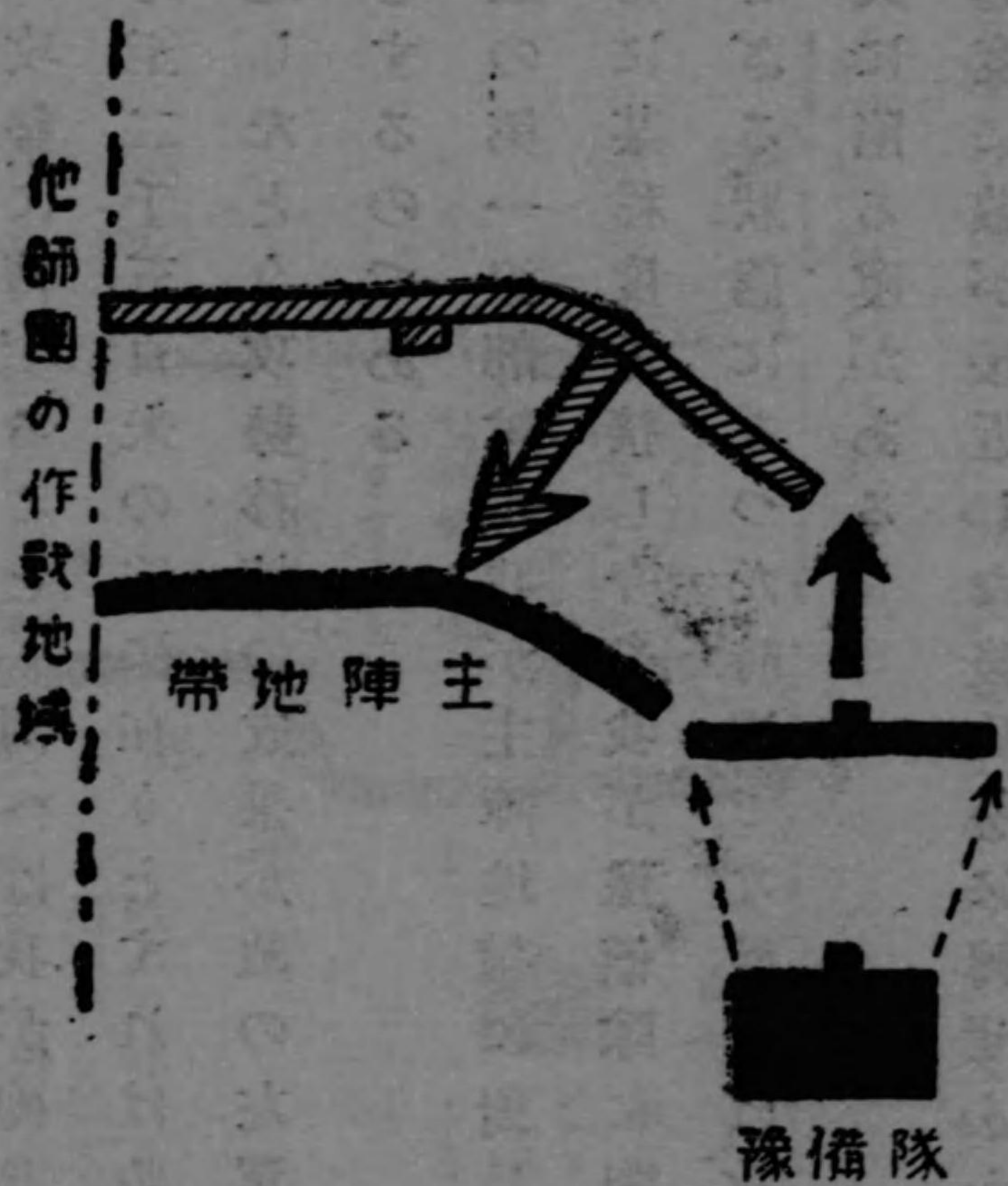
1. 次圖に於てA、B、C、Dの地域は特に村落森林地帯であつて、敵が此の地域を通過中は勿論のこと、此の地帯を通過し終つた後に於てもEFの線に達するまでは敵として歩砲の協調を保つこと頗る困難なのである。之に反し我としては敵が



近接に依り我が歩砲兵の火力を益、熾盛ならしむるを得る利益よりも、敵がB、E、D、F地帯に在る間に於て、我が砲兵の有効なる協力の下に断然攻撃に轉じ、敵砲兵の協力不可能なる該地帯内に於て敵と決戦を交へる爲に獲得する利益が著しく大なのである。上述の如き状況に於ては、敵の第一線がBDの線に到達して未だ歩砲協同の準備整はざるに乘じ、攻勢に轉ずる如く其の時機を計畫するを可とするのである。

DBの線を離れて前進を起しEFに達するまでの間に於て、既に歩砲兵火力を十分に發揚することが出来るのである。然り而して敵がEFの線を通過して前進するや我が歩砲兵の火力を熾盛ならしむることが出来ると同様に、敵も亦歩砲の協調を保ちて攻撃を實行することが出来るのである。然り而して敵がEFの線を通過した後、敵の

2、左圖の如く右翼第一線として防禦に任ずる師團長は、敵が我を包圍する如く攻撃を實施するに方り、強大なる豫備隊を以て敵の左翼を求めて攻勢に轉せんとする企圖を有するのである。斯る企圖を實現する爲には敵が過度に我が主陣



地に近接せざるに先ちて攻勢に轉ずるを可とするのである。蓋し過度に遅く攻勢に轉ずるときは、攻撃奏功せざるに先ちて主陣地帯に破壊を生ずるの虞があるばかりでなく、若し主陣地帯をして敵が如何に近迫して力攻するも大丈夫である如くならしめんが爲には、守兵を大ならしめ従つて豫備隊を減少せしめなければならぬ害があるからである。併しながら過度に迅速に攻勢に轉ずるときは、敵は尙強大なる豫備隊を保有し、而かも其の第一線部隊としても行動の自由を有するから適當でないのである。況んや我が砲兵の協力も困難な

るに於て益然りとするのである。故に此の状況に於ては左の諸條件を顧慮して攻勢時機を計画的に決定すべきである。

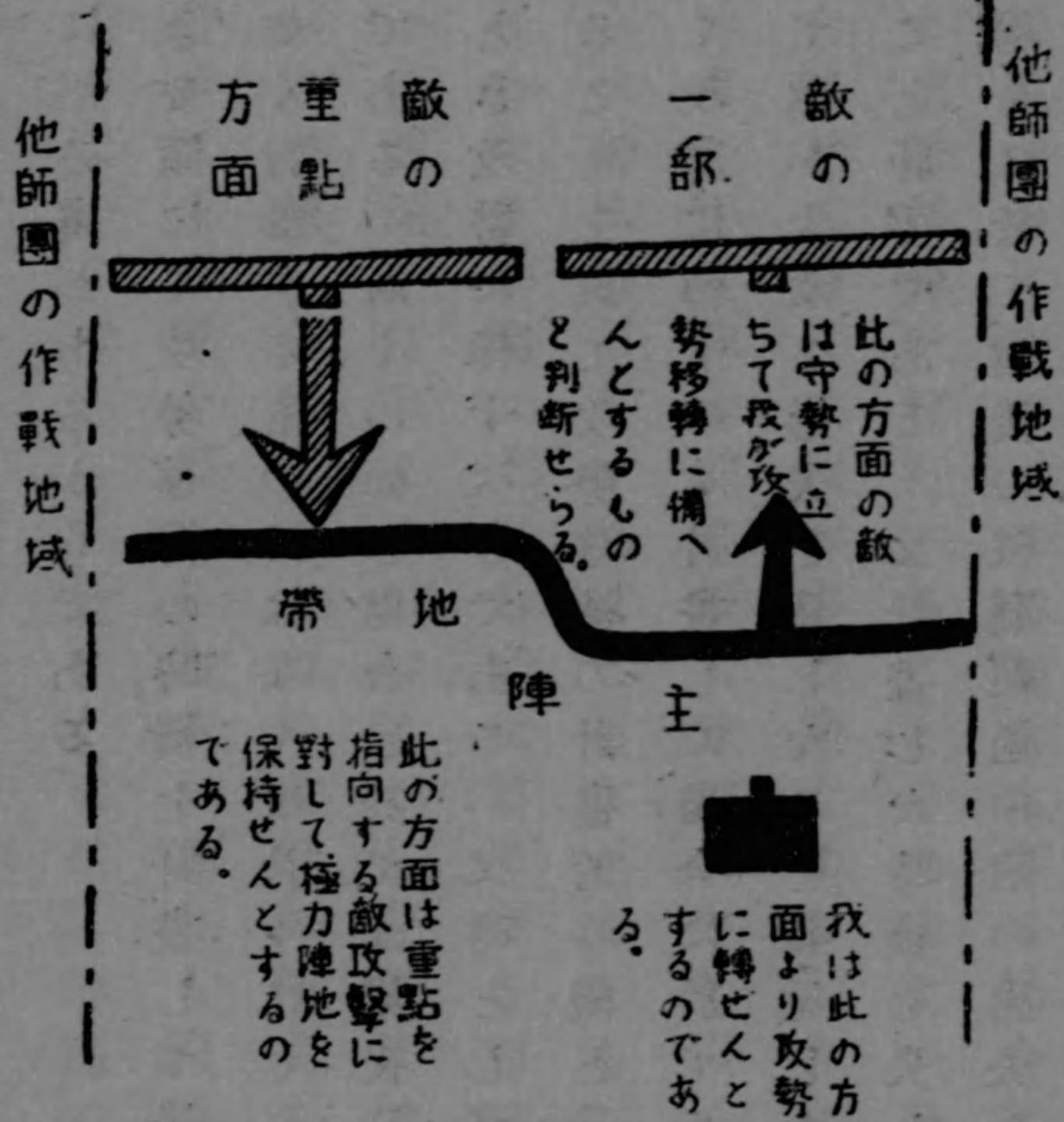
イ、我が主陣地の砲兵から最も有效なる協力を得られる距離に敵が近迫した際に攻勢に轉ずること。例へば我が砲兵が歩兵抵抗地帯の前縁の後方千五百乃至二千五百米の線に在りとなれば、敵の第一線が千五百乃至五百米の線に達したとき、攻勢移轉の成果が敵の左翼に最も有効に感響する如き時機を可とするのである。

ロ、敵の第一線部隊が我が主陣地帯に對して十分なる展開を爲し、而かも該陣地帯に某程度近接し、今や我が豫備隊に對して行動せんとするも其の自由を有せざる状態になつた時機でなければ、攻勢移轉の結果は有力なる敵と正面衝突に陥る虞がある。

ハ、過度に敵が接近した後攻勢に轉ぜんか、攻勢移轉の成果は十分發揚せざるに先ちて、我が主陣地帯に破綻を生ぜしむるに至る虞があるのである。本陣地帯に對し攻撃する敵の兵力愈強大なるに従つて益然りとするのである。右に述べた諸條件を顧慮して過早ならず、又遅く過ぎない様に攻勢に轉じ得る

如く時機を計畫すべきである。

3、左圖に於て示す如く敵は攻撃を實行するものと判断せられるのである。斯くの如く判断せらるる敵に對しては、愈、敵の攻撃部署が我が判断の如くであることを確むることが出来、而かも我が攻勢を企圖せざる方面に十分敵の兵力を吸



收することが出来た場合に於て、成るべく速かに攻勢に轉ずる如く計畫すべきである。蓋し一部が守勢に立ち居るのであるから、我が主力を以て攻勢に轉じたとしても迅速容易に當面の敵を撃破することが出来ないのである。故に我が主力が守勢に立ちたる敵の一部に對し攻撃奏功せざるに先ちて、敵主力が我が攻勢を企圖

せざる方面に對する攻撃奏功する様なことがあつては、全局に於て我は不利の状態に陥る虞があるからである。

右の如き要領にて攻勢移轉の時機を計畫して居つても、敵としては必ずしも我が豫想の如く行動するものではなく、又往々にして攻勢移轉の時機を失することがあるのである。斯くの如き場合に於ては爾後に於ける戰闘經過中、敵の攻撃頓挫したるとき攻勢に轉ずべきである。又時としては敵の攻撃頓挫したるとき攻勢に轉ずることを以て、攻勢移轉の計畫の時機と爲すこともあるのである。又前諸例の如く攻勢に轉ずべく計畫した場合に於ても、此の計畫した時機未だ到らざるに先ちて敵が大なる過失を爲したるを發見した場合に於ては、之に乗じて攻勢に轉ずること肝要である。又計畫した時機を失して、攻勢移轉を爲すことの出来なかつた場合に於て、爾後の戰闘經過中、敵の過失を發見したときも亦同様である。

(一三三)

第二百七 攻勢移轉ハ敵ノ主力ヲ我が陣地ノ正面ニ拘束シ有力ナル部隊ヲ以テ其ノ側背若クハ翼側ニ向ヒ包圍ヲ行フヲ最モ有利トス然レドモ状況特ニ地形、側方依托ノ關係等ニ依リ陣地前ニ於テ敵ニ損害ヲ與ヘタル時機ヲ利用シ正面ヨリ攻勢ニ轉ズルヲ利トスルコト亦少カラズ何レノ場合ニ於テモ攻勢ノ支撐タルべき地域ハ之ヲ確保シテ主力ノ攻勢ヲ容易ナラシメ攻勢ノ進襲ニ伴ヒ適時攻撃ニ轉ゼシムルヲ有利トスルコト少カラズ

本條は攻勢移轉實行の方法に關する原則を明示せられたのである。

攻勢移轉は前述計畫的時機の第二例の場合の如く、敵の主力を我が陣地の正面に拘束して其の動作の自由を失はしめ、有力なる部隊を以て敵主力の側背若くは翼側に向つて包圍を行ふことが出来たならば、最も有利とするのであるけれども、軍内の中間師團等に在つては勿論、否らざる場合に在つても翼例の地形其の他の關係上、斯る攻勢移轉を實行することの出来ない場合が少くないのである。斯くの如き場合に於て特に彼我兵力の差大なるときは、態勢の優越を以て勝を求めるところが出来ないから、陣地前に於て我が火力を以て敵に損害を與へた時機を利用し正面から攻勢に轉じなければならぬことも亦少くないのである。而して其の何れの場合たるを問はず、直ちに攻撃に移る部隊と該部隊の行動を直接支援すべき部隊との關係を良好ならしむることが肝要である。即ち一部を以て攻勢の支撐たるべき地域を確保して、主力の攻撃に轉ずる動作を容易ならしめ、主力の攻勢進展に伴うて支撐點を保持しある一部をも適時攻撃に轉ぜしむるを有利とすることが少くないのである。斯くして茲に師團の全力を攻撃に轉ぜしむるに至るのである。

(一九九)

第二百八 夜間防者ハ特ニ警戒ヲ嚴ニシ搜索ヲ周到ニシ且前地ヲ照明スル等諸種ノ手段ヲ盡クシテ敵ノ近接ヲ戒ムルト共ニ敵ノ企圖遂行ヲ妨害スルヲ要ス

ナルコトアリ

夜間攻撃ヲ受クルニ際シ新ニ軍隊ヲ部署セントスルトキハ多クハ混雜ニ終ルモノトス故ニ各級指揮官ハ所要ニ應ジ第一線ヲ増加シ配備ノ間隙ヲ閉塞シ豫備隊ヲ前線ニ近接セシメ要スレバ之ヲ分置シ速カニ前線ヲ増援シ得ベキ處置ヲ施スヲ要ス

陣地ノ守兵ハ豫メ夜間射撃ノ設備ヲ爲シ砲兵ハ特ニ歩兵ト緊密ナル協定ヲ遂ゲ以テ機ニ投ズル射撃ノ實施ニ支障ナカラシムルヲ要ス

敵兵我が陣地ニ近接シテ工事ヲ爲スカ又ハ其ノ準備ノ爲行動シアルヲ偵知セバ第一線部隊ハ小部隊ノ出撃其ハ他各種ノ手段ニ依リ之ヲ妨害シ又敵兵我が障礙物ヲ破壊スルヲ偵知セバ之ヲ擊退スベシ

本條は夜間防禦に於ける部署に就て記述せられたのである。而して等しく夜間防禦といふても左の如き種類があるのであるから其の部署法も其の種類の異なるに依つて自ら差異の生ずるのは當然である。

1、晝間から防禦陣地を占領しあるものが未だ敵の攻撃を受けずして該陣地を占領した儘夜間に於ける防禦を爲す場合。

2、防禦陣地を占領して居つた防者が既に晝間敵の攻撃を受けたが勝敗決せずし

て夜に入つた爲夜間防禦を爲す場合。

3、單に夜間の防禦のみを爲す場合。

4、遭遇戰に於て晝間に於ける勝敗決せずして夜となつた場合に於て夜間攻撃を續行せざる爲防禦の姿勢を以て之を徵せんとする場合。

而して本條に於て示されてある原則は、主として右の四つの場合の中、第一、第二の場合に就て記述せられてあるのである。故に先づ此の兩者の場合に就て一般的に詳細に説述し、第三、第四の場合に關しては、特に異なる點に關して述べることにしやう。

1、夜間防者は特に警戒を嚴にし搜索を周到にすべきことに就て。

夜間攻撃の部に於て述べた如く、該攻撃に在つて攻者は特に其の兵力及企圖の秘匿に勉め、不意に我に肉薄して一舉に決戦を求めんとするのであるから、防者としては攻者をして斯る行動を爲し得しめざる如くするを要するのである。然るに夜間特に暗夜に在つては、晝間に比して敵の行動を偵知すること困難であるから、動もすれば敵をして其の目的を達せしむる虞があるのである。是夜間防者は特に警戒を嚴にし、搜索を周到ならしむるを要する所以である。然ら

は夜間特に警戒を嚴にするには如何なる處置に出づべきやに就て述べることにしやう。

晝間警戒部隊が未だ驅逐せられない場合に於ては、警戒部隊に對し所要に應じ特別の要求を爲すと共に、主陣地帯との連絡を緊密ならしむるを要するのである。即ち特に敵の夜間攻撃を受くる様な虞ある方面に在る警戒部隊に對して、所要に應じ警戒上特別の注文を爲すべきである。又夜間警戒部隊は主陣地帯の砲兵の協力を受くることが困難であつて、従つて不意に敵から攻撃を受けて撃退せられ易いのであるから、警戒部隊と主陣地帯間との連絡を緊密にし、適時敵の企圖を知得することも亦特に緊要とするところである。

故に單に夜間警戒部隊の警戒を一般的に嚴にすることのみを以て、夜間防禦の警戒要領に會したといふことは出來ないのである。蓋し凡そ夜間敵の攻撃し來る方面は全般の狀況、特に地形上自ら之を判斷し得られるものであるから、夜間防禦の見地からすれば、敵の攻撃を豫想せられる各方面の警戒を特に嚴にすると共に、此の方面の警戒部隊と主陣地帯との連絡を嚴密にするのでなければ、夜間防禦に適應する警戒といふことは出來ないのである。但し夜間防禦の爲

とは全然別問題に、夜間敵をして警戒陣地の一角を奪取し、若くは其の罅隙より斥候を侵入せしめて、主陣地帯の搜索を行はざらしめんとする爲には、警戒陣地の全線に互り一般的に警戒を嚴にするを要することが多いのは勿論のことである。

右は單に警戒部隊の警戒に關して述べたのであるが、さて防者として晝間敵から未だ警戒陣地を奪取せられずして現存して居る様な場合に於ては、大規模の敵の夜間攻撃は先づ實現しないと見るべきである。故に敵の夜間攻撃に對して特に警戒を嚴にし搜索を密ならしむるを要するのは、既に晝間に於て敵から警戒陣地を奪取せられて、敵の主力が我が主陣地帯に近く接觸を保つに至つた場合なのである。蓋し日露戦争に於ける數多夜襲の戦例に徴するも、彼我主力が著しく離隔して居り、而かも彼我永く相對して居らない狀況に於て、大規模の夜襲の行はれた例がなく、又理論上よりするも其の實行は不可能といふべきである。況んや晝間敵の警戒陣地に掩蔽せられて、其の主陣地帯の狀況を明確に偵知することが出來なかつた場合に於ては益然りとするからである。叙上の如くであるから以下敵が警戒陣地を奪取した場合に於ける主陣地帯の警戒及

敵情搜索に就て述べることにしやう。
第九十四に於て警戒部隊の行動に就て述べた如く、警戒部隊は敵の眞面目の攻撃を受けて撤退の止むなきに至つた場合に在つても、一舉其の全力を以て主陣地帯に後退するものでなく、少くも其の一部を以て敵と緊密に接觸を保持しつつ歩々後退すべきである。故に晝間敵から撃退せられたからとて、夜間に於ても少くも其の一部は主陣地帯の前方に於て敵と接觸を保ちて、警戒搜索に任ずるのを本旨とするのである。併しながら敵にして夜間攻撃を行はんとする企圖を有するものとせば、我が警戒陣地を奪取した後に於ても、更に各方面から各一部隊を進め、我が警戒部隊を壓迫して我が主陣地帯に對し直接接觸を保ち、以て極力主陣地帯の状況を搜索し、且之に至る地形を偵察するに勉めるのは當然であるから、遂に警戒部隊は主陣地帯の前方に停止することが出来なくなるものといはなければならぬのである。然りと雖も敵も此等小部隊を終始其の主力より離隔して、我が主陣地帯の直前に停止せしめて置くことは危険の顧慮上到底爲し得ないこと當然であるから、我は敵と主陣地帯との間に監視部隊を一連に配置して警戒を爲さしむべき餘地を有するのが自然である。否な我

は此の監視部隊の配置に依り主陣地帯の前方に我が勢力範圍を保有して敵の企圖を察知し、我が主陣地帯を掩蔽する様に勉むることが肝要である。敵が我が陣地に對して攻撃中勝敗決せずして夜になつた場合に於ては、敵の攻撃進捗の度大なるに従つて夜間敵の攻撃を受くべき公算が益、大なのである。故に斯る状況に於ては主陣地帯に於ける守兵が戦備を最も嚴ならしむると共に、警戒を益、嚴ならしむるを要するのである。併しながら斯る状況に於て強大なる監視部隊を前方に派遣するときは、其の退却に方り友軍相撃つの危険を包藏するから、有爲なる潜伏斥候を要線に配置して敵の近接を察知することが肝要である。又歩兵操典草案第二百九十三に於て示されてある監視兵を一連に配置して置くことは固より當然である。

2. 前地を照明して敵の近接を戒むるを要すること。

前地を照明することは夜間に於ける防者の弱點たる暗黒を幾分にも晝間化する所以である。故に成るべく各種の照明機關を以て前地を照明すること肝要である。併しながら照明機關の配置が不適當であつて、照明の時機其の當を得ないときは、徒に我が主陣地帯を敵に暴露するに至る害があることを思はな

ければならないのである。

3. 獲め前地に於ける要點を占領す。

狀況特に地形上一部を以て之を占領するときは、敵の近接を困難ならしめ、又時として全然不可能ならしめ得ることがある。蓋し我れ若し敵の前進路上に於ける狹隘を占領するときは、其の兵力は僅少なるにもせよ敵は夜間之を撃退すること決して容易でないからである。故に前地に斯る有利なる地形が存在するときは、地形と目的とに應じ、所要の兵力を以て之を占領するに勉むべきであつて、往々敵の夜間攻撃の企圖を全然畫餅に歸せしむるか、若くは敵の行動に大なる蹉跌を生ぜしむるに至ることがあるのである。又斯る狹隘部ならずとも前方の要點を前進部隊を以て占領せしめ、敵の眞攻撃を之に指向せしむるに於ては、我が本陣地は敵の夜間攻撃を免れることが屢あるのである。何となれば夜間前進陣地に對して攻撃した敵が、更に我が本陣地に對して新なる部署の下に攻撃することは通常殆んど不可能であるからである。歩兵操典草案第六百六十の一節に「又小部隊を以て前方の要點を占領し敵の行動を妨げ、若くは小部隊の出撃に依り敵の行動を擾亂する等諸種の手段を講ずるを可とす」とある

は、此の邊の消息を物語るものといふことが出来るのである。

4. 兵力部署の変更。

夜間の戦闘は敵の攻撃が奇襲的であればある程、其の戦闘經過は益々急速なことは多言を要しないところである。故に夜間攻撃を受くるに際して、狀況に應じ新に軍隊を部署せんとするが如きは、殆んど爲し能はざるところである。若し強ひて之を爲さんとせば多くは機を失し徒に混雜を招ぐに過ぎないのである。故に各級指揮官は所要に應じ第一線中例へば左の如き諸點に兵力を増加して敵の攻撃に備ふることが肝要である。

イ、狀況特に地形上敵の夜間攻撃を受け易き要點。

ロ、敵に奪取せらるるに於ては、全陣地に破綻を生ずべき虞ある各要點。

ハ、晝間に於ける敵の攻撃中、陣地の設備特に其の障礙物が比較的多く破壊せられ、又は守兵に比較的多くの損害を受けたる要點。

夜間攻撃の原則よりすれば、其の攻撃の重點を各要點に指向すべきであるから、防者としては各要點を堅固に守備すれば以て足れりとする様であるけれども、亦各要點の間隙の閉塞も忽諸に附してはならないのである。蓋し敵は此の間

隙部より侵入して要點の側面又は背後より攻撃することがあるからである。併しながら要點に十分増兵し尙其の間隙の閉塞にも十分なる兵力を使用せんとせば、著しく大なる兵力を要するのであつて、兵力不足の結果は全線到る處薄弱に陥るの害を招き易いのである。故に間隙の閉塞は、監視警戒の目的を達し得るに止め、必要に際しては豫備隊を以て間隙部の危急に應ずる如くするを要するのである。上述の趣旨に基き豫備隊は適宜前線に近接せしめ、機を失せず使用に供し得る如くするを要するのである。而して豫備隊は前方に行動することは比較的容易であるけれども、側方に移動することは比較的困難であるのと、一方第一線の防禦正面廣大なるに方つては、一地に集結しある豫備隊が各方面に機を失せず使用せらるること困難であるとの理由に依り、豫備隊を攻撃を受くべき公算多き某々方面に分置するを要することがあるのである。陣地内の交通不便なる場合に於て特に然りとするのである。

5. 射撃設備。

夜間に於ては晝間の如く敵を認識して之に有效なる射撃を指向するといふが如きことは通常困難とするところである。故に歩兵火網の如きは至近の距離に最も濃密に而かも機械的に配置すること肝要であつて、宛も糸目の細かい網を張つて置けば、小な魚に至るまで、悉く網に引掛かる様に、夜間此の火網中を突進する敵は一兵と雖も悉く我が射弾に見舞はれなければならぬ様に、濃密なる火網を編成して置くことが肝要なのである。之が爲には晝間に於て前地特に陣地前至近の距離に於ける地形に適應すると共に、各單位及各兵器の彼我協力を的確ならしむる如く、射撃設備を確實且周到ならしめ、夜間各兵は無意識に射撃を行ふとも上述の要求に合する火網を編成し得られる様にすることが肝要である。然らば至近の距離とは幾何の距離であるかといふに、之は地形、明暗の度、射撃設備に使用し得られる時間等に依つて異なるけれども、概ね二百米を以て最大限とするを適當とする様である。

砲兵も亦防禦に於ては屢、有効に使用せられるのである。併しながら隘路であるとか、森林村落の出口であるとか、其の他敵の必ず通過すべき要點を除くの外は遠き距離の射撃を爲すことは困難である。而して上述の如き地點を通過すべき敵を有効に射撃せんとせば、豫め該地點附近に歩兵の掩護の下に砲兵斥候を派遣し置き、該斥候の適時行ふ記號に依る等の處置に出づるを要するのであ

る。歩兵火網に協力する砲兵の射撃は敵の攻撃の公算多き各方面に於て、歩兵火網の前端の前方適宜の距離より歩兵火網内に至るまで射撃し得る如くすべきであるけれども、歩兵の最前線に危害を及ぼさざる如く注意すること肝要である。上述せる何れの場合に於ても夜間は特に歩兵と緊密なる協定を遂げ、以て機に投ずる射撃の實施に支障なからしむるを要するのである。

6. 其の他の行動に就て。

我が陣地前特に至近の距離に敵が攻撃陣地を構成することは、防者の爲大に苦痛を感じるところである。蓋し敵は之を據點として爾後の攻撃を有利に實施せんとするからである。故に第一線部隊は敵が該工事を実施し、又は其の準備の爲行動しあるのを偵知したならば、小部隊の出撃に依り之が妨害に勉むべきである。又敵は夜暗を利用して障礙物の破壊を爲さんと企つることは屢である。故に之を偵知し得たならば速かに撃退すべきである。

以上は敵が我が陣地前に近接したけれども、晝間未だ攻撃に着手せざるか、又は敵が陣地の攻撃に着手したけれども、晝間の戦闘勝敗決せずして夜に入つた場合に於ける夜間防禦の部署の大要を説述したのである。然らば單に夜間のみ防禦を

爲す場合、又は遭遇戦に於て晝間の戦闘決を見ずして夜に入つた場合に於ける夜間防禦は、上述せるところと異なる點があるかといふに大體に於て變りがないのであるが、二、三の著意すべき點を擧ぐれば次の如くである。

先づ夜間のみ防禦する場合は如何なる場合であるかといふに、例へば次の如きをいふのである。

1. 夕刻後衛が一地を占領して敵を拒止し、明拂曉までに退却に就かんとする場合。
2. 敵陣地の前面に於て一部が夜間要地を占領し、包圍の爲主力が敵陣地の翼側に向ひ轉進せんとする行動を掩護し、明朝より主力と策應して攻撃を行はんとするが如き場合。
3. 前進部隊が某日の夕刻頃より明拂曉まで要地を占領し、敵の行動を遲滯せしめんとする場合。

右の如き場合に於ては主として夜間防禦に適する陣地を選定し、最初から夜間防禦に適する部署を以て陣地を占領すべきである。而して第一、第三の如き状況に於ては敵の夜間攻撃を受くる公算が多いばかりでなく、敵から迂回せらるる虞が大であるから、陣地の選定及之が占領は之に適應すると共に、陣地前のみならず翼

側の警戒及搜索を嚴ならしむるを要するのである。次に遭遇戦に於て戦鬪の勝敗決せずして夜に入つた場合に於ける夜間防禦に關して一言しやうと思ふのである。本令遭遇戦の部第百三第一項に次の如く示して居るのである。

攻撃經過中途に夜に入る場合に於て尙攻撃を續行すべきや或は翌拂曉新なる部署の下に攻撃を再興すべきやは全般の狀況特に戦鬪の現勢に基き決定すべきものとす而して直ちに攻撃を決行せざる狀況に於ては各部隊は日没と共に搜索警戒の處置を十分にし要すれば縦長の配備に移り以て爾後に於ける新なる使用と夜間に於ける敵の企圖とに備ふるを緊要とす。

即ち其の内容の一半は此の場合に於ける夜間防禦に關して記述せられてあるのである。此の防禦は單に夜間のみ防禦の姿勢に立つのであるから、此の見地のみよりせば前述せる夜間のみ防禦する場合の原則を適用すれば以て足れりとする様であるけれども、遭遇戦に於て戦鬪の勝敗決せずして夜に入り、翌拂曉新なる部署の下に攻撃を再興せんとする場合に於ては、師團全般としては明拂曉の攻撃に有利なる態勢を保持することに勉むるを要すると共に、各局所に於ては敵の本夜

に於ける攻撃に對し、夜間防禦に適する部署を以て現在線附近を占領する必要があるのである。而して敵として其の全力を以て本夜攻撃を續行する場合に於ては、夜間攻撃の原則に依り各要點に向ひ部分的に攻撃し來るから、我は此等要點を堅固に守備して敵の攻撃を撃退するを要するのである。而して一方此の場合、我は夜間に於ける敵の攻撃成功するか否かに依つて、之に對し明拂曉集結せる兵力を以て攻撃を再興し、敵を潰亂に陥らしめ又は新企圖を遂行し得る爲、成るべく大なる豫備隊を必要とするのである。即ち第一線の守備を堅固ならしめんが爲に成るべく大なる兵力を要すると、一方豫備隊の兵力も亦成るべく大ならしむるを要するのである。従つて第一線の防禦は各要點に兵力を集結して之を堅固に守備する如く著眼するを要するのである。然り而して此の狀況に於ける夜間防禦に在つて最も苦痛とするところは、障碍物を十分に設けることが出來ないことである。故に各要點に兵力を集結して之を堅固に守備すべき要求は益、之を緊要とすると同時に、時間及材料の許す限り特に重要な地點には輕易なる障碍物の設置に勉むべきである。敵が夜間攻撃を續行せんとする公算益、大なるか、少くも某要點に對して夜襲を決行すべき見込多き場合に於て特に然りとするのである。

而して此の際移動障礙の利用は大に推奨すべきである。

夜間防禦に關する赤軍野外教令第三百七十を參考までに左に掲げて置く。

第二百七十 防禦ニ於テ敵ノ夜間攻撃ヲ擊退スルハ豫メ立案セラレタル計畫ニ依ル、夜間防禦

計畫ニ包含スベキ事項左ノ如シ

イ、夜間推進セラレベキ警戒部隊ノ位置

ロ、重機關銃ヲ夜間位置ノ決定及人工照明ヲ使用セズシテ行フ機關銃ノ射撃設備

ハ、打撃部隊ノ夜間配置

ニ、照明燈及照明彈(打上照明)ヲ以テスル照明組織

ホ、化學攻撃ニ對スル準備

ヘ、各地區ニ對スル砲兵^ハ火力準備

ト、鐵條網其他ノ障礙物ヲ補足スベキ地域

右ノ外陣地前ニ對シテハ步兵斥候ヲ派遣シ潜伏斥候及監視哨(警戒犬ヲ附ス)ヨリ成ル警戒部隊

ヲ配置ス此際斥候ハ絶エズ敵ニ觸接ヲ保持ス、搜索機關銃警戒部隊ノ撤退ハ我機關銃ノ火力ヲ

以テ掩護セラルベキモノトス

砲兵ハ晝間凡有場合ニ對スル射撃開始ノ諸元ヲ準備シ敵ノ夜襲ニ當リテハ攻撃ヲ受クル方面

ヨリスル、信號(師團長之ヲ規定ス)ニ依リ直ニ射撃ヲ開始ス

人工照明ハ打上照明、照明彈及照明燈ニ依ル、照明燈ニ依ル照明ハ砲兵ニ對スル射撃要求ノ爲定

メラレタル信號ニ依リ開始セラル

敵兵守備地區ニ突入セバ打撃部隊ハ速ニ逆襲ヲ以テ之ヲ擊退シ敵ニ占領工事ヲ行フノ餘裕ヲ

(續)
二〇〇

與ヘザルヲ要ス

第二百九 夜間ノ防禦ニ在リテハ適時比隣部隊ノ協同ト後方部隊ノ援助トヲ期シ得ザルガ故ニ

各部隊ハ特ニ斷乎タル決意ヲ以テ各、其ノ位置ヲ固守シ砲兵ハ步兵ト密接ニ連絡シ必要ニ應ジテ

射撃ヲ實施シ最前線ノ守兵ハ敵兵我ガ陣地ニ近迫シ來ルヤ之ニ猛烈ナル射撃ヲ加ヘ或ハ手榴彈

ヲ投ジ其ノ隊伍ノ動搖スル瞬間ニ於テ銃劍ヲ揮ヒ之ヲ擊滅スベシ此ノ際一小部隊ト雖モ敵ノ側

背ヲ攻撃スルニ勉ムルヲ要ス

敵兵我ガ陣地内ニ侵入セバ該地區ノ指揮官ハ直チニ逆襲ヲ決行シ之ガ恢復ニ勉ムベシ

夜間ノ防禦に在つては暗黒の爲前後左右の連絡が困難であるから、如何に連絡の

施設及之が實施に勉めても、適時比隣部隊の協同と後方部隊の援助とを期するこ

とが出来ないのである。又一方各部隊は何時敵から攻撃を受けるかわからない

爲大なる不安に襲はれるのである。従つて夜間陣地を占領して居る各部隊は、特

に斷乎たる決心を以て各、其の位置を固守することが肝要である。比隣部隊が敵

から撃退せられた場合に於て特に然りである。決して比隣部隊に連絡して退却

するが如きことなく、飽くまで現陣地を固守し豫備隊の逆襲を容易ならしめ、之と

相俟つて陣地を確保すること肝要である。

砲兵は敵を認識することが出来ないから、守兵と密接に連絡して敵の位置及行動

砲兵は敵を認識することが出来ないから、守兵と密接に連絡して敵の位置及行動

砲兵は敵を認識することが出来ないから、守兵と密接に連絡して敵の位置及行動

砲兵は敵を認識することが出来ないから、守兵と密接に連絡して敵の位置及行動

砲兵は敵を認識することが出来ないから、守兵と密接に連絡して敵の位置及行動

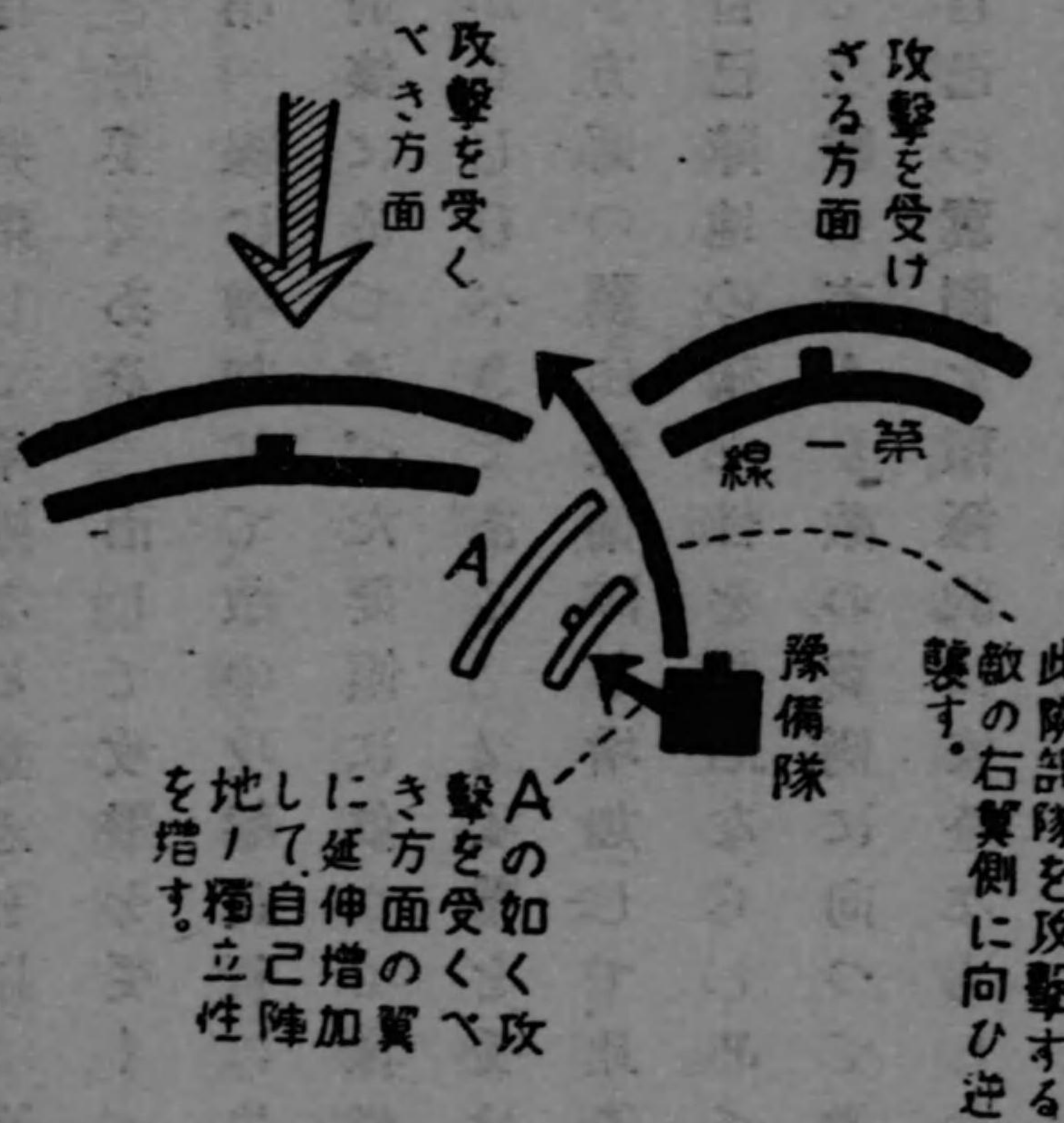
砲兵は敵を認識することが出来ないから、守兵と密接に連絡して敵の位置及行動

を承知し、必要に應じて射撃を實施し敵に打撃を加ふべきである。何故に砲兵は常に敵を射撃することをせずして、上記の如く必要に應じて射撃することとせられたかといふことを解説しやうと思ふ。夜間攻撃に於ては敵は通常我が陣地の要點に對して攻撃し來るのであるから、陣地の全正面前に到る處に射撃を行ふも價値がないばかりでなく、通常晝間の如く遠い距離から射撃することが出來ないのである。即ち縦方向にも將た横方向にも射撃すべき地域には制限を受けるのである。従つて必要に應じて射撃するを以て満足すべきは當然である。火線の守兵は敵兵我が陣地に近迫し來るときは豫め設けた射撃設備に據つて之に猛烈なる射撃を加へ、或は至近の距離に肉迫せる敵に手榴彈を投じ、其の隊伍の動搖する瞬間に於て銃剣を揮ひ之を撃滅すべきである。此の際一小部隊と雖も敵の側背を攻撃するに於ては、敵に及ぼす無形的效果實に偉大なるものがあるから、爲し得る限り之が實施に勉むべきである。併しながら之を行ふに方つては、友軍相撃つの危険に陥らない様に諸般の準備を緊要とするのである。

敵兵我が陣地に侵入したならば該地區の指揮官は敵の混亂に乗じて直ちに逆襲を執行し之が恢復に勉むべきである。上述の如く直ちに逆襲を執行すべく要求せられてあるのは我が國軍に於ける戰闘法の一特色と見るべきである。

(三〇一)

第二百十 夜間ノ防禦ニ在リテハ戰闘ハ通常各局所ニ惹起スルヲ以テ各級指揮官ハ冷靜ニ戰況ヲ判斷シ鞏固ナル意志ヲ以テ戰闘ヲ指導シ要スレバ適時其ノ豫備隊ヲ第一線ニ増加シ若クハ之ヲ逆襲ニ使用スル等各種ノ手段ヲ盡クシテ陣地ノ保持ヲ完ウスルヲ要ス



夜間の防禦に在つては前から屢述べた如く、通常戰闘は各局所に惹起するのであるから、防者の立場からすれば攻撃を受くる部分と否らざる部分とを生じ、攻撃を受けた部分は瞬間的に混戦亂闘を惹起し、否らざる部分は非常に不安の念に驅られて、攻撃を受けた局所の戰闘の喧擾に氣を奪はれんとするのは戰場心理の然らしむるところである。故に各級指揮官は冷靜

に戦況を判断して鞏固なる意志を以て戦闘を指導し、状況に適應する行動に出づること肝要である。而して攻撃を受くべき方面の部隊は要すれば適時其の豫備隊を第一線に増加して、敵の攻撃實行に先ちて第一線の防禦力を強大ならしめ、若くは前條に於て述べた要領に依つて豫備隊を逆襲に使用する等、極力陣地の保持を完からしむべきである。又攻撃を受けざる方面の部隊は右圖の如く攻撃を受くべき方面の翼に豫備隊を増加して、比隣部隊が敵の爲に撃退せられた場合に於ても、自己陣地の獨立性を強固ならしめて、之が保持を完からしめ、或は比隣部隊に向つて攻撃し來りし敵の翼側に向つて逆襲を行ひ、協同一致の本旨を發揮すると共に、自己の翼側を積極的に安全ならしむる如くするを要するのである。

第四篇 追撃及退却

本篇の各條に就て記述するに先ち、全般に就て若干述べることにしやう。第一に述べべきは本令に於て戦車、飛行機、瓦斯等に關し必要なる若干の事項を増補せられたるも、其の趣旨に於ては何等綱要と異なる點なきことである。綱要草案に於ては追撃及退却は陣地戰に關する篇の後に記述せられてあつたのであるが、綱要に於ては之を陣地戰の前に移されたのである。草案に於ては追撃又は退却なるものは、運動戰たると陣地戰たるとを問はず、戦勝後又は敗戦後に於て惹起する會戰の一段落であると認められて、之を陣地戰の後に記述せられてあつたのであらうけれども、元來陣地戰なるものは一種特異の作戰であつて、我が國軍として好んで爲すべきものでないことは周知の事實である。故に運動戰のものに準ずる如くするを以て、運動戰を主體とする綱要の精神と合するのは當然である。叙上の如き主旨の下に綱要に於ては草案の記述を轉倒せられたのであつたと信ずるのである。其の記述の要領が本令に於て襲踏せられて居るのである。

第一章 追撃

(二〇二)

第二百十一 戦勝ノ效果ヲ完全ナラシムルノ途ハ猛烈果敢ナル追撃ヲ實行スルニ在リ然レドモ戦勝後ニ於ケル各部隊一般ノ状態ハ動モスレバ眼前ノ成功ニ満足シ果敢ナル追撃ヲ躊躇シ遂ニ功ヲ一發ニ虧クノ弊ニ陥リ易シ故ニ各級指揮官ハ極メテ鞏固ナル意志ヲ以テ追撃ヲ斷行スルヲ要ス

戦闘後ハ勝者ノ疲勞固ヨリ大ナリト雖モ敗者ハ體力氣力共ニ疲憊殆ド極度ニ達スルモノナリ故ニ勝者ハ部隊ノ損傷整頓等ニ拘束セララルコトナク疲勞ノ果積補給ノ至難等ヲ克服シ一意追撃ヲ政行シ以テ最終ノ勝利ヲ完ウスベシ此ノ際各級指揮官ハ部下ニ對シ過劇ノ動作ヲ要求スルコトヲ辭スベカラズ然ラザレバ再ビ多大ノ犠牲ヲ拂ヒ敵ヲ攻撃スルノ止ムヲ得ザルニ至ルモノトス

本條は追撃の價值及追撃に對する軍隊一般の覺悟を明にせられたのである。本令第十三及第十四の精神に依れば勝者は敵を戰場に於て捕捉殲滅するのに在るのであるから敵を遠距離に追撃するが如きは此等兩條項の要求に合しない様であるけれども之は主義と現實とを辨へない議論であると謂はなければならぬのである。即ち純然たる攻撃に於ても將又防禦より攻勢に轉じた場合に於ても理想としては敵を戰場に於て捕捉殲滅する如く勉めなければならぬけれども

も其の實際の結果よりすれば全敵を戰場に於て捕捉殲滅することは勿論大部の敵を捕捉殲滅することすらも不可能なる場合が多いのである。故に戦勝の効果完全ならしめんとせば猛烈果敢なる追撃を伴ふのでなければ其の目的を達することが出来ないのである。今次の日支事變に於ける抗州灣上陸軍の南京に向ふ追撃漢口攻略軍の漢口に向ふ追撃の如きは實に其の好戦例である。是本條の冒頭に於て「戦勝の効果を完全ならしむるの途は一に猛烈果敢なる追撃を實行するに在り」と記述せられてある所以である。

我が國軍は日清戦争に於ても將又日露戦争に於ても追撃の實地が甚だ不十分であつたのは誠に遺憾とするところである。日露戦争に於て敵將クロバトキンが露軍一般に爲したる訓示中にも日本軍は十分なる追撃を行はないのを以て一特徴として記述せられてあるのであつて而かも日露戦争に於ける各會戦の追撃が敵將の豫言通りに不徹底に終つたのは大に猛省を要する次第である。將來戦に於ては火器の威力は益増大し且機械化部隊等の増強と共に戦闘は愈々慘烈を極め従つて必身の疲勞は其の極に達して追撃の餘力を存しない様になることは推定するに難くないのである。況んや會戦の日數延長せられた場合に於ては殊に然

りである。故に追撃の困難性は益々増加するものといはなければならぬのである。今諸戦例を研究し追撃を撃射して之を不徹底不十分ならしむる素因を討ねれば次の如くであると思考するのである。

1. 眼前の成功に満足すること。

戦勝後の成功に満足することは、日露戦争に於ける歴戦者の言に依るも、將又戦史の實績に徴するも明なるところであつて、實に我が國民性の弱點の暴露と見るべきである。蓋し此の心理は時の古今を問はず、洋の東西を論せず共通のものであつて、獨り我が國軍特有のものではないのではあるけれども、特に我が國民性としては熱し易く冷め易い特徴を有つて居るから、戦勝の喜に酔ひ眼前の成功に満足し、從て戦果を大成する爲遺憾少からざるのを通常とするのである。然り而して此の眼前の成功に満足する心理は、戦闘激烈であればある程其の發露が益々顯著であるのである。併しながら我が國軍に於ても鴨綠江の戦闘に於けるが如く戦闘開始後二、三時間の後敵が退却に就いた様な場合に於ては、某程度の追撃が行はれて居るのである。若し日露戦前の之に關する教育が十分であつたならば、鴨綠江戦に於ける追撃は徹底的に實施せられたであらうと信ず

るのである。

2. 心身の疲勞

戦闘が長時日に亘り、且戦況が悲惨劇烈であるに從つて、將卒共に心身疲勞の度益々大なるものあるは當然であつて、此の疲勞の度が大であればある程、追撃の困難性を増大することも亦自然である。されば此の事に關しては多く説明を加ふる要を認めないのであるけれども、茲に見通すべからざる一事があるから一言して置くのである。即ち同一程度の激戦を交へ心身疲勞の度も略同一の場合に於ても之を統率する指揮官にして追撃に對し著しき熱度を有するときと否らざる指揮官に依つて統率せらるる場合に比して、追撃が猛烈果敢に行はるることと是である。故に追撃を猛烈果敢ならしめんとせば、平素から各級指揮官の責任觀念及之に對する熱度を養成して置くことが肝要である。奉天會戰に於て第一軍司令官が沙河の線に敵を撃退するや、損害を顧みず脚力の續く限り猛烈に追撃すべく要求した爲、其の追撃の成果大に見るべきものがあつたのに徴しても其の一端を窺ふことが出来るのである。

3. 補給の状態。

補給の状態は追撃控制の主因となることが多いのである。日露戦争に於て、沙河の會戦に折角戦捷を獲得したに拘らず、猛烈なる追撃を行ふことが出来ず、沙河の線に於て對陣することとなつたのも、彈藥の補給の十分でなかつたことが其の主因と謂はれ居るのである。之に反して歐洲大戰の初期獨佛國境戦に於て勝利を得た獨逸軍は殆んど後方の關係に拘束を受くることなく、長距離を追撃することが出来たのである。得利寺の戦闘後追撃を執行することが出来なかつたのは、主として後方の整備未だ完からざりしに起因するのである。故に追撃を徹底的ならしめんとせば、會戦に先だち之が準備を十分ならしむるを要するのである。

4、損傷及隊伍整頓に關する拘束。

追撃に方つては、成るべく新銳なる活力を必要とするのである。戦力枯渴せる軍隊を以てしては、到底猛烈果敢なる追撃を行ふことが出来ないのである。前にも例證した鴨綠江戦に於て、比較的猛烈なる追撃の實行せられたのも、戦闘激烈となるに先だちて敵は退却し、従つて我が損傷も大ならず、隊伍整頓の爲に時間を要しなかつた爲である。既述の如く若し當時の戦術教育及國軍の練成に

於て更に長距離の戰略追撃を獎勵せられてあつたとすれば、一舉鳳凰城附近に追撃を執行し、當面の敵に對して殲滅的打撃を加ふることが出来たであらうと信ずるのである。

5、敵の抵抗及友軍との關係。

一旦追撃に移つた後に於ても、退却する敵の抵抗に會するや追撃頓挫の因を爲し、延いて敵に大なる打撃を加ふべき追撃は自然に消滅するに至り、單に敵の後を追ふところの追撃行軍となることが屢である。元來理論上よりすれば、曩に敵の全力と輸贏を争ひて之を撃退したところの勝者にして愈、追撃に移つた後、敵の一部たる残置部隊若くは收容部隊又は後衛等に衝突したとて、忽ち追撃が頓挫する筈のものではないのである。然るに曩に敵の全力に對して交戦せる場合に比して、迅速果敢なる戦果を見る事が出来ないのは、前述せるところの戦勝の満足と氣合脱けとに起因するのである。特に敵の收容部隊であるとか又は後衛であるとかの、比較的頑強なる抵抗に會するときは、我が正面の敵のみ頑強に抵抗するものであつて、比隣部隊の正面は然らざるや、といふ様な考を起し、比隣部隊の追撃行動が進捗したならば、我が正面に於ける敵の抵抗は自然に

薄らぐであらうといふが如き依頼心に變り、不知不識其の攻撃が不熱心且不活潑となるのである。剩へ友軍の連絡が取れないといふと、之に氣を奪はれて追撃は益、不活潑となる原因となることがあるのである。又叙上の如く連絡の斷れて居つた場合に、漸く比隣部隊間の連絡が取れるといふと、今度は名を連絡に藉り、友軍を待ち合はす弊に陥り易いのである。斯くして追撃は漸次緩慢性を増して來るのである。

6. 状況の不明。

状況の不明も亦追撃を控制する一因となることが少くないのである。前述鴨綠江戰に於て、近衛師團が其の追撃の初動活潑を缺いたのは、實に状況不明なりし結果であつたのである。

叙上の如く追撃を撃射し之を困難ならしむる原因は數多存するのであつて、此の原因の中には豫め準備を要するものと、戰勝後各級指揮官の努力を要求するものとの兩者があるのである。其の前者に屬する條件に關しては後述するところがあるから、本條に於ては重複を避けるけれども、後者に關しては本文にもあるが如く、特に各級指揮官に對しても極めて鞏固なる意志を以て追撃を斷行することを

要求せざるを得ないのである。綱要に於ても然りであつたが、本令の全篇を通じ極めて鞏固なる等の強き意味を以て、指揮官に要求せられて居る點は至つて少いのである。即ち戰勝後に於ける我が國軍の各級指揮官の心理状態に想到し、斯くまで強要するのでなければ、將來戰に於て再び追撃不徹底に陥り、敵をして所謂豫定の退却を取てせしむる虞があるからであらうと信ずるのである。戦争の初期に於ては現役將校も相當多く存在するから、此の要求の實現も左程困難でないかも知れないけれども、戰鬪の回数を重ねるに従ひ新進氣鋭の幹部は漸減し、各級指揮官の體力氣力の程度は逐次低下することは已むを得ないのである。此の時期に於て尙且猛烈なる追撃を敢てせんが爲には、少くも大隊長以上の指揮官に於て追撃の實行に對し十分なる熱度を有し、心を鬼にして軍隊を猛烈なる追撃に驅るの意氣あらんことを切望して已まないのである。

將來戰に於て殲滅的打撃を加へんとせば、軍隊の體力氣力に於て十分なる持久性を有し、敵の夫れに克つことが肝要なのである。特に戰鬪後に於て然りとするのである。蓋し我が國軍は過去戰役に徴するに、戰勝を獲得するまでは、如何なる危険にも將た如何なる艱苦にも堪へ克つことが出来るのであるけれども、一旦戰勝